

目 次

第 1 号 9月6日（金曜日）

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
休会の件	1 1
散会	1 1

第 2 号 9月11日（水曜日）

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録（第2号）	1 3
議事日程第2号	1 4
開議	1 5
一般質問	1 5
山名田久美子君	1 5
玉川邦夫君	2 0
小椋淑孝君	2 8
星 輝夫君	3 1
猪股謙喜君	3 5
日程の追加	4 5
請願・陳情	4 5
休会の件	4 6
散会	4 7

第 3 号 9月13日（金曜日）

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録（第3号）	4 9
議事日程第3号	5 0
開議	5 1
報告第 2号 平成30年度下郷町健全化判断比率等について	5 1
議案第57号 平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	5 2
議案第58号 教育委員会委員の任命について	8 4
議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について	8 5
議案第60号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について	8 6
議案第61号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定につい	

	て……………	8 6
議案第 6 2 号	下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について……………	8 6
議案第 6 3 号	下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……	8 6
議案第 6 4 号	下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定について……………	8 6
議案第 6 5 号	橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について……………	8 9
議案第 6 6 号	令和元年度下郷町一般会計補正予算（第 2 号）……………	9 3
議案第 6 7 号	令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	9 3
議案第 6 8 号	令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	9 3
議案第 6 9 号	令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	9 3
議案第 7 0 号	令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	9 3
議案第 7 1 号	令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）……	9 3
閉会……………		1 0 6

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招 集 年 月 日	令和元年9月6日		
本会議の会期	令和元年9月6日から9月13日までの8日間		
招 集 の 場 所	下郷町役場議場		
本 日 の 会 議	開会	令和元年9月6日 午前10時00分	議長 佐 藤 盛 雄
	散会	令和元年9月6日 午前10時40分	議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	1 番 星 輝 夫 2 番 玉 川 邦 夫 3 番 室 井 亜 男 4 番 星 政 征 5 番 湯 田 純 朗 6 番 小 椋 淑 孝 7 番 佐 藤 勤 8 番 猪 股 謙 喜 9 番 湯 田 健 二 10 番 山名田 久美子 11 番 小 玉 智 和 12 番 佐 藤 盛 雄		
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	1 番 星 輝 夫 2 番 玉 川 邦 夫 3 番 室 井 亜 男 4 番 星 政 征 5 番 湯 田 純 朗 6 番 小 椋 淑 孝 7 番 佐 藤 勤 8 番 猪 股 謙 喜 9 番 湯 田 健 二 10 番 山名田 久美子 11 番 小 玉 智 和 12 番 佐 藤 盛 雄		
欠 席 議 員	なし		
会議録署名議員	3 番 室 井 亜 男	4 番 星 政 征	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學 副 町 長 玉 川 一 郎 参事兼総務課長 室 井 哲 総合政策課長 玉 川 武 之 税務課長兼会計管理者 只 浦 孝 行 町 民 課 長 弓 田 昌 彦 参事兼健康福祉課長 星 修 二 農 林 課 長 湯 田 英 幸 建 設 課 長 猪 股 朋 弘 教育委員会教育長 星 敏 惠 教 育 次 長 湯 田 浩 光 代表監査委員 渡 部 正 晴 農業委員会事務局長 渡 部 浩 市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 渡 部 清 一 書 記 室 井 徳 人 書 記 芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件名	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

令和元年第3回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和元年9月6日（金）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3 番 室 井 亜 男

4 番 星 政 征

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましてはお手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回下郷町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、室井亜男君及び4番、星政征君を指名いたします。なお、両君には今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会におきましては、報告1件、議案15件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、九州北部、また三重県北部の記録的な大雨により被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、佐藤盛雄議長におかれましては、去る6月25日に招集されました令和元年第2回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び令和元年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会において、両組合の議会議長にご当選されました。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さて、季節は初秋を過ぎ、一雨ごとに涼しさを増し、秋の気配を感じられるようになってまいりました。この夏も猛暑が続き、水不足が懸念されましたが、町民の皆様方の節水のご協力により回避することができたようであります。皆様方のご協力に対して厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

7月31日には下郷町地方創生有識者会議を開催し、町議会からは議長さんを初め総務文教、産業厚生両委員長さんに委員としてご参画をいただき、平成27年度に策定した下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けてご協議をいただいたところであります。今回の会議は昨年度実施しました関連事業の検証や次年度以降の次期総合戦略の策定に向け、ご意見をいただきたいところであり、今後とも雇用の創出や交流人口の増加、郷土愛を育む町づくりの推進などを目指した町の活性化策についてご協議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

8月1日から3日にかけて、海の子山の子アドベンチャー交流事業が横浜市野島青少年研修センターを会場に開催されました。本交流事業は、本町と横浜市保土ヶ谷区の子ども会育成連絡協議会が例年相互に会場地となって交流事業を継続しているもので、本年で28回を数えております。本町からは山の子として児童38名が参加したほか、引率として保護者の方7名のご協力をいただきました。幼児期におけるこのような交流事業は、子供の見識を深めるとともに、町人材の育成に寄与し、将来的には交流人口の増加にもつながっていくものと考えております。ご協力をいただきました保護者の皆様には厚く御礼を申し上げます。

8月1日から4日間にかけて、東京都内において2019会津夏まつり in 江戸が開催されました。この事業は、JA会津よつばと会津地方17市町村が連携し、会津青果物等の消費拡大に向け、会津の食材を紹介するとともに、会津地方の農業活性化のため会津の魅力を首都圏に発信し、移住や就農を促すことを目的に開催するもので、昨年を引き続き3回目の開催となるものです。販売促進会ではじゅうねんみそや下郷高菜などを販売

し、大変好評を得たと伺っております。

8月22日には檜枝岐村において福島県南会津地方防災訓練が福島県檜枝岐村総合防災訓練とあわせ、震度6弱の地震を想定し、実施されました。この訓練は、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき隔年で実施されているもので、南会津地方町村会会長として私も出席してまいりました。

明後日の9月8日、日曜日には、前日まで連日雨が降り続いていた状況下で午前7時55分、本町において強い直下型地震が発生し、役場庁舎の震度計で震度6強を記録したことを想定し、下郷町防災訓練を実施することとしております。近年は気象や雨の降り方の変化に伴い、各地で豪雨災害が発生し、また少子高齢化など社会環境の変化も生じてきております。このような状況を踏まえ、この訓練を通して町民の皆様の防災意識の高揚に努めるとともに、今後とも安全、安心な地域づくりを推進してまいります。

8月27日には県内の農業分野の賞で最も権威のある第60回福島県農業賞において、本町の株式会社金子牧場、金子政彦氏が復興創生特別賞を受賞されました。この賞は、東日本大震災と原発事故からの農業復興と再生を牽引する生産者を顕彰するもので、大地震の大きな打撃を乗り越え、後継者の育成や販路の拡大に取り組んできたその努力が高く評価されたものと考えております。心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

8月30日には南会津地方町村会、南会津地方町村議会議長会及び会津総合開発協議会南会津地方部会の合同による県要望活動が実施され、議長さんとともに会津縦貫南道路並びに栃木西部・会津南道路の整備促進についてや生活交通路線運行に対する助成措置の拡充についてなど、南会津を開く最重点事項について要望活動を行ってまいりました。

9月2日には第1回下郷町振興計画審議委員会を開催したところであります。第6次振興計画の策定につきましては、住民と行政による協働の町づくりを推進するため、現在町民の皆様と町若手職員からなるワークショップにおいて、第5次計画の検証や町づくりへの思いなど意見を取りまとめているところであります。今後とも議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、さきの議会全員協議会においてご報告申し上げました町県民税等の賦課不祥事に関して、去る8月23日と26日の2日間にかけて現年度分の対象となる方々を訪問し、謝罪と説明を行ってまいりました。なお、過年度分につきましてはその額が確定次第、現年度分と同様に対象となる方々を訪問し、謝罪と説明を行ってまいります。納税者の皆様、そして関係機関の皆様には多大なるご迷惑をおかけする事態が生じたことを改めまして心からおわびを申し上げます。また、去る8月29日、懲戒審査委員会を設置し、その審査を開始したところであります。職員の義務違反につきましては、法令等にのっとり適切に対応するとともに、本町税務行政の信頼回復に向け、組織一丸となって取り組んでまいります。誠に申しわけありませんでした。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案15件についてご説明を申し上げます。

報告第2号 平成30年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告に

つきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について監査委員の審査に対し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第57号 平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本議案につきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものであります。渡部正晴氏、星政征氏の両監査委員におかれましては、去る7月16日から8月1日までの間において、決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、意見書の提出をいただいております。その内容につきましては、後日監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月9日には両監査委員から審査結果について講評をいただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましてはその要因を十分調査、分析し、改善すべき事項につきましては速やかに対処してまいりたいと考えております。今後さらに町民の皆様の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、効率的な行財政の運営を徹底し、健全財政を堅持してまいり所存でありますので、議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第58号 教育委員会委員の任命についてでございますが、本年9月30日をもって任期満了となります現委員、盛義夫氏の後任について、下郷町大字豊成字倉238番地、湯田嘉朗氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、ご提案申し上げますものであります。任期満了となる盛義夫氏におかれましては、前任者の残任期間となる平成26年1月1日から現在まで2期5年9カ月、本町教育行政のご進展にご尽力をいただきました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。後任としてご提案申し上げます湯田嘉朗氏は、長年高等学校教諭として奉職され、この間には福島県立小野高等学校、福島県立白河旭高等学校の校長として学校経営に当たられ、またご退職後の現在はその豊富な知識と経験をもとに福島県立田島高等学校学校評議員、田島、南会津高等学校に係る高等学校改革懇談会委員としてご活躍されております。これらのことから、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有しておられる同氏が適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、新消防庁舎建設事業に係る庁舎棟、緊急車両庫が本年11月に完成し、12月からは新庁舎において消防本部消防署及び事務部局の業務が開始されることから、本組合規約に規定する組合の事務所の位置を現在の事務部局が執務する南会津地方広域センターの所在地から新庁舎への所在地に変更するものであります。

議案第60号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について、議案第61号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定について、議案第62号 下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について、議案第63号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について及び議案第64号 下郷町河川流水

占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての5議案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

消費税率の引き上げに伴う本町の対応方針でございますが、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際にはその年の6カ月後の平成27年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定であったことから、本町においては平成26年4月から使用料等の改正は見送り、消費税率が10%に引き上げられるのに合わせ使用料等の改定を検討することとした経緯がございます。今般2度の延期を経て、本年10月1日からは消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、現在令和2年4月から使用料等の改正を原則とし、検討を重ねているところでありますが、今定例会でご提案申し上げます5議案につきましては制度上、またはその額の算定上消費税率改正の施行と合わせ、見直しが必要となりますことから、所要の改正をお願いするものであります。

また、消費税率引き上げ分を財源とする保育料の無償化についてであります。国の制度では3歳児から5歳児までの保育料及びゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の乳幼児の保育料を無償化し、給食費や行事費は無償化の対象外としております。これに伴う本町の対応方針でございますが、これまで町独自の施策として行ってきた同時入所2人目以降の保育料無償化を廃止し、国の制度に上乗せして2歳児の保育料を無償化することといたす考えであります。また、町の制度では無償化の対象外となる給食費や行事費は現在も実費徴収していないことから、公費負担を継続し、町独自の施策として行ってきた通園助成については廃止をし、ご負担をお願いすることといたします。なお、この制度は今年10月1日から施行されることとなりますが、関係予算につきましては国庫支出金等の詳細が示されていないことから、12月の補正予算で整理をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。今後とも幼児教育の充実を図り、あわせて保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第65号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約についてでございますが、令和元年第2回定例会においてご議決を賜りました橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、当該契約の一部を変更したく議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,643万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3,974万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、地方交付税につきましては交付額の決定により普通交付税を1億4,733万2,000円を増額するものであります。

国庫支出金につきましては、民生費国庫補助金では市町村による予防、健康づくりや医療費適正化の取り組みの効果的な展開を支援する福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金73万7,000円を、衛生費国庫補助金では健康管理母子保健副本登録に伴うシステム改修に係る母子保健衛生費国庫補助金74万8,000円を、商工費国庫補助金では大内宿における観光WiFi環境整備構築事業及び観光案内所トイレ改修事業

に係る観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業補助金574万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

県支出金の農林水産費県補助金につきましては、協定面積の増加により多面的機能支払い交付金を3万5,000円増額し、施設が決壊した場合下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を支援する農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,800万円を計上するものであります。

繰入金及び繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により財政調整基金繰入金を1億2,000万円減額し、繰越金を1億1,403万3,000円増額するものであります。

諸収入につきましては、民生費等に係る国庫支出金及び県支出金の精算により過年度収入を12万3,000円増額し、雑入では平成29年度の直轄道路事業地方負担金の精算により沼尾シェッド国直轄修繕代行事業返還金1,052万6,000円を計上するものであります。

町債につきましては、町道落合音金線舗装補修工事の事業費の補正に伴い、その財源とする過疎対策事業債190万円を増額し、普通交付税の算定に伴い発行可能額が確定したことから、臨時財政対策債を274万2,000円減額するものであります。

歳出の主なものでございますが、総務費の一般管理費では小中学校児童生徒の登校時に合わせ防犯パトロール実施していることから、超過勤務手当8万5,000円を増額をお願いするものであります。なお、防犯協力会など地域の皆様のご協力に対しまして、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

同じく総務費の文書広報費では、防災行政無線中山中継局に至る作業道の維持管理に係る賃金、使用料及び賃借料、原材料費を合わせて75万円を計上し、企画費では第6次振興計画を初め各種計画の策定に向け、全庁的な体制で取り組むため超過勤務手当32万円の増額をお願いするもので、同じく企画費の住宅用太陽光発電システム設置費補助金24万円につきましては今後の見込み額を精査し、補正計上するもので、諸費については民生費等に係る国庫支出金及び県支出金の精算に伴う返還金と町税に係る過年度還付金を合わせて1,890万1,000円を増額するものであります。

衛生費の保健事業費につきましては、歳入でご説明申し上げました福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金73万7,000円をその目的から健診委託料に充当し、財源の内訳の補正を行うものであります。

同じく衛生費の母子衛生費につきましては、健康管理母子保健副本登録に伴うコンピューター保守料、システム改修委託料に合わせて113万9,000円を計上するもので、システム改修委託料につきましては歳入でご説明申し上げました母子健康衛生費国庫補助金74万8,000円を充当する事業であります。なお、この事業につきましては子供時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し、引っ越しや子供の成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービスを構築するものであります。

農林水産業費の農業振興費では、電気柵等の設置に対する補助申請が増加していることから、有害鳥獣対策事業補助金を40万円増額するものであります。なお、本補助金につきましては既決予算を上回る事業量となりましたことから、その緊急性等を勘案し、予備費を充当し、対応させていただきましたが、今後の見込み額を精査し、増額をお願い

いするものであります。

同じく農林水産業費の農地費では、成岡池の廃止に係る測量設計委託料及び工事請負費合わせて2,209万8,000円を計上するものであります。なお、当該のため池は防災重点ため池に指定されており、工事請負費につきましては歳入でご説明申し上げました農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,800万円を充当する事業であります。同じく農地費の負担金補助及び交付金につきましては、協定面積の増加により多面的機能支払い交付金負担金を4万8,000円増額するもので、その財源として歳入でご説明申し上げました農林水産業費県補助金を充当するものであります。

商工費の観光費につきましては、歳入でご説明申し上げました大内宿における観光ワイファイ環境整備構築事業及び観光案内所トイレ改修事業に係る委託料及び工事請負費と合わせて1,148万3,000円を計上するもので、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業補助金574万1,000円を充当する事業であります。

土木費でございますが、道路維持費の修繕料につきましては、今後の見込み額を精査し、186万9,000円の増額をお願いするもので、道路新設改良費の工事請負費400万円につきましては防災安全交付金事業、町道落合音金線舗装補修工事であります。本事業につきましては平成28年度から継続事業として整備を進めてまいりました。本年度分につきましてはさきに発注しているところでありますが、整備計画の総延長のうち未施工区間が残り57.45メートルとなりましたことから、事業費の補正をし、本路線の事業完了を目指すものであります。

同じく土木費の住宅管理費、施設修繕料につきましては、今後の見込み額を精査し、増額をお願いするものであります。

教育費であります。事務局費では防犯パトロールに係る超過勤務手当を25万1,000円増額し、保健体育総務費では市町村対抗福島県ソフトボール大会の出場に当たり、打者用のヘルメット等、用具の整備を支援するため補助金を9万9,000円計上するもので、コミュニティセンター管理費の修繕料79万6,000円につきましては大川ふるさと公園野球場ナイター照明修繕に係る所要額を計上するものであります。

公債費につきましては臨時財政対策債の10年ごとの利率見直しに係る所要額を、また歳入でご説明申し上げました直轄道路事業地方負担金の精算に伴う過疎対策事業債の繰上償還に係る所要額をそれぞれ補正計上し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第67号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,554万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,911万8,000円とするものであります。前年度繰越金の確定により繰越金を4,554万円増額し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第68号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,597万6,000円とするものであります。歳入につきましては、前年度繰越金の確定により繰越金を、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付費をそれぞれ

28万4,000円増額するものであります。

議案第69号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,325万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億4,800万5,000円とするものであります。

歳入の国庫支出金、介護保険事業費補助金22万6,000円につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金を計上しております。

同じく歳入の繰入金につきましては、今ほどご説明を申し上げました国庫支出金、介護保険事業費補助金の補正により一般会計繰入金、職員給与費等繰入金を22万8,000円増額し、一般会計繰入金、事務費繰入金につきましては平成30年度介護認定審査会の審査件数の確定及び同審査会のシステム更新に伴う繰入額を調整し、31万円を減額するものであります。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により6,311万2,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費では歳入でご説明申し上げました介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料45万4,000円を計上し、同じく総務費の介護認定審査会費ではこちらも歳入でご説明申し上げました介護認定審査会のシステム更新に伴い、コンピューターリース料を7万3,000円計上し、また平成30年度の審査件数の確定により認定審査会共同設置負担金を38万3,000円減額するものであります。

保険給付費では、居宅介護サービス事業者の指定区分変更に伴い、居宅介護サービス給付費を449万9,000円減額し、特例居宅介護サービス給付費を同額増額するものであります。

基金積立金につきましては前年度繰越金の確定により1,499万9,000円、諸支出金につきましては平成30年度の事業費の確定により国庫支出金等の超過交付に係る返還金1,740万2,000円それぞれ増額し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第70号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億32万8,000円とするものであります。

歳入でございますが、使用料及び手数料、簡易水道使用料につきましては、さきにご説明申し上げました水道料金等の改正に伴い58万9,000円を増額し、繰入金につきましては水道使用料及び繰越金の補正により一般会計繰入金、高料金対策分を226万3,000円減額し、また歳出でご説明申し上げますが、中央監視装置更新工事に係る一般会計繰入金、町単工事費分を338万8,000円増額するものであります。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により167万4,000円を増額するものであります。

歳出でございますが、簡易水道費において、歳入でご説明申し上げました湯野上簡易水道に係る中央監視装置更新工事に係る工事請負費338万8,000円を計上しております。

議案第71号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ2,722万6,000円とするものであります。

歳入の使用料及び手数料、農業集落排水使用料でございますが、さきにご説明し上げました農業集落排水使用料の改正に伴い3万2,000円を増額するものであります。

繰入金の一般会計繰入金、歳出となりますが、農業集落排水費の修繕料につきましては、上澄み水排水装置の改修に係る補正計上であります。当初予算においてその所要額を措置していたところでありますが、見込み額の精査により一般会計繰入金につきましては158万5,000円、修繕料につきましては161万7,000円を増額をお願いするものであります。

以上、本定例会にご提案をいたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明をさせますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第4 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月7日は土曜日のため、9月8日は日曜日のため、9月9日及び9月10日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日、8日、9日及び10日の4日間を休会とすることに決定しました。なお、再開本会議は9月11日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦勞さまでございました。（午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月6日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招 集 年 月 日	令和元年9月11日		
本会議の会期	令和元年9月6日から9月13日までの8日間		
招 集 の 場 所	下郷町役場議場		
本 日 の 会 議	開議	令和元年9月11日 午前10時00分	議長 佐 藤 盛 雄
	散会	令和元年9月11日 午後 零時48分	議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	1 番 星 輝 夫 2 番 玉 川 邦 夫 3 番 室 井 亜 男 4 番 星 政 征 5 番 湯 田 純 朗 6 番 小 椋 淑 孝 7 番 佐 藤 勤 8 番 猪 股 謙 喜 9 番 湯 田 健 二 10 番 山名田 久美子 11 番 小 玉 智 和 12 番 佐 藤 盛 雄		
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	1 番 星 輝 夫 2 番 玉 川 邦 夫 3 番 室 井 亜 男 4 番 星 政 征 5 番 湯 田 純 朗 6 番 小 椋 淑 孝 7 番 佐 藤 勤 8 番 猪 股 謙 喜 9 番 湯 田 健 二 10 番 山名田 久美子 11 番 小 玉 智 和 12 番 佐 藤 盛 雄		
欠 席 議 員	なし		
会議録署名議員	3 番 室 井 亜 男	4 番 星 政 征	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學 副 町 長 玉 川 一 郎 参事兼総務課長 室 井 哲 総合政策課長 玉 川 武 之 税務課長兼会計管理者 只 浦 孝 行 町 民 課 長 弓 田 昌 彦 参事兼健康福祉課長 星 修 二 農 林 課 長 湯 田 英 幸 建 設 課 長 猪 股 朋 弘 教育委員会教育長 星 敏 惠 教 育 次 長 湯 田 浩 光 代表監査委員 渡 部 正 晴 選挙管理委員会委員長 佐 藤 和 衛 農業委員会事務局長 渡 部 浩 市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 渡 部 清 一 書 記 室 井 徳 人 書 記 芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件名	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

令和元年第3回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和元年9月11日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を
求める陳情

陳情第4号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情

追加日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。議場内気温が上昇してまいりましたので、脱衣を許可します。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より追加資料の報告があります。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。皆さんのお手元に本日の定例会に説明員として出席されます職氏名につきまして、追加で配付してございます。

よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、山名田でございます。一般質問通告書に基づき、2点質問いたします。

まず1点目、防災意識を高めるために。県は、地震被害想定を今年度から3年がかりで見直しに入るとし、東北地方太平洋沖、福島盆地西縁断層帯、新たに会津盆地東縁断層帯を震源とする起こり得る最大の被害を想定するとしています。現行は1995年1月に起きた阪神・淡路大震災を踏まえ、95年から97年にかけてマグニチュード7級の地震による影響をまとめたものです。そこで思い出されるのが1994年12月、阪神・淡路大震災の1カ月前のことです。湯野上温泉を震源とする断層型地震です。建物や人的被害は大きなものではなく、大事には至りませんでした。今年で25年になります。25年もたつと、人間の記憶は薄れるものです。災害は、いつ起こるのかわからないのが現状です。

町は、毎年防災訓練を実施し、住民の意識を高め、維持することは必要不可欠です。特に学校の防災教育で、ある程度冷静に、どう行動したらよいか判断できることが重要で、これから力を磨くことは大切なことと考えます。今年度は先ほど9月8日、防災訓練が実施された際、行政区も含め、檜原小学校が防災訓練に参加されていました。児童はいろいろな訓練を体験いたしました。今後ほかの小学校の参加は考えておられるのかお伺いいたします。

また、以前に質問いたしました防災頭巾等の備えつけについて、各学校と協議を進めていくと回答をいただきました。その後どのような協議がなされたのかお伺いいたします。

2点目です。ふるさと納税の今後はどうなるのでしょうか。ふるさと納税新制度が6月1日からスタートいたしました。新制度は、返礼品は地場産、返礼品は寄附額の30%

以下、寄附金募集の適正な実施の3基準を満たした自治体のみ対象に指定するとしておりました。町は、当初からきちんと基準を守っていると考えております。国は、製造が他の地域でも、ゆるキャラグッズや寄附先の自治体を訪問し、宿泊するのが条件の旅行券などは認めております。返礼品も当初よりは増えておりますが、今後返礼品の追加はあるのかお伺いいたします。

以上、2点質問いたします。ご回答のほうよろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の防災意識を高めるためにでございますが、先日9月8日に実施いたしました町防災訓練では、大規模な地震災害を想定し、町民の皆さん、各関係団体の協力によりさまざまな訓練を実施することができ、防災意識のさらなる向上が図られたことと思います。

さて、ご質問にあります今後の町防災訓練への小学校の参加についてでございますが、この試みは平成29年度より実施しておりまして、平成29年度は旭田小学校、平成30年度は江川小学校、今年度については檜原小学校の児童に参加していただきました。その内容は、各学校での避難訓練を町バス、または徒歩にて防災訓練会場まで移動し、会場では実際に消火器及び消防団が使用しているファイヤーレンジャーを使用した初期消火訓練への参加、煙体験ドームや降雨体験車による災害状況の体験、消防署や消防団による各種訓練等を見学し、改めて災害時の知識や備えを体験していただきました。今年度で全ての小学校が参加したことになりますが、児童の意識啓発、災害の知識、災害時の判断、行動等の防災教育を行う上では防災訓練への参加は大変重要であると考えておりますので、今後についても教育委員会、各小学校と参加内容も含め、継続するよう検討してまいります。

2点目の防災頭巾の備えつけについてでございますが、寄附としていただいていた分が幾つか各学校にある以外は現在のところ防災頭巾は備えつけられておりません。その理由といたしましては、防災頭巾の利用について学校側との協議などをしましたところ、低学年が着用するには大き過ぎて前が見えない、またすぐに手の届くような保管場所、スペースが見当たらないなどの問題がございました。仮にどこかへまとめてしまっておくという場合でも、地震発生後防災頭巾の保管場所までの移動に落下物や、さらには激しい揺れが発生する可能性もあるということでございます。現在全国的に地震から自分の身を守る行動の一つとしてシェイクアウト訓練を推奨しており、各学校でも実施されております。シェイクアウト訓練は、素早く机の下などの安全な場所で低い姿勢で頭を守り、揺れがおさまるまで動かないという行動を習慣づけるための訓練でございます。まずは地震がおさまるまで動かず、安全を確保し、落ちついてから速やかに最短の安全経路を避難するというものでございます。今後とも児童生徒を初め町民一人一人が防災に対する意識の向上を図られるよう、町防災訓練等関係機関の協力のもと、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、大きな2点目のふるさと納税の今後でございますが、議員の見込みのとおり当町では新制度の3つの基準を満たしておりますので、令和元年5月14日付で総務大臣からふるさと納税の対象となる地方公共団体として指定を受けております。ふるさと納税制度につきましては、人口減少が深刻化する地方において、地域資源を最大限に活用して地域経済を再生させていく上で重要な役割を果たすものと考えております。現在町の返礼品につきましては7品目の登録がございますが、さらなる町の魅力発信や地元産品など、PRによる産業振興を図るため、町民の皆様へ新たな返礼品の募集を行っております。8月1日から町のホームページや8月号の広報しるしに掲載し、かつまた行政区長さん経由の募集チラシの回覧、さらには下郷町商工会を通じて会員の皆様方へご案内をかけておりますが、現在のところ応募はない状況であります。町民の皆様からご協力をいただいて、返礼品を増していくは町といたしましても大変重要なことだと考えておりますので、今後とも随時募集を継続し、基準を満たしているものにつきましては新たな町の返礼品として追加していきたいと考えております。また、町でも町の関係機関、団体の皆様のご理解をいただきながら返礼品の増加に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 再質問させていただきます。

まず、防災意識の件なのですけれども、防災頭巾が寄附されたというのは以前質問した後に老人会の方が自分たちで防災頭巾をつくってくださり、それを各学校にちょっと寄附をしたということはお伺いしているのですけれども、やはり場所云々というよりは、一番最初に今町長もおっしゃったようにまずどういう行動をとるべきか。子供たちというのはやはり机、日中の話ですけれども、机の下に隠れる、頭部を守ることが本当に初歩的な必要なことだと思います。実質湯野上温泉が地震があったときって夜だったのです。これ自宅にいたときでしたので、やはり自宅でどういう避難をしたかというのは、今本当に25年前のこと思い出すのですが、やはりうちの娘もまずテーブルの下に隠れた。今お話しすると、そういうことを思い出すのです。やはりそういった日ごろの訓練というものをきちんと身につけて行動するということが大切なことだと思います。ましてやこれ日中、学校であれば確かに机の下に隠れる。揺れが落ちついたらゆっくりきちんと行動を起こすということだと思うのですが、ではその時点で頭を守る、体を守る何が必要なのかというのをやはりもっと真剣に考える必要があるのではないかと。置く場所がある、ないの問題ではないと思うのです。どういったことが一番大切なのかというのをやはり教育委員会も含め、学校も含め、これは学校だけの問題ではないと思います。自宅においてもそういうことだと思いますので、実際何が必要なのかということを中心に調査していただきたいなというふうに思います。

あと、各学校29年から、確かに旭田、江川、それから檜原と3年続いているのは私も記憶しているのですが、やはり小さい子供たちが訓練に参加して真面目に聞いているのを見ると、楽しいというわけではないのですけれども、本当に喜んで参加している

というのが目に見えて、新しい自分の記憶の中に残るものを子供たちは会得しているのだなというのを今回檜原小学校の訓練を見ていて思いました。そういったことも含め、行政区も順番でたしか参加しているかと思うのですが、やはりそういう大人たちも含め、いざとなったときにどう対応するのかというのを身をもって感じるというのが一番必要なのではないかと思います。防災頭巾というのは、前お伺いしたときにあまり守るためにはそんなに効果的でないということもおっしゃっていたかと思うのですが、やはりそれにかわるヘルメットなり、あるいはちょっと静岡のほうで聞いた話ですと座布団にしているのが防災頭巾になると、いざというときにはそれをかぶって訓練をするというのを聞いたこともございます。何らかの形で場所がある、ないの問題ではなくて、やはり考え方をもう一度見直していただきたいというふうに思います。

それから、あとふるさと納税につきましてですが、今年の事務報告を見ますと昨年度かなり伸びています。金額的に平均を見ますと大体1万2,000円前後が平均しているのかなというふうに見たのですけれども、その3割というと3,500円前後かと思うのですが、例えば今年度に対して返礼したもの、例えば私が考えるには湯野上温泉の宿泊券なんかの場合3,500円の返礼品があったとしても、1回では泊まれないとは思いますが、それを何年間か貯蓄して使えるというような制度というのは考えられるのでしょうか。その点について再度質問いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 防災意識を高めるための再質問でございますが、この質問は教育長が答えることが一番よろしいかとは思いますが、私からも若干答えさせていただきます。

まず、子供たちの安全を守るためには防災意識を高める、これが一番大切でありまして、調査も必要、日ごろの訓練も必要だと思います。今後何が必要かということも教育委員会、学校で検討していただくと。頭巾であったり、ヘルメットであったり、そういうことについては学校長の学校経営に従ってやっていただきたいと、こう私は思っております。

次に、ふるさと納税の関係につきましては、去年は件数も増えて、金額も増えてきました。徐々にふるさと納税が増えているということでございます。今後とも返礼品については町民の皆様、議員の皆様からアイデアをいただいて、返礼品の数を増やしていただくと。やはり食べ物、お米、あるいはそうした全国の自治体の傾向を見ると、そういう食べ物が物すごく返礼品として使われているというのが多いようでございまして、下郷町で一番いいのはどれなのか、あるいは何回かためて宿泊する方法もあるのかどうかということもこれから町の検討委員会、要するに企画推進委員会等で検討していただくということにしていきたいと思っております。

なお、その内容についてはやはり地区の経営者、そういう人たちと協議しなければならないと思います。個人で出すということについても大丈夫らしいですから、ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） では、私のほうから答弁させていただきます。

最初に、これまで防災意識を高めるための小学校の参加ということで、各小学校、旭田、檜原、江川全で一巡したわけなのですが、これにつきましても次年度についても学校と協議しながら引き続き参加できるような形にしていきたいなというふうに思います。

あと、それと今の学校の防災関係の状況なのですが、避難訓練につきましても年2回実施しております。うち1回につきましても地震を想定したシェイクアウト訓練を同時に実施しているということです。保護者引き渡し訓練、そういうのも年に1回、災害を想定し、下校時に保護者が学校へ子供を迎えに行く訓練ということで実施しております。あと、防犯教室ということで年1回、警察官協力のもと、不審者侵入を想定した訓練ということで、教員もさすまたで対応するというような学校の訓練を実施してございます。そういった中で防災意識、防災用具関係につきましても、防災頭巾ということで議員のお話でしたが、それに対してこういった状況の中で何が必要なのかということも含めて各学校と協議をいたしまして、どんなものがあるのかということでも検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 防災訓練の件ですが、これは国が定めた訓練実施ということもあって、毎年やると思うのですけれども、やはり何度やってもいざというときにどう対応するかというのを覚えるというのはなかなか難しいことです。ただ、我々年齢が高くなってくると、本当にいざというときにどう動くかというのなかなかできないときもあるかと思うのですが、やはり小さいときからこういう訓練を受けているとかなり俊敏に動けるのが備わってくるのかなというのは見ていて感じましたので、やはり今後とも3校、できれば本当は中学生もやっていただきたいと思いますのですが、日程的なものとかいろいろあるのかと思うのですけれども、やっぱり小中を通して実施していただければなというふうに思っております。

また、ふるさと納税の件で、今町長のほうから個人でもオーケーということが出されましたけれども、我々返礼品に関して最初本当に一、二品の返礼品から今7品目まで増えていますし、いろいろ見えていますと今のところ食べ物だけの返礼ということではあります。やはり私たちもどんなものがあるのかというのは一緒に考えていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、防災訓練についても一度、こういった場所でそういう協議をされているのかだけ教育長、もう一度答弁お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 協議につきましても、各学校に問い合わせでの協議という形、現場

のほうでこういった状況の中でこういったものがなかという中での学校での問い合わせの中で今回こういった状況の答弁になっております。

あと、それと中学校も通してということなのですが、これにつきましては教育課程の編成もごございますので、そういった中につきましては校長会、または中学校を通してそういった協議をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 防災訓練の関係については、各学校だとか、それからPTAだとか、教育委員会を通じてまとめていただくということが訓練に必要なものだと思いますから、何事もないようにするためには予防が大切ですので、ご理解いただいて、学校経営者である代表の方の意見を聞いていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議員番号2番、玉川邦夫です。通告で2つの柱で質問させていただきます。

まず1つは、深刻なイノシシ被害対策についてであります。各地区で鳥獣被害対策が精力的に進められています。ここまで被害が大きくなるとは、覚悟を決めて、我々人間がおりに入るしかないかといった冗談話も出るほどです。芦ノ原の区長さんがイノシシの被害がひどくなってきたので、1.2キロほどの柵を張りめぐらすことにしたと語ってくれました。しかし、イノシシは知恵もあって、支柱の弱いところを見つけてあそこから田畑に進入してくるということだそうです。里山の再生を頑張ったところでイノシシには通用しないということでしょうか。

そこで、町長さんに3点質問いたします。まず1つ、各地区に委ねられているイノシシ対策、予算確保が大きなネックになっております。中山間地域や農地維持支払い交付金事業でかなりの補助金をいただいている地区にとっては広範囲での柵の設置は容易に可能です。しかし、そうした事業に該当していない地区は町の補助のほかに自己負担も余儀なくされています。今後こうした実態を勘案した町としての対策を考えておられるのか伺います。

2つ目として、過日里山林整備事業が県農林事務所から示され、回覧板を通して案内がありました。鳥獣被害防止のための刈り払い等に森林環境税から補助を出すという大変ありがたい事業です。ぜひ里山林の整備事業に町農林課でもささやかながらも補助支援をつけて、取り組みに弾みをつけさせてはどうかと、そう思います。いかがでしょうか。

3つ目として、自分たちの地域は自分たちで捕獲活動していこうという狙いから、6月にわな免許取得のための予算化が図られました。過日有害鳥獣捕獲隊とともにわなを

仕掛けてある現場を見せていただきました。そこでイノシシの通り道はどこなのか、またわなの設置場所はどこが適切なのか、その見きわめは非常に難しいことに気づきました。今回初めて免許を取得された方々の捕獲活動の実態はどうか、現時点での様子を教えていただきたいと思います。

大きな柱の2つ目です。町文化財の保存、継承について。今年の3月に教育委員会より大内宿の民家と集落という調査報告が出されました。町内の有識者はもとより、全国の4大学による共同調査隊が結集してできた非常に貴重な報告書であります。第5次振興計画第6章でも文化財の保護と活用を掲げています。具体的には未指定でも将来文化財に指定が予測されるものを含め、価値ある歴史的遺産を調査し、所有者や関係者の理解を得ながら積極的に保護していくような対応をしていくとしています。

そこで、町長に2点ほど質問します。具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。1つは、将来文化財に指定が予想されるものを含め、価値ある歴史的遺産を調査、保護していくために、予算化を図った積極的な調査研究をもっとしてほしいということです。檜原地区のある方は、町の文化財指定を受けている観音様をここ何年か預かっているということです。こうした町の歴史、文化にとって貴重なものが各地区や各個人宅にまだ眠っているのではないかと、そう思ったとき非常に心配であります。地域の文化財は、県や町の指定を受ける、受けないということではなく、町の文化遺産としてもっと保護に力を入れてほしいと思います。例えば民俗資料館、あるいは民俗資料室を設けることはもちろんのこと、各観音堂にある仏像やさまざまな郷土芸能等をプロ写真家にしっかり撮っていただき、後世に伝えていく。あるいは、修復の必要があるときは一部助成をしていくなどの思いやりの予算を考えていただきたいが、お考えをお聞かせいただけます。

2つ目として、3年前に会津地方の三十三観音めぐりが日本遺産に登録されました。近年それに関連した研修会、あるいは観光企画が各地で行われています。下郷の地元の方々にも何とか関心を持ってもらうために、極上の会津プロジェクト協議会のような組織に頼らないで、民間と力を合わせて3カ所、小野嶽観音は今設置済みでございます。3カ所の観音堂に日本遺産認定のあかしになるような看板をつくっていただきたいと思います。わかりやすい案内板を設置すること、そこを訪ねたお客様へのおもてなしの一つです。町長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の中山間地域等直接支払い交付金に該当しない地区のイノシシ対策の対応についてでございますが、町としては現在国の交付金に該当する、しないにかかわらず、イノシシ対策として下郷町有害鳥獣被害防止対策事業の補助制度を活用していただいております。この補助は、電気柵等の補助であり、個人と行政区とに分かれております。個人は事業費の上限額が30万円で、2分の1の補助となっております。行政区等の団体に

つきましては、事業費の上限額が70万円で10割の補助となっております。現在のところ行政区等での柵の設置については有効な事業と考えられております。町単独事業として下郷町有害鳥獣被害防止対策事業については、要望が多く、対策経費の増加が見込まれている。今後国、県の指導をいただきながらさらなる有効な事業内容になるよう検討していく考えであります。

次に、2つ目の県が実施しております里山林整備事業につきましては、地区が実施主体となり、実施面積1アール当たり上限額が40万円の補助が受けられ、緩衝帯整備や景観整備等を行う事業となっております。ただし、この事業は要綱におきまして、市町村からの補助金等を受けている事業は除くこととなっていることから、上乘せ補助はできないものとなっております。町といたしましては、鳥獣被害対策協議会において、鳥獣被害防止に向けた緩衝帯整備等の事業を地区の要望等により実施しているところであり、引き続き予算の範囲内で継続していく考えでございます。

3つ目のわな免許取得者の現時点での報告でございますが、行政区推薦44名中、新規免許取得者24名、既免許取得者が5名、合わせて29名であります。9月下旬ごろにわな隊の結成を予定しております。結成につきましては、委嘱状の交付、わなによる捕獲に関する講習会を予定しておりますので、捕獲知識の向上及びわな設置に係る安全性の向上を図り、あわせて保険等の加入も済ませた上で地区単位での捕獲活動に当たってもらうこととしております。

次に、大きな2点目の町文化財の保存、継承についてでございますが、初めに1点目の価値ある歴史的遺産の調査、保護するための予算化を図った積極的な歴史的遺産の調査研究については教育長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いします。

2点目の日本遺産に認定された会津三十三観音めぐり案内板設置についてでございますが、議員がご存じのとおり極上の会津プロジェクト協議会が会津17市町村の連盟で会津の三十三観音めぐり、巡礼を通して見た往時の会津の文化をテーマとした文化庁に申請を行い、平成28年度、日本遺産に認定されております。会津各地の三十三観音めぐりを通して今に残る観音様めぐり、道中の宿場や門前町で一服しながら当時の会津人のおおらかな信仰と娯楽に思いをはせ、追想するストーリーが認定されました。この日本遺産、会津の三十三観音をめぐり、構成文化財の一つとして御蔵入三十三観音も入っております。本町においては小野観音堂、中ノ沢観音堂、旭田寺観音堂、旧長福寺であります。嶽観音堂の4カ所でございますが、三十三観音めぐり、巡礼の人が通った下野街道大内宿が構成文化財として認定を受けております。

この案内板の設置でございますが、当時、平成28年でございますが、所有者にそれぞれ案内板設置の意向の確認を行って、極上会津プロジェクト協議会、事務局が会津若松市で、案内板を設置した経緯がございます。本町では小野観音堂に設置されております。議員のおただしの日本遺産のあかしとなる案内板を作成し、町民の方はもちろんのこと、訪れる方々にも関心を持っていただき、おもてなしの充実を図っていくことはどうかということかと思いますが、設置に当たりましては所有者のご意見をお伺いするなどし、また日本遺産認定の表記が入る看板につきましては文化庁が作成している標語、ロゴの

使用が考えられるため、事務局となる会津若松市など関係者の方々からご意見を頂戴しながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、2番、玉川議員のご質問にお答えいたします。

私からは、大きな2点目の町文化財の保存、継承についての中の①の件についてお答えいたします。まず、将来文化財に指定が予測されるものを含めた価値ある歴史的遺産の調査研究につきましては、平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法において、市町村は文化財の保存、活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できることとなりました。これまでの歴史文化基本構想を法的根拠により発展されたもので、国の認定を受けることにより国の登録文化財とすべき物件として提案できる制度とし、希望する市町村で体制を整えることができる場合は現状変更が届出によりその措置を受けることができるようになりました。町では今年度より3カ年の予定で総合政策課を中心といたしまして、歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでおりますが、この計画の策定に合わせまして文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の策定に取り組むための準備をしているところでございます。この地域計画は、未指定も含む文化遺産を保存、活用するためのマスタープランでありますので、計画策定の段階で検討をさせていただきたいと思います。

続いて、檜原地区の方が町指定の文化財を預かっているという件でございますが、木造役小角の座像のことだと思われまゝ。前の所有者の方が亡くなられ、当該文化財の所在地であったご自宅も取り壊されるということでご相談を平成29年3月にいただきました。会津若松市在住の娘さんの同意を得て、新たな所有者から所有者及び所在変更届が平成29年の12月8日付で提出され、同日で受領しております。現在の所有者の方は、歴史に造詣が深く、当該文化財の由来に関する修験道にも精通している遠縁の親族の方で、適切に管理いただいているところでございます。ほかに個人が所有となっている文化財につきましては、県指定天然記念物である八幡のケヤキと町指定文化財である天和2年の制札、町指定史跡、杉ノ沢一里塚の3件ですが、所有者から所有者の変更などの相談があった場合につきましては適宜対応してまいりたいと思います。

続いて、各地区や各個人宅に眠っている町の歴史、文化にとって貴重なものについて、町の文化遺産として保護に力を入れてほしいという件に関しましては、まさに玉川議員のご意見のとおりだと思います。しかしながら、町の歴史、文化にとって貴重なものかどうかを判断するためには学芸員等の専門家の対応が不可欠であります。したがって、今後策定予定の文化財保存活用地域計画において、専門家との連携の方法について検討させていただきたいと思います。

最後に、民俗資料館の設置、仏像等を写真家に撮っていただいて後世に伝える、修復の必要があるときの一部助成につきましては、まず民俗資料館につきましては新設のみ

を検討するのではなく、現有公共施設等の転用も含め、文化財保存活用地域計画において総合的に検討が必要ではないかと考えております。また、写真などデータ記録につきましては、現在国、県、町の指定になっている文化財に関して、最新のデータとして記録しておく必要があると考えておりますので、次年度以降の実施に向けて検討させていただきたいと思います。いずれ文化財の活用、眠っている文化財の掘り出し、掘り起こしなどに関しましては、文化財保存活用地域計画に対応方針を盛り込みながら検討してまいりたいと考えております。国、県、町指定文化財の修理に関する助成につきましては、下郷町指定文化財保護補助金交付要綱、国、県指定文化財保護補助金交付要綱により対応し、その内容は町指定、国、県指定に関しましては経費の3分の1、限度額100万円の助成をしているものでございます。また、大内宿伝統的建造物群保存地区につきましては下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱により対象事業のそれぞれの補助率、補助限度額において助成しているところでございます。

以上のとおり質問にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 再質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

大きな1番、イノシシ対策についてなのですが、①今ほどありました町から個人、団体、私も承知しております。ただ、それでも今広範囲にわたっている。個人が先ほど40万円だったでしょうか。50万円。広く土地を持っていれば、もう今は個人でやろうという方は大分いなくなっている。地区挙げてやろうと、もう本当に地名を出してあれですけれども、張平なんか広大な山里、境界があるわけで、あそこをやるわけですから、これがかえって個人よりはいいと言え、予算も全体でやるほうが非常に節約になるのかなと思いますけれども、100万円から200万円をかけてやっております。補助では到底無理で、大きな中山間地あたりの事業されているところはそれで大体いいのですけれども、ずばり塩生地区なんかは本当に皆さんから1万円ぐらいずつ集めるしかないかなと、そういう事態も各地区にはあるかなと。もう少し実態把握していただければ、あとはそれに応じて相談に乗っていただくと。今は予算が底をついた。来年度うちのほうも、塩生地区も検討に入っているようで、大きな事業予算になるかなというふうに思っております。

それから2つ目、里山林、これは先ほど1ヘクタール当たり40万円。私もそのチラシ、回覧持っているのですけれども、1ヘクタールって100掛ける100なのです。10掛ける10が1アールですので、林の計算です。1ヘクタールというのは相当の広さにはなるかもしれませんが、私も地区に回覧を再度かみ砕いて回したのですけれども、なかなかではみんなだというのが、腰上げるというのは、ほかの地区さんも本当に難しいのです、林の刈り払い等。周りの田畑周辺はいいのですけれども、やっぱり一歩林に入るとなかなか大変なこと。大変いい補助事業だと私はにらんでいますので、ぜひこれは取り組みに弾みをという言葉は私は使いました。行政がちょっと気合いを入れてこうだよ。町ではダブってはやらないと。多分やってプランを出している間に、それは補助対象でな

いという県からのあるときに、やっぱりそこに手当てをする、町行政が。そういったことを念頭に置いてもらって、この取り組みに弾みをつける役割をいろんな形で検討いただきたい、そういうことです。芦ノ原さんあれだけきれいにされているのです。私は、子供を連れて見ましたけれども、かなり整備されて、山際までぎりぎり。ただ、里山となると、一步林に入る段階でやはりどこでも同じようにやぶの部分が出ている。その奥に柵が今回設置された。ご苦労さんだったなと思います。そういうこともあるのか、里山をよくしていくというか、再生するというのは大変なことなのだなというふうに私もつくづく思っていますけれども、この事業をぜひ使いたい。そのためには町に弾みをつける政策をこれからも検討していただきたいというふうに思います。

3つ目、これちょっと聞き逃したのでしょうか。今回は浅いのですけれども、免許を新しく取られた方々で捕獲数、あるいは設置したという、あるいは設置した人がいればその声といいますか、実際に現場の声を聞きたいなと思ったのです。私素人ながら鉄砲隊についていきましたら、本当に難しい。このところが通ridoだよ。私の素人でいくと、イノシシが出た。では、その辺にわなをかけよう。絶対かからないと。イノシシは山からおりてきますから、その通ridoを見きわめないとだめだというのがまず一発言われて、これは難しい。あとはイノシシがわなに片足かかったときにとてつもない力を、100キロの体を振り回す。命をかけるわけですので、ちょっとした木に結わえたり、鉄パイプ打ってというわけでは不可能なわけです。逃げてしまうわけですが、どこがその場所として、通ridoのどの林の中がいいかと。そんなこともちょっと聞かせられると、本当にプロの人たちでもう頭を使ってわな設置をしているのだ。それを今回講習受けながらやられた本当に生の声があったら聞きたいなと思って質問いたしました。ちょっとそれ聞き逃したので、もう一度お願いしたい。

大きな2つ目、私は結論からいいますと町当局の文化財の意識だと、これに尽きるのです。細かく教育長にお話しいただきました。法令もきちんとされている、その中で。私は、それより町の文化財指定受ける云々でなくてもいい。町として、我々住民としてはそこにある観音様というのはやっぱり心のよりどころだったし、生活の歴史をしっかりと支えてくれた。ちょっと何か言葉が似つかわしくないのですけれども、そういう意味では守っていききたい。指定を受ける云々ではないのだ。そういうところに私は思いやりというものをちょっと向けていただけたらいいかな。1つ、役行者ありました。私も見せてもらいました。その脇に不動明王があったのです。不動明王は指定は受けていない。これは役行者、結局あの歴史があるということ是不動明王もかなり関連性はあるだろうと、指定受けるか受けないか、そういう意味づけを文化財の資料集、薄いのできていますけれども、そういうところに絡ませていただきたいし、あとはその地域自体が宿場町だった。そこからどういう宿場町だったのかという、これも我々素人では、やっぱり考古学者がかかわるのだと思います。そういうふうにして歴史を深みを持たせて一つの資料、こういう仏像があるのだという、そういうふうな文化財の資料集でなければならない。ぽつん、ぽつんでなくて、そこには歴史がある。そんな話も私は聞いて、勉強して今お話ししているわけですが、そういうところをぜひ個人に預けておく、

先ほどありましたけれども、ぜひ目に触れさせてあげたいと。下郷町が文化意識が低いかどうかという、言葉きついですけれども、これはある程度行政の部分にもやっぱり振ってあげなければならないかなと。そういう文化財をどこかで、私は見えていますけれども、ほとんどの人見ていないわけです。なぜ見せられないかということではないと思うのですけれども、展示場所がない。それから、とても気にして私は旧街道歩きました。オオカミ前回出ましたけれども、カプセルにするとか。あれがどういうふうなのか。話によると単純に碑だという話もあるやに聞いていますけれども、そういうのも私たち目に触れることができない。触れさせてもらえないと。これは、資料館がないという。私は、アイデアで言ったように民俗館を建てろとはさらさら思っておりません。そこに文蔵さんがあるのです。1カ月かけてある特設をつくってもらってもいいし、それ無理であれば江川地区から出たので、江川小のあるところの一角に子供にも触れさせながら、そういう展示するコーナーをつくれなことはないのです。これも意識の問題だというふうに私は思っております。

最後に、三十三観音めぐり、大内宿、きのう小野区長さんのところにちょっとお邪魔した。非常に結構訪ねてくると。私の旭田寺のところで張り紙までして行ったあかしを、ご一行が巡回した高田のほうからのとか、紙も張られております。非常に盛んに、関心度がある。それはそうです。会津の歴史がそこに光を当ててもらったわけです。そうではないかなと思います。私は、ここに下郷の地区の方にもっと関心を持ってもらう。今度老人の方にしゃべったらぜひ4つの観音堂めぐりたいと。ところが、もう年とってどうしようもない、サロンでやってくれという話にもなって、みんなそういうふうに私は思っているし、そういうものが行動で起きれば俺もとか、南会津は昔からそういうふうにめぐっていたのだなと、高田まで行っていた。ある歴史家が言いますと、2泊か3泊でとにかく梁取、それで只見のほうから本郷、高田、そして下郷、そして田島、そして南郷と行ったという歴史を教えていただきましたけれども、観音の小野嶽にはプロジェクト会の碑がしっかりしたのあります。私は、そういうのはいいのです。前にもちょっとお話をしたのですけれども、極上の会津プロジェクトはしっかり予算を持っている。それが希望でちゃんと設置するのだと。そういうのは待ってなくていいのです。私は、二、三年もつ板の木に、ここは三十三観音の日本遺産になったところだよと、こういう仏像が町指定の中であるよ、それはいつでも見せられるよ、誰々が鍵預かっているからと、そんなことで、そういうふうにもっと身近に文化を我々の目に触れさせていたきたい、そんなふうに思っております。

質問もありました。感想だけの部分ありました。ご答弁お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、鳥獣被害対策の件でございますが、確かに議員おっしゃるとおり団体で70万円、個人で30万円の2分の1ということはなかなか実施する場合では大変厳しいかもしれませんけれども、この補助で現在やっているところでございます。大きな予算にするため

あと、里山整備については、緩衝帯の整備については鳥獣被害対策協議会で事業の補助を行っておりますので、ぜひその辺についても予算の増額を目指して地域含めて、ただし1年やっただけではだめなのです、緩衝帯。引き続きやっていくということが必要なので、その集落でやっぱり考えてやっていただきたいと。これ限度がありますから、回ってやっています。その辺はご理解いただければと思います。ぜひやっていただければと思います。

あと、免許取得者の受講された方、免許をもらった方の生の声については、担当の課長からお話しさせていただきますので、お願いします。

あとは会津三十三観音めぐり、御蔵入三十三観音めぐりもやはり町民の方、あるいは観光客の方にぜひ見ていただくということは必要だと思いますので、保存管理はちゃんとしていただくことをして、そして修景をするということになれば、1カ所に集めなくても、その観音堂めぐりで、御蔵入三十三観音堂の中でも回っていただければと、こう考えていますので、その前にやるべきことがあるのではないかと、こう考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯田英幸君）　ただいま玉川邦夫議員の再質問ございましたが、その点にお答えいたします。

– 27 –

隊の結成を行いまして、委嘱状の交付、わなによる捕獲に関する講習会等を開催予定としております。その後保険の加入を済ませた上で地区単位での捕獲活動に当たるということですので、現時点におきましてはわな免許取得者、わな隊においての活動というのはまだ実施していないということでございますので、今後その内容について隊結成後、話が上がってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、玉川議員の①番のほうですが、その中で展示コーナー、町民の目に触れさせていただきたいというようなご質問でございますが、なかなか貴重なものを預かるということで、慎重にこれは検討しなければいけないかなというふうに思いますが、そういった中で文蔵記念館という話もございました。そういった中で実際できるかどうかについても検討を加えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終了します。

ただいまから休憩いたします。（午前11時06分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前11時15分）

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝君、一般質問させていただきます。

以前にも質問させていただきましたが、定住促進に関する件で町独自の取り組みをしていかなければならないとお聞きしました。答弁ではUターン、Iターン者への移住支援、空き家などを活用した取り組み、観光施策を積極的に推進することで地域経済の活性化や町のにぎわいが創出され、雇用や定住が促進されると答弁いただきました。再質問で私が1つの事例を言われたことは覚えているのでしょうか。家を建てたくても土地がないことを。仕事の関係で転出される方は仕方ないのですが、下郷町に家を建てたくても土地がなくて建てられない人がいるのです。ハウスメーカーの営業の方がある地区を訪ねていて土地を探している、そんな話をしている町民の方がいらっしゃいました。

今回第5次振興計画が今年度で終了するに当たり、第1章、住みやすく美しいまちの主な施策の①、土地利用計画の中に「住宅地については、良好な居住環境を推進するため、計画的な開発を促進します」と書かれています。定住に向けた施策を実行しなければ、せっかくの機会を逃してしまい、人口減少が進んでしまう。交流人口の増加も大切なこととは思いますが、定住促進に力を入れて取り組む必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

以上1点、答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

定住促進でございますが、定住促進につきましては少子高齢化により人口減少が進む当町においても大きな課題であります。本町のような中山間地域の自治体においては、行政政策の根幹をなすものと考えております。町振興計画が示すとおり、これまでも保育料の負担軽減や通園助成、学校給食費の助成など子育て環境や教育環境の整備、高齢者タクシー助成、除雪支援事業、商工会のポイントカードの事業や企業支援事業、夢ある農業担い手支援事業、または道路網の整備促進など町の主要な事業につきましては、いずれも町内の定住促進につながる事業であると考えております。さらに、議員がご指摘のとおり移住を含めました定住を促進するためには土地や建物の確保は重要であると考えております。町もこれまで弥五島駅前の住宅地の分譲や姫川地内の新たな町営住宅2棟4世帯分も本年度発注する予定でございます。今後は町の課題の一つとなっております空き家の活用につきましても、平成30年3月に作成しました下郷町空き家等対策計画に基づき、空き家や空き地の利用促進を設けて、空き家対策協議会の意見をいただきながら各種の助成制度を検討することとしております。新たな制度の構築や空き家バンク登録に向け、取り組みを推進したいと考えております。また、本年度からは地域おこし協力隊として2名の方を委嘱しております。それぞれ空き家対策や農業を通した都市住民との交流など、移住と定住に向けた取り組みを展開していただいております。このような協力隊の活動は、客観的な視点から町づくりを考えていただく貴重な意見だと考えております。

定住促進に向けては、先ほども申したとおり住環境の整備を初めといたしまして、子育てや教育の環境の充実、農林業、商工業の振興と活性化、福祉の充実など多面的な方面からさまざまな方向と手段を考えております。現在作成を進めている第6次振興計画や総合戦略では、若者の目線や意見にも十分に耳を傾け、移住環境の推進を含めた一層の定住促進を図る政策を盛り込み、事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

定住促進に関する教育費、給食の無料化、そういう取り組みは十分わかっております。私が言いたいのは定住する場所であります。空き家対策ももちろんわかります。でも、若い世代が空き家を借りるというのはなかなか難しいのです。まして来月10月から消費税が増税になります。その前に土地を探して家を建てたいという人がいたらしく、町民の方がこういうのを話しているのを聞いたものですから、また質問させていただきます。

個人の土地であれば個人同士のお話し合いで何とかなるのかもしれませんが、町で率先して定住地住宅エリア、前回も私これは質問したのですが、そういうものを町として促進していかなければ定住に結びつくのはちょっと難しいのではないかという話です。弥五島区画は、確かに全て埋まりました。では、町として定住エリア区画、住宅あるの

もわかっておりますが、新たにうちを建てたいという人のためにもそういうエリアが必要ではないかというふうに考えております。確かに民間でやっていただければ一番間違いないとは思いますが、町としてもそういうのを発信していけば定住促進、私の町に住んでいただければ幼児教育無料化、教育費無料、いろいろそういうものが推進されるので、そういうのを売りにするのはひとつ大事なのではないかと思います。確かに町で土地を購入してやっていくのであれば、経費等いろいろお金もかかることでもあります。長い目で見れば少なからずやはりそういう若い世代で土地が安く購入できれば家を建てたい、ましてや下郷町に住みたいという方がいらっしゃるのです。ですので、少し町側としても、弥五島地区全て埋まりましたので、次にではどこかエリアをというふうに。そのエリアに関してもなるべくであれば通学に便利だったり、行政区、役場に近い場所であったりというのも、土地柄大変土地も高いのかもしれませんが、今田畑見まして、荒れているところもあります。では、そういうところを利活用するのもありだと思うのですけれども、なるべく若い人たちが住みやすく、生活しやすいエリアみたいなのを率先して考えていただいて、今第6次振興計画で若者の意見を取り入れるというふうに町長もおっしゃっておいりましたので、若者からそういう意見が出ればいいのですが、出ない場合は私代表してこうやって言わせてもらっております。その辺も踏まえまして、今後町といたしまして定住促進のその地域、エリアなどを今後計画するのか、第6次振興計画に含んでいただけるのかもう一度伺いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋議員の再質問にお答えします。

大変すばらしい質問いただき、本当にありがとうございます。町にとって重要でございます。1回目の答弁では申し上げましたけれども、今まで弥五島住宅や姫川住宅の再整備を行って入っていただいております。現実的に募集をかけましたところ多数の応募者がいて、抽せんになったということも実際でございます。これからは今おっしゃっていたとおり若い人が定住していただくために必要なのはやっぱり土地なのです。土地をどうにかして確保して、そして提供してうちを建てていただくと。そうすれば下郷町は自然と会津の中でも一番いい条件ですから、住みたくなるということは、これは当然若い人も考えてくれると。そのためにどのようにすればいいのかというと、6次振興計画にも入れたいと思うのですけれども、まず道路をつくることなのです。道路をつくって、その周辺の農地をやっぱり農地振興計画から外すと。今は農振区域で全部入っています。ですから、農振区域を見直さないといけないのです。1つとして、湯野上バイパスの張平と塩生の間にできる道路周辺はやっぱり見直さなければならない。今見直し作業に入っています。今年には案ができそうな感じを課長から聞いていますけれども、なかなか仕事は広範囲ですから、なかなかできないと思いますが、県のほうで要望されるのは箇所箇所によって出すなど。要するに全体を見て出しなさいというのが県の指導でございます。その分だけ高規格道路の分だけ外せますか、どうですかという意見はなかなか県のほうで縦に首を振らないというような状態です。ただし、道路を新しくつくった場合

の農地振興計画は、以前にも平成15、6年のときやっていた。15年か16年にやったときも、実際塩生下夕原5号線の場合は全部両脇外したのです。ですから、うちが建てられたのです。ですから、道路をつくれれば必ずそこを外すと、これは理由になるのです。理由の一つなのです。ですから、これを進めていきたいと。6次振興計画ではそれを各地域に1カ所ずつつくって行って、そして3棟6世帯だとか。そうすると、6世帯の販売が、三六、十八世帯ぐらいは定住できるのではないかと私は考えていますけれども、そんなことで予算がつかますので、そういう場合は土地の分については土地開発公社の基金を利用したり、そしてやっていくこと。そして、道路は地方交付税の事業でやっていくということで、早急にはなかなか道路もできませんけれども、地区1カ所ぐらいは道路をつくって宅地造成を進めていくと。宅地造成した部分は購入してもいい、貸してもいいと、借りる場合は何年間で返付すれば個人のものになるような、そういうアイデアを出しながら、家を決めながら、6次振興計画ではやっぱりやっていただきたい。これは、若い人の意見がこれは入りますから、そういう人がどんどん、どんどんそのことを会議の中で言ってもらえば、それをやっぱり文章化して、そして実行に移していくということがこれから下郷町の一番大切なことだと思いますから、議員の皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） ありがとうございます。私も農振外すのに、早くても半年ぐらいかかるというのもよくわかっております。それも踏まえまして、やはり行動は早く起こさなければいけない。確かに町長言うように道路ができたなら農振外してというのも私も十分わかっているつもりです。でも、若い人たちが家を建てるのには本当に場所があればそこに建てたいというふうな話も出ていますので、少なからずどうにかエリア的にも檜原エリア、旭田エリア、江川エリアというふうにどうしても3エリア必要だとは思いますが、その辺も十分に踏まえまして今後も対応をしていただきたいと思いますので、これは要望として申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問行います。

そこで、1つ目に下郷町投票区及び投票所の見直しについて、2つ目に町内の小中学校のエアコンの設置率について、3つ目に買い物、病院等の支援について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番目、下郷町投票区、投票所の見直しについて。下郷町選挙管理委員会より投票区、投票所の見直し等の説明が平成30年11月にありました。小規模投票区の有権者が50人以下となっているようですが、第25回参議院議員通常選挙の結果では見直しの投票区の投票率はどうだったのか、移動式期日前投票所は何カ所回ったのか教えていただきたいと

思います。

2 番目、町内の小中学校のエアコン設置率について。平成30年度第3回定例会において、児童の健康管理のため町内の小中学校へのエアコンの設置を提案いたしました。そして、平成30年度第4回定例会にて、運営費を盛り込んだ1億1,609万円の一般会計予算が可決しました。その後のエアコンの設置率はどうなっているのか、また国からの補助金は幾らだったのかをお尋ねいたします。

3 番目、買い物、病院等の支援について。下郷町の社会福祉法人が合同で高齢者、障害者の方々に対して買い物支援を行っていると思います。各集落の集会所へのお迎えを実施しているとお聞きしますが、町では人数を把握しているのか。把握しているのであれば教えていただきたいと思います。

また、この支援サービスは高齢者の運転免許返納にも有効だと思います。これらの支援を行っている社会福祉法人、病院等に対して何か支援するという考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1 番議席の星輝夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の下郷町投票区、投票所の見直しについては選挙管理委員会委員長より、大きな2点目の町内小中学校のエアコン設置率については教育長よりそれぞれ答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

大きな3点目の買い物、病院等の支援についてでございますが、本事業につきましては下郷町内にある4つの社会福祉法人、町社会福祉協議会、南陽会、下郷作業所ホ IPP、南会津会、特老養護老人ホーム下郷ホーム、明智福祉会、特別養護老人ホームレジデンスふじの郷が共催し、社会福祉法人の社会貢献活動の一環として開催された事業であります。本町に住所を有するひとり暮らしの高齢者や障害者等の買い物弱者に対しまして、自宅からスーパーマーケットまでの送迎を行い、食料品や日常生活品等を購入することにより住みなれた地域で安心して生活できることを目的とした事業であります。また、去る令和元年7月29日には特別養護老人ホームレジデンスふじの郷において、本事業の出発式が開催され、私も出席してまいりました。

おただしの利用人数でございますが、現時点では33名の申し込みがあり、実利用者が25名とのことであります。利用内容につきましては、社会福祉法人が所有する車両の空き時間を利用し、利用者1人に対しまして月に2回程度の送迎を行っているところであります。また、本事業に対しましての直接的な支援につきましては、本事業の趣旨が社会福祉法人の社会貢献活動の一環であることから、現時点では考えておりませんが、町としましては皆様ご存じのとおり平成27年度から高齢者に対しタクシー利用料の一部を助成することにより、交通手段の確保と社会参加の促進を図り、在宅福祉の増進に寄与することを目的に高齢者タクシー助成事業を導入し、平成30年度からは制度を充実してまいっております。今後とも高齢者や障害者に対しまして、それぞれの立場で支援すると

ともに、官民一体となり高齢者や障害者福祉の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長、佐藤和衛君。

○選挙管理委員会委員長（佐藤和衛君） 1 番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の下郷町投票区、投票所の見直しについてでございますが、今回の見直しにより35カ所の投票所が26カ所の投票所として実施したわけでございます。第25回参議院議員通常選挙において見直した投票区の投票率のご質問でございますが、新投票区名、旧投票区あわせてご説明申し上げます。三新戸投票区ということで、旧三ツ井、新開、戸赤が入りますが、こちらが86.58%。沢田投票区、檜原、桃曾根が入ります。65.56%。南松川投票区として南倉沢、大松川が78.79%。澳田投票区が水門、沢入が入りますが、81.67%。湯野上投票区、湯野上、小野、大沢が入ります。78.13%。小沼崎投票区においては小出、沼尾が入りますが、88.16%。白岩投票区、白岩、雑根でございますが、86.27%という結果になりました。

また、次に移動式期日前投票所の設置箇所はのご案内ございましたが、令和元年7月11日から7月16日の6日間で9地区14カ所に設置したところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私から議席番号1番、星輝夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

大きな2点目の町内の小中学校のエアコン設置率についてのご質問でございますが、小中学校におけるエアコンの設置については星議員の質問のとおり平成30年第4回定例会、12月議会において1億1,609万7,000円の補正予算を可決していただいたところでございます。その後の経過でございますが、12月補正予算成立後、1月から3月にかけて設計委託を実施いたしまして、工事関連予算を平成31年度に繰り越しの上、工事を進めてまいりました。夏休み期間を中心に工事を行いまして、去る8月30日の工期をもってエアコン工事が完了いたしました。この結果、町内全小中学校の普通教室のエアコンの設置率は100%となっております。また、補助対象外となりました保健室、校長室等についても町単独事業としてエアコンを設置してございます。

なお、理科室や音楽室などのいわゆる特別教室や体育館につきましては国庫補助の対象外でしたので、そういった場所につきましては今回の工事には入ってございません。このため特別教室や体育館など、全ての教室を分母に含めたエアコンの設置率となりますと46.4%ということになります。今回エアコンの設置についての国から交付決定のあった補助金は、小中学校総額で1,396万9,000円でございます。

以上のとおりご質問にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1 点目の下郷町の投票区及び投票所の見直しについてでございますけれども、ただいまの答弁の中で移動式期日前投票所が9カ所回ったと聞いております。そこで、その中で私の地区、小野地区も有権者が49人ということで、50人満たないということで回っていただきました。私は、大変よかったと思っております。なぜならば時間を決められ、そして投票するというところでございました。そこで、今回の見直しで、私は役場職員の確保並びに予算、経済面的にもかなり削減できたのではないのかなと思うのですが、そこら辺の金額わかれば教えていただきたいと思います。

それから、2 点目の町内の小中学校エアコンの設置率についてでございますけれども、普通教室100%と先ほどの答弁でありましたけれども、昨年一般質問をやって、今回実施をされたということは、私は教育委員会の職員の努力だと思っております、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。そこで、昨年お願いしたときには普通教室はぜひお願いしますと。そこで、校長室、それから職員室は後でもいいと言ったのですが、今回の設置率の中でも職員室は入っているのかどうか伺いたします。

それから、3 点目の買い物、病院等の支援についてでございますけれども、私も何年か前にこのことについて一般質問を行いました。そこで今回の支援によって、先ほど33名ですか、登録となっておりますけれども、そこで私はこの支援することによって、高齢者の免許返納により事故防止が、減っていくのではないのかなと思います。そこで今回の買い物、病院等について、私は町でこうやっているということで内外にアピールすることによって移住者、定住者が増えてくるのではないのかと。町のPR、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

今ほどの選挙の執行経費関係のご質問でございましたが、これにつきましては今回の第25回の参議院議員通常選挙、それと前回、第24回、これは平成28年に執行されておりますが、第24回の参議院議員の通常選挙、これらの経費について比較した数値でお答えをさせていただきたいと思います。なお、今回の数値につきましては執行経費の精算がまだ完了しておりませんので、概算としてお答えを申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

費用の比較でございますが、まず投票当日に係る費用でございますけれども、投票当日の職員の手当、あるいは投票立会人の方の報酬、あるいは投票管理者の報酬、あるいは投票所関係の経費、そういったもので比較を申し上げますと今回の投票所の再編によりまして、合計でございますが、第24回と比べまして66万6,000円の減額となりました。ただし、今回からご質問にありましたとおり移動式の期日前投票所を設置してございますので、それに要する経費が38万4,000円ほど経費としてかかってございます。これらを

差し引きしますと約28万2,000円、こちらが減額となった数字でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

普通教室、特別支援教室以外のエアコンの設置箇所についてご説明申し上げます。旭田小、江川小、檜原小の各小学校におきましては、校長室、それから職員室、保健室、それぞれエアコン設置いたしました。なお、中学校につきましては同じ校長室、職員室、保健室のほかに事務室にもエアコンを設置してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1点だけ再々質問させていただきます。

下郷町投票区の投票所の見直しについてでございますけれども、今後人口減少傾向にあります。そこで今後も見直していくのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長、佐藤和衛君。

○選挙管理委員会委員長（佐藤和衛君） 1番、星輝夫議員の再々質問について答弁させていただきます。

今後も集落の説明に上がり、ご理解をいただきながら、まだまだ再編に必要なところもあるかと思ひますので、引き続き進めてまいりたいというふうに思つておるところでございます。1地区再編にご理解いただけなかったところがございますが、再度協議を進めて説明に上がり、最終的には同意をいただいた上で投票区再編を進めてまいりたいというふうに引き続き思つております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○1番（星輝夫君） はい、ありません。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、議席番号8番、猪股謙喜、通告書に基づき一般質問を行います。質問事項は2つでございます。

まず1つ目、有害鳥獣対策について質問いたします。現在我が町ではわな猟免許に対して、今年免許取得者に対して補助を行つてまいりました。それについて質問いたします。

まず、集落からの推薦者は何名で、現在何名合格したのかお尋ねいたします。

次に、わな隊を結成するとのことですが、合格者全てが入隊するのかということでございます。また、この補助金利用者はわな隊に入隊することが前提となっておりますが、合格者は全て補助金を申請したのかどうかお尋ねいたします。

次に、くくりわなを1人1台合格者に貸与するというごさいでしたが、1人1台ではイノシシの頭数を減らすことが難しいのではないかとということをお尋ねいたします。

最後に、今回補正予算で40万円を電気柵等の購入として計上しておりますが、これを専決としてもっと早い対応ができなかったのはなぜかということをお尋ねいたします。

大きな2つ目の質問事項でございます。町のシステムについてでございます。主に町の税務会計システムを請け負っているラックというシステム会社について質問いたします。このラックとの年間の契約料は幾らでありましょうか。

次に、町はラックに対してどのような業務を請け負わせているのでしょうか。

最後に、ラックという会社とは5年契約であったと。そして、今年でその契約が切れるということでございます。昨年からその選定作業を進めていると聞きましたが、どうなっているのかお尋ねします。また、選定作業はいつ、どの部署で行っていたかもお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目の有害鳥獣対策でございますが、まず集落からのわな隊員推薦者等でございますが、9月10日現在、隊員につきましては23行政区から44名が推薦されております。狩猟免許試験において24名が合格し、先に狩猟免許を所持している5名と合わせ29名となっており、残りの方については9月に実施される狩猟免許試験を受験予定となっております。

2つ目のわな隊の入隊及び狩猟免許試験補助についてでございますが、わな隊員については各行政区長さんから推薦をいただいている経緯もあり、合格者全てが入隊するようになっています。補助金については現在24名の合格者のうち20名が申請している状況でございますが、今後未申請者へ申請を促すとともに、申請済みの方については順次交付してまいりたいと考えております。

3つ目のわな貸与の予定でございますが、今年度の貸与についてはくくりわな1人1基の貸与となりますが、くくりわなが足りない地区においては鳥獣対策協議会で備品として所有しているものを貸与することとなります。最終的には1人につき2基とする予定であります。次年度以降につきましても国庫補助金等を活用して、わなの拡充について整備を検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解願います。

4つ目の電気柵等の補助については、鳥獣被害の実態に踏まえ、総額で昨年比約1.5倍の予算を確保し、対応してまいりましたが、当初予算を上回る事業量となりました。行政区からの要望など緊急性を勘案し、予備費で充当しながら取り組んできたところではありますが、行政区の設置状況を考慮し、今後の個人の方の電気柵の設置を見込み、所要額を今回補正予算に計上することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の町システムについてでございますが、まず1つ目のラックとの年間契

約につきましては、本年度の契約額は一般会計の各システム総額で6,715万572円、また特別会計ごとにもシステムがございまして、国民健康保険特別会計で213万5,343円、後期高齢者医療特別会計で42万7,062円、介護保険特別会計で64万604円、簡易水道事業特別会計で197万8,819円となっておりますので、総額計で7,233万2,400円で年間のシステム契約を結んでおります。

次に、2つ目のどのような業務を請け負わせているのかでございしますが、課ごとに申し上げますと総務課では選挙システムとして名簿調製、作成業務でございしますが、税務課で申しますと申告受け付けや課税、収納業務、町民課では国民健康保険税課税や収納、保険証作成業務、健康福祉課では健康管理や児童手当、介護保険料関係業務、建設課では住宅使用料や水道使用料調定業務、教育委員会では就学児童管理業務、最後に総合政策課では行政システム全般としてネットワーク保守管理業務などといった業務を請け負っていただいております。

3つ目の選定作業についてでございますが、株式会社ラックとは平成27年から本年度まで5カ年の長期契約を結んでおりまして、本年度が最終年度となっております。今後の業者選定作業等につきましては、平成30年度まで総務課において管理しておりましたが、本年度は総合政策課に移管、所管が変わりましたので、次の5カ年に向けて検討しているところであります。昨年度は11月にシステム利用職員で組織されています下郷町電算システム担当者連絡会を開催し、メンバーの職員に対しまして業務のアンケート調査を行っておりますが、この中で他のシステム業者への移行も検討の余地があるとの結果を受けまして、本年3月に庁内の各課長で構成される企画推進会議を開催したところ、システム業者からの新たなシステム構築における企画提案、プロポーザルを進める方向で検討を進めております。しかしながら、今年度中に業者の企画提案、プロポーザル後、新たなシステム業者に移行することになりますとデータの移行費用としまして約4,000万円の新たな経費の支出が見込まれるため、データ移行期間としても6カ月程度かかると。町の財政状況を勘案しまして、ラックとの契約を1年間延長し、令和2年度も継続利用することでラックと協議、調整いたしております。システム関連につきましては、ラックとの5年間の契約期間中におきましても各システムについては関係法令の改正等がある場合はその都度見直し、改修等も行ってきたところであります。今後システム継続につきましては、住民サービスの向上、行政上の事務業務の効率化などを考慮した中で検討する必要があると考えております。これらのことから、今後の業者選定につきましては引き続き町企画推進会議を開催し、令和3年度のシステム導入について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 昼食の時間となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。
ご協力をお願いいたします。

再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再質問いたします。

まず、有害鳥獣対策について再質問いたします。ほとんどの人がわな隊結成時に参加、ほとんどという言い方ではない。全員という言い方でありましたが、ほぼ全員が参加していただけたということでもあります。今後わな隊結成で集落推薦から44名、既存の免許取得者5名合わせますと年度末にはわな隊の総員が49名となりそうであります。さきの玉川議員の質問の中にありましたが、まだ実際にわな隊結成しておりませんので、合格者は実践と言うとおかしいですが、わなの設置、捕獲等行っておりません。それで、今後わな隊結成後研修等を行うというようなことも聞いておりますが、お聞きしましたが、現在9月時点で25名になりそうだということですが、全てそろってわな設置に対する講習等を行うと50名近い人数になるわけです。それで実際にわなを仕掛ける技術の指導をする等を含めると大変長時間にわたるような感じがします。一斉にやるというふうになれば。やり方もっと工夫ができそうな気がするのですが、やはりわな設置というのは個人による資質、それから研さんが大変必要な部分があるのではないかと。野生動物の通り道をまず理解しなければならないと。それから、わなの設置に関して、取りつけに対する自分の安全確保、それからもし他の人がその近辺に入ったときに間違っただけでわなにかからないようにするというようなことも、当然狩猟免許の中とか申請等にもそういった注意事項があったと思いますが、そういった部分の指導も含めまして座学も必要ですが、実際に野に出て設置するという部分が大変重要になってくるのではないかと思います。その辺どういうふうに考えているのかお尋ねいたします。

わなの貸与、当初くくりわなに関しては1人1台ということですが、最終的に2台貸与したいということですが、わな猟免許者が1人最大設置できるわなの個数というのがあると思いますが、それに比べると2基というのは大変少ないのではないかと。集落において2人推薦ですから、集落内で貸与物件だけで対応しますと4基となります。かけてすぐかかったとしても、4頭でございます。現在のイノシシの被害状況を考えますと、集落に4基ということで果たしてイノシシの被害を防げるのか、イノシシの頭数を減少させることができるのかというのは甚だ疑問に感じます。今後補助でやっていく可能性もあると思います。くくりわな、箱わな等個人で所有したいという狩猟者が出てくるかもしれませんので、そういった部分への対応も今から来年度の予算に向けてやはり考えていくべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。つまりもっとわなを増やせと、買ってくださいと。それから、個人で所有するには補助制度も考えてはどうかということでございます。

それから、電気柵等の補正の件でございますが、今年予算の当初で607万円でしたか、補助に関する一般会計予算は。それで集落が11集落だったかと思いますが、応募があつて、なかなか予算が、思った以上に集落からの要望が多かったということでございます。それで個人対応が大変おくれてしまったというように感じます。6月の定例会時点で多分個人用の申請は対応できていなかったような気がするのですが、実際はどうだったのでしょうか。

それから、今回9月の定例で40万円という補正組んでおりますが、この40万円で現申請者というか、予算を組んだ時点、考えた時点で何名の申請者がいて、全員対応で40万

円で済むのか。

それから、今後の対応、40万円で足りなかった場合速やかな対応が、雪降ってしまいますから、速やかに対応しなければならないと思いますが、ここら辺速やかな対応に対してどうなのか。補正を組む40万円に対しても私は町の対応は決して速やかな対応ではなかったように思います。ですので、質問しているわけですが、この40万円今回9月に補正計上するに当たり、大変遅い対応だと思っています。この40万円計上、専決でもできたのではないのかなと考えますが、専決としては考えなかったのかというのも質問させていただきます。

次に、システム会社ラックの件についてお尋ねいたします。当初今回いただきました事務報告書の31ページに情報システムの整備及び運用に関する事務ということで、27年度から30年度のラックへの事業費というのが載っています。これ年々支払いが増えています。年々支払い増えている原因というのについてお尋ねします。今回は7,200万円ですか。30年度は6,998万円というふうになっております。初年度である27年度は5,199万円から始まっております。

それから、町長がお答えしていただきましたラックとの一般会計、特別会計の合計7,300万円という金額には、これは行政システムの帳票の部分を含みでの金額なのかお尋ねいたします。

それから、ラックとの契約期間が本年度で満了となるということで、昨年11月に電算システム何とかという組織を、担当者の集まりをつくって、その中でアンケートを行ったということでございまして、3月には庁内の課長が集まってこのシステムをどうするのかという話をしたということですが、町長が答弁されたシステム会社よりプロポーザルがあったということ、ラックなのか、それ以外の会社からもアピールがあったのかお尋ねします。

それと、仮にラックからラック以外の会社に移行させた場合4,000万円からの移行費がかかるということで、それと期間は6カ月かかるということでありますが、本年度1年限りの契約でラックと契約を1年延長するという答弁でございました。まずは段取りとしては5年で契約切れるのであれば、今年入札できるような体制を前年度からとるべきだったのですが、1年延長というふうに結果なってしまったのは対応が、選定作業に対する対応、それから選定の結果というのを特別決めないで、移行費用が4,000万円かかるからとか、移行期間が6カ月かかるからと、そういった理由でラックとの契約の延長を図るというのはちょっとやり方、行政としての手続としてはちょっとお粗末ではないのかなと思うのです。本来であれば5年契約ですから、6カ月かかると。移行費もかかるのであれば、今年の初めには、最低6月ぐらいには業者を選定して、またラックにするのであればラックとのまた5年契約、決まれば。その他の会社が決まればまた5年契約というやり方が普通ではないのかなと思います。なぜ早目に選定ができなかったのかというのが私は問題だと思います。移行費用4,000万円かかる、移行期間が6カ月かかると、こういった部分だけをクローズアップすると、一旦あるシステム会社と契約するとずっとそのシステム会社を使わざるを得なくなるということです。そうすると、やはり競争

という部分で、システム会社同士の競争という部分がうまく働かなくて、契約金をもっと抑えるという部分が、そういった部分が働かなくなってしまうのではないですか。そういったプロポーザルにしろ、入札にしろそういったメリットを生かせないと。今回1年間延長の契約を結びたいということでございますが、1年間延長結んだとして、令和3年3月末までの契約を結ぶのでしょうか。その後どうするのかと。もう9月ですから、前は11月から電算システムに係る担当者を集めたということで決まらなかったということですから、もう9月ですから、もうそろそろ準備しなければならないのではないかと思うのですが、そういった準備はどうなっているのかお尋ねします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 有害鳥獣対策については担当の課長から詳しく申し上げますけれども、予算についてはスムーズに進めるように、専決でも予備費の流用でも行っていきたいと考えています。

それから、町の電算システムの関係につきましては、担当の総合政策課長から答弁させます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、猪股謙喜議員の再質問についてお答えいたします。

質問の回答の前に1カ所、解釈上の中身について訂正させていただきます。まず、既に免許を所持している5名と合わせて49名という解釈だったようなのですが、44名の内数となっておりますので、44名の中に5名が含まれているということでよろしく申し上げます。そうしますと、最大今年度全員合格しましたとしても44名という形になりますので、ご了解願います。

その上でご質問にお答えしたいと思います。まず、講習会についてなのですが、講習会につきましては9月下旬のわな隊の結成時、あとは免許受検していただいて、全員がそろってからの講習会、2度ほど今検討に入れております。ただ、全員そろってという中身になりますと今月9月にも試験が実施される予定ではありますが、最終的に県内の試験は5回ありまして、年越しの1月にも試験が行われます。そういう中身もございますので、実質全員が出そろって手続が完了するという想定をいたしますと3月以降、もしかすると新年度ぐらいになってしまう可能性もあるのかなと思っております。ただ、猪股議員の提案ありました現場での講習会というのも当然必要だと思いますので、その部分につきましては今後検討させていただくということでよろしくお願いいたします。

順番取り違えましたら申しわけございませんが、次に支給のくくりわな2個ずつの中身では少ないのではないかとという質問についてなのですが、先ほど町長の答弁にもござ

いましたとおり協議会のほうで備品としてわなをある一定数保有した中で、足りない行政区につきましては交付しましたわな以外に貸与するという予定をしております。貸与について現時点で今年は箱わな6基とくくりわな20基という形で、若干少ない形となっておりますので、次年度国庫補助を要望で要求しておりますので、そちらの国庫補助を利用しながら協議会の備品、わなの備品を増大していきたいという考えでございます。ただ、その経緯を見守った中で行政のほうのわなの補助が必要かどうかという部分も検討に入れた中での対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今回最終日に審議していただきます補正予算40万円で足りるのか、この中身についてなのですが、40万円の中身につきましては実質、内訳としましては6名を予定しております。この6名につきましては、窓口にご相談に来ていただいている6名という解釈でございます。今回の予算の流れについても一度確認させていただきたいのですが、当初6月ごろに予算が足りなくなる見通しがありまして、町としましては予備費流用という形で流用をさせていただいております。その中でメインとなりましたのは先ほど猪股議員がおっしゃられました行政区、実際は8行政区の内容で予算流用をさせていただいた経緯がございます。その後各行政区に実施していただきました中で、1つの行政区分が申請なかったということで、その予備費の流用した額を8月後半から個人分のほうに充てさせていただいております。窓口に相談しに来ていただいた方こちらで記録しておりましたので、そちらのほうに順次交渉しているところでございます。そちらの方につきましては、約12名の方に今交渉しているところでございます。今回流用額の70万円と補正額の40万円という形になりますので、ご了解願います。

私のほうで漏れあったら大変申しわけないのですが、以上で全部かと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、猪股議員のご質問にお答えしたいと思います。

ラックに関しましての業務に関してのお問い合わせですが、議員おっしゃいました事務報告書31ページの中に情報システムの整備及び運用に関する事務というものがございます。ラックアクシス事業所とは27年度から契約いたしまして、令和元年度までの予定となっております。ご指摘のとおり年々事業費が上がっているよというような内容でございますが、こちらはそれぞれ年度間内におきまして、法改正がそれぞれございます。それに対応しました改修費用も入っておりますので、細かい今資料はちょっと手元にはないのですが、それぞれの法改正システム改修事業の経費が細々入っているということでございます。ざっくりなのですが、内容的には各年度10件から12件ぐらいの細かい改修業務があったという内容でございます。

帳票に関しましては、31ページの下欄に行政システムの帳票というのがございまして、こちらが各年度におけるいわゆる帳票代、簡単に言いますと印刷代という形になりますが、こちらの経費となっております。こちらは税の納付書関係、料金の通知書、

また各種通知文等の印刷代の経費となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、プロポーザルということで、これは業者のほうから提案いただいたシステムの企画提案というような中身になっておりますが、アクシスさんにつきましては契約後の次年度のプロポーザルは今のところまだ行っていない。プロポーザルに関しましては、電算の担当者連絡会、企画の調整会議が3月にごさしまして、今後プロポーザルも検討していくというような内容になっておりますので、今年度プロポーザルの実施に向けて企画調整会議の中でも話をまた進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。当然ご指摘のとおりちょっと遅かったのではないかなというふうなご指摘でございますが、準備期間含めるとデータの移行期間には半年間かかります。それに合わせまして前倒ししていきますと、具体的に申しますれば今年度の例えば当初予算等でプロポーザルもしくは移行費が上がっていれば、今年度内のデータの完了が見込まれているというような中身になりますが、今年度は1年契約延長させていただきまして、この中で再度プロポーザルも詳しく検討、精査する中で次年度の次期システムといえますか、業者さんを慎重にまた精査していきたいと思っておりますので、ひとつご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上となります。よろしくお願いいたします。

(「答弁漏れ」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 答弁漏れ。

○8番(猪股謙喜君) 7,200万円の内訳にシステム帳票の金額が入っているのかどうかというのを再質問しているのですけれども。

○議長(佐藤盛雄君) 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長(玉川武之君) 大変失礼いたしました。今年度はトータルで7,200万円という5年間のお話しさせていただきましたが、この中には帳票は別になっております。ここの31ページの、大変恐縮ですが、事務報告書の中身のとおりでございまして、上の段がサービス利用料、下の段が行政システム帳票ということですので、別々になっております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長(佐藤盛雄君) 再々質問ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) それでは、質問いたします。

有害鳥獣対策につきまして、町長が今後専決も使って速やかに対応していくということをお答えいただきましたので、要望あり次第、担当課は速やかに報告してください。被害に遭った人は、耕作意欲がそがれます。それで、被害対策を早くしたいと思っているうちにやってもらわないと耕作意欲がどんどん減って、もういいやと、放棄地でいいやというようなことに移行します。必ずそうなります。ですから、速やかな対応、耕作放棄地をつくらないように、耕作意欲をそがないように速やかな対応をお願いいたします。

わなの購入には、協議会を通してわなの購入ということで、町から協議会にお金が行って、協議会でわなを購入、所有するということなのですが、町の備品というよりも対策協議会の備品、財産として協議会が所有するということでよろしいのかどうかお尋ねします。

それから、くくりわなに關しては1人2基を充てて、なおかつ行政区で足りなかった場合は備品を回すというようなお答えもありましたが、保有台数、ある程度保有していないと回せないと思いますので、なかなか予算も難しいとは思いますが、ここら辺やはり耕作放棄地とか鳥獣対策というのは景観という部分にも大変影響する部分があります。ですので、農業者が心意気で何とか田畑を守っているという現状でございます。そういった気持ちに対して応えられるような行政であってほしいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

40万円の補正に關してですが、今再質問の中で予備費から集落のほうに足りない部分を計上して、70万円という数字が出てきて、これが個人への対応のほうに回ったというふうに理解してよろしいのかどうか。そして、個人は12名という数字が出てきましたが、12名の中で70万円というのが対応できたのか、40万円というのは残りの6名分なのかを確認させてください。よろしく願いいたします。

それから、システムのほうですけれども、当初、5年前というのでしょうか、26年。ラックに決まる前、私も議員でしたので、プロポーザルって何だいという話から始まって、選定作業、中身はわかりませんが、こうすることで次のシステムというのを決めていますというお話でした。確かに4月から導入で、ラックの社員がいつまでも庁舎内で各部署のパソコン機器に張りついてぐあいを確かめて、随分長くラックの社員は張りついたので、何か欠陥のシステムではないのかなと逆に勘ぐった部分もありました。当時別なシステムからラックにシステムがえしたということで、その前は主に税務の部分だと会津計算センターというところにデータを送ってやってもらっていたというようなことも思い出しましたが、移行期間というのは必ず発生しますし、変な言い方で申しわけないのですが、4,000万円がもったいないから、同じ業者を引き続き再契約でやっていくという考えはやはり入札制度の公平性、それから行政の効率化、それから経費の節約という部分、それと業者とのなあなあと言うと変な言い方ですが、そういった部分を防ぐ効果も大変ございます。ですから、選定に当たっては、再び結果ラックになる可能性もあるかもしれませんが、それはそれでやはりちゃんとしたプロポーザルでちゃんとした入札を行うべきだと思いますが、改めてその次期システムの業者の選定について町長、こういった指導、リーダーシップというのですか、こういうふうにしてやりなさいよというのがありましたらばお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、猪股謙喜議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、耕作放棄地の問題につきましては、町農業振興について根幹をなす重要な問題

と認識しております。ご指摘いただきましたとおりその辺を考慮に入れた上で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、質問がありましたまず協議会の備品となるかにつきましては、これは協議会の備品となっていきます。町備品ではなく、補助を協議会がいただいて購入する形になりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、わなの備品の保有台数を増やせるのかという質問だったと思うのですが、こちらにつきましても次年度以降国の補助、これ実際は2分の1になるのですが、こちらのほうを有効活用して増大していきたいと思いますので、ご了解願います。

最後になりまして、補正額の流用額70万円につきましては個人に充てられたという解釈でよろしいかという質問ですが、そのとおりでございます。それ以外で今回補正40万円ということで議案のほうに計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ご指摘いただきました業者の選定につきましては、当然かえる、かえないというような前提はなくて、5年たっているわけでございますので、新たな業者さんの企画提案というものを受けまして、当然業者さんは伏せた中で会の中で審議していくわけですが、適切に今後の町の新たな新システムも含めて運営できますように企画推進会議の中でも議論を重ねていきたいと思いますので、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股議員の再々質問にお答えしますけれども、要するに電算システム、以前は会津計算センターということで、全会津の町村が組織して運営していました。ところが、やはり民間のシステムがいいというようなことで何町村かだんだん、だんだん退いていって、個人の会社、企業に委託をしていました。ついに最後の町村が下郷だとか若松だとかいよいよ残ってきまして、これでは全体で運営することができなくなったということで解散した経緯がございます。それから、F I C 5年前に契約しましたが、F I Cと今度ラック社にかわったのですが、当時はラック社は国のセキュリティーで一番強い企業と言われていまして、国のセキュリティーは全部請け負っていたのです。会津でも、やはり町村でもラック社と契約しているところはかなり多い会社でした。それから、プロポーザルをやった結果、職員、企画推進会議でこのような方法でいいのではないかというようなことで決定した経過がございますので、今後ともただいま総合政策課長がおっしゃったようにそのような事業を検討していただきながら決定することが、それは当然だと思います。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

大分時間が経過しておりますが、引き続き会議続行したいと思いますので、大変ご迷惑かけますが、よろしくご協力を願いたいと思います。

日程の追加

- 議長（佐藤盛雄君） 過般総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情、陳情第4号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情の件につきましては、6月7日及び9月6日開催の総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日9月12日を議案思考のために休会としたいと思います。以上の2件につきまして、去る9月4日開催の議会運営委員会で協議された協議事項に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。
-

追加日程第1 請願・陳情

- 議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情、陳情第4号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

- 総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和元年6月7日。件名、陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情。陳情第4号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情。審査の結果、不採択すべきものと決しました。審査日、令和元年6月7日、同じく令和元年9月6日。出席委員は、玉川邦夫君、星政征君、佐藤勤君、山名田久美子君、佐藤盛雄君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。以上です。

○議長（佐藤盛雄君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号　教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号　教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情についての件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号　「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情の件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号　「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情の件は不採択とすることに決定いたしました。

追加日程第2　休会の件

○議長（佐藤盛雄君）　これから追加日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月12日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　異議なしと認めます。

したがって、明日9月12日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は9月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。（午後 0時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招 集 年 月 日	令和元年9月6日				
本会議の会期	令和元年9月6日から9月13日までの8日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	令和元年9月13日 午前10時00分			議長 佐 藤 盛 雄
	閉会	令和元年9月13日 午後 4時10分			議長 佐 藤 盛 雄
応 招 議 員	1 番	星 輝 夫	2 番	玉 川 邦 夫	
	3 番	室 井 亜 男	4 番	星 政 征	
	5 番	湯 田 純 朗	6 番	小 椋 淑 孝	
	7 番	佐 藤 勤	8 番	猪 股 謙 喜	
	9 番	湯 田 健 二	10 番	山名田 久美子	
	11 番	小 玉 智 和	12 番	佐 藤 盛 雄	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	1 番	星 輝 夫	2 番	玉 川 邦 夫	
	3 番	室 井 亜 男	4 番	星 政 征	
	5 番	湯 田 純 朗	6 番	小 椋 淑 孝	
	7 番	佐 藤 勤	8 番	猪 股 謙 喜	
	9 番	湯 田 健 二	10 番	山名田 久美子	
	11 番	小 玉 智 和	12 番	佐 藤 盛 雄	
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	3 番	室 井 亜 男	4 番	星 政 征	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎	
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之	
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	弓 田 昌 彦	
	参事兼健康福祉課長	星 修 二	農 林 課 長	湯 田 英 幸	
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠	
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴	
	農業委員会事務局長	渡 部 浩 市			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	渡 部 清 一	書 記	室 井 徳 人	
	書 記	芳賀沼 崇 正			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

令和元年第3回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和元年9月13日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 平成30年度下郷町健全化判断比率等について |
| 日程第 2 | 議案第57号 | 平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第58号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第59号 | 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第 5 | 議案第60号 | 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議案第61号 | 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第62号 | 下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第63号 | 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第64号 | 下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第10 | 議案第65号 | 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について |
| 日程第11 | 議案第66号 | 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第67号 | 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第68号 | 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第69号 | 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第70号 | 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第71号 | 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ち、教育次長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） おはようございます。平成30年度の事務報告書について訂正がありますので、ご報告申し上げます。

大変お手数ですが、事務報告書の160ページをごらんください。（3）、社会体育施設の利用状況、①、大川ふるさと公園、コミュニティーセンターの欄でございますが、アリーナについて当初9,552人となっておりましたが、正確には1万6,535人の誤りです。訂正いたします。それに伴いまして、総利用者数が2万5,977名から3万2,957名に訂正となります。

理由としましては、台帳からの転記ミスでございます。単なるケアレスミスとなっております。ご迷惑をおかけして大変申しわけございません。訂正しておわび申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第2号 平成30年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、報告第2号 平成30年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

1ページでございます。報告第2号 平成30年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度本町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

2ページをごらんいただきまして、財政健全化審査意見書でございますが、こちらは監査委員さんからの審査の意見書でございますが、表をごらんいただきまして、実質赤字比率であります。これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となっております。平成30年度の一般会計等の実質収支額は3億4,806万8,000円の黒字決算となりましたので、同じく2ページの(2)、個別意見、①、実質赤字比率についてでは平成30年度の実質赤字比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

す。

次に、連結実質赤字比率であります。これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となっております。平成30年度の全会計の実質収支額は4億5,968万2,000円の黒字決算となりましたので、3ページの②、連結実質赤字比率についてでは平成30年度の連結実質赤字比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

次に、実質公債費比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。平成30年度の実質公債費比率は5.7%となっており、3ページの③、実質公債費比率についてでは早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っているとの個別意見をいただいております。

次に、将来負担比率であります。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は52億9,057万9,000円、それに対する充当可能財源等は61億5,299万1,000円でありましたことから、3ページの④、将来負担比率についてでは平成30年度の将来負担比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

同じく3ページであります。、(3)の是正改善を要する事項につきましては特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。経営健全化審査意見書として、こちらから監査委員さんからの審査意見書となっております。中段にあります表の資金不足比率であります。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。(2)の個別意見では、①の簡易水道事業特別会計、②の農業集落排水事業特別会計ともに資金不足が発生しないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの個別意見をいただいております。(3)の是正改善を要する事項につきましては特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号　平成30年度下郷町健全化判断率等についての件を終わります。

日程第2　議案第57号　平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐藤盛雄君）　日程第2、議案第57号　平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 地方自治法第233条の2項により令和元年7月16日に審査に付された30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等を審査した結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております意見書の冊子をごらんになつてください。1ページから読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成30年度下郷町各会計決算審査意見書。Ⅰ、審査の方針。次の諸点に主眼を置き、歳入歳出決算書及び証書類、関係帳簿等を照合審査するとともに、関係資料の提出や関係者の説明を聞きながら慎重に審査いたしました。

- 1、決算の計数は正確であるか。
- 2、予算は議決の趣旨に添って適正に執行されているか。
- 3、会計経理事務は関係法規にのっとり適正に処理されているか。
- 4、財産の取得・管理及び処分は適正に処理されているか。

Ⅱ、審査対象の会計。

- 1、平成30年度下郷町一般会計歳入歳出決算。
- 2、平成30年度下郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、平成30年度下郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、平成30年度下郷町介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 5、平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

Ⅲ番、審査の期間でございます。令和元年7月16日から8月30日まででございます。

Ⅳ、審査の結果。1、決算の概要。（1）、歳入歳出の状況。平成30年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入で68億7,170万円、括弧の中は省略させていただきます。歳出で64億837万8,000円で、前年度決算額に比べ歳入は2億1,388万8,000円の減少、歳出も2億3,001万1,000円減少しており、歳入歳出差し引き4億4,719万9,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金4億6,332万2,000円から繰り越し財源364万円と前年度の実質剰余金4億2,122万9,000円を差し引いた単年度収支額は3,845万3,000円の黒字となっております。

以下、表につきましては省略させていただきますので、ご一読をお願いしたいと思います。

（2）、一般会計の決算状況。平成30年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で48億4,701万7,000円、歳出で44億9,530万9,000円で、歳入歳出差し引き3億5,170万8,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金3億5,170万8,000円から繰り越し財源364万円と前年度の実質剰

余金 3 億 2,062 万 7,000 円を差し引いた単年度収支額は 2,744 万 1,000 円の黒字となっております。

4 ページでございます。次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表 4 歳入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

(イ)、歳入です。歳入決算額は 48 億 4,701 万 7,000 円で、前年度に比べ 5,069 万 3,000 円減少し、予算現額に対する執行率は 97.3% となっております。前年度に比べ町税は 1,677 万 8,000 円の減収となっております。地方譲与税や地方消費税交付金は増加したのですが、地方交付税が 6,744 万 7,000 円減少しまして、町税の減収とともに経常収支比率に影響を及ぼす一因となりました。国庫支出金は、防災安全交付金事業国庫補助金が前年度比 2,487 万 1,000 円の減少、公営住宅建替事業国庫補助金が 5,432 万 1,000 円の減少などにより全体で 8,534 万 8,000 円の減少となりました。寄附金は、ふるさと納税等の増加により 120 万 5,000 円の増加、繰入金は基金等繰入金の減少により 3,399 万 3,000 円減少しております。財産収入は、会津ふるさと市町村圏協議会解散に伴う基金の返還等により 6,762 万 7,000 円の増加となりました。県支出金は、森林環境交付金重点枠が 822 万 1,000 円の増加、中山間地域所得向上支援事業補助金が 864 万 5,000 円の増加など、全体で 1,584 万 3,000 円の増加となりました。諸収入は、道路改修事業負担金として東北電力から 5,067 万 8,000 円の収入があり、全体で 5,552 万 2,000 円の増加となりました。

歳出についてでございます。歳出決算額は 44 億 9,530 万 9,000 円で、前年度に比べ 5,997 万 5,000 円減少し、予算現額に対する執行率は 90.3% となっております。前年度に比べ総務費は空調設備改修工事費の減などにより 2,053 万 3,000 円の減少、衛生費は南会津地方環境衛生組合負担金の増などにより 1,429 万 8,000 円の増加、農林水産業費は中山間地域所得向上支援事業補助金の増などにより 5,238 万 7,000 円の増加、土木費につきましては公営住宅建替工事分の減、沼尾シェッド国直轄権限代行事業費負担金の減により 2 億 4,963 万 1,000 円の減少、消防費については広域市町村圏組合負担金消防庁舎建設分の増で 9,416 万 6,000 円の増加、教育費は学校給食費補助金などの増により 3,482 万 9,000 円の増加となっております。

次に、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等 5 つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で 20 億 2,468 万 3,000 円、歳出で 19 億 1,306 万 9,000 円で、特別会計全体を前年度と比較しますと歳入が 1 億 6,319 万 5,000 円、歳出が 1 億 7,003 万 6,000 円それぞれ減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は、次のとおりであります。

①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表 5—1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比 19.2%、1 億 9,309 万 3,000 円、歳出が 17.5%、1 億 6,347 万 2,000 円それぞれ減少しております。理由としまして、平成 30 年度の制度改正により、財政運営の責任主体が県となり、予算の枠組みが変更になったため、町会計に計上されなくなりました。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は、次の「表 5—2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりでございます。平成 30 年度中は 103 人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移については、次の「表 5—3 国民健康保険税収入の状況」のとおりであります。平成30年度末の収入未済額は7,493万5,000円となり、前年より645万1,000円改善されております。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表 5—4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりであります。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移につきましては、次の「表 5—5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。平成30年度中は14人の増加となりました。

後期高齢者医療保険料収入の推移につきましては、次の「表 5—6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③でございます。介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表 5—7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比4.7%、4,049万5,000円、歳出が0.0%、4万1,000円それぞれ増加しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の「表 5—8 介護保険料収入の状況」のとおりであります。収入済額は1億6,404万3,000円、収納率は95.9%となりました。収入未済額は昨年度より132万2,000円増加し、704万4,000円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれますことから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比2.2%、441万5,000円、歳出が4.3%、843万円それぞれ増加しております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては、「表 5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりであります。収入未済額は、現年分と滞納繰越分合わせて7,360万8,000円となり、前年度と比較して3万1,000円減少しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況は、次の「表 5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は11億7,386万8,000円と前年度より1億610万7,000円減少しました。

⑤、農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入歳出それぞれが前年度比28.9%、1,161万3,000円減少しております。これは、農業集落排水処理施設改修工事終了のための減少となりました。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、「表 5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりであります。

農業集落排水事業関係公債費の状況につきましては、次の「表 5—14 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は6,600万9,000円と前年度より606万8,000円減少しました。

大きな2番、財政の運営状況でございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つ

であります経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は、次のとおりであります。

(1)、経常一般財源の状況。平成30年度における経常一般財源の収入額は、次の「表6 経常一般財源の推移」に示すとおり総額28億3,375万9,000円で、前年度より4,660万5,000円減少しております。

(2)、歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の「表7 性質別決算額の状況」のとおりであります。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費33.9%、投資的経費18.6%、その他経費47.5%となっております。

義務的経費の決算額は15億2,779万2,000円となり、前年度に比べ1,631万3,000円減少しております。主なものとしまして、人件費の決算額は、職員の退職などによりまして1,510万4,000円減の7億9,188万1,000円、扶助費の決算額は、臨時福祉給付金事業の終了などにより639万3,000円減の3億2,530万8,000円となっております。投資的経費の決算額は8億3,671万3,000円となり、前年度に比べまして1億8,044万4,000円減少しております。主なものとしまして、普通建設事業費の決算額は、1億9,448万6,000円の減となり、要因として沼尾シェッド国直轄権限代行事業費負担金が6,191万6,000円の減、橋梁補修工事が3,670万9,000円の減、公営住宅建替工事分として1億2,107万7,000円の減などがありました。その他の経費の決算額は21億3,080万4,000円となり、前年度に比べ1億3,678万2,000円増加しております。主なものとしまして、補助費の決算額は南会津地方広域市町村圏組合負担金が1億764万8,000円の増、南会津地方環境衛生組合費組合負担金が1,716万円の増、学校給食費補助金が1,319万3,000円の増となっております。

(3)、実質公債費比率の状況でございます。実質公債費に関する状況は、次の「表8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりであります。

平成30年度決算における実質公債費比率は5.7%となり、前年度に比較しまして0.5ポイント悪化しました。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つでもあります。将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取り組みが望まれます。以下に言葉の説明として参考に記載してありますので、ごらんください。

3、財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は適正に整備、管理されております。

平成30年度中の主な増減は、次のとおりでございます。

(1)、土地。行政財産、ごみ処理センター、マイナス9,204.00平方メートル。その他の施設・建設機械格納庫、プラスの2,699.46平方メートル。それから、普通財産、旧ごみ処理場、プラスの6,504.54平方メートル。

建物でございます。(2)、建物。行政財産、姫川団地2棟12戸、マイナス841.68平方メートル。ごみ処理センター、マイナス88平方メートル。その他の施設としましてプラスの88.00平方メートル。

(3)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表9―1 基金運用状況」のとおりであります。

基金の総数は18であり、本年度の積立金は2億1,966万7,000円、取り崩し額は4億3,649万7,000円、差し引き2億1,683万円の減少となりました。平成30年度末の残高は28億3,467万円となっております。

また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9—2 財政調整基金の推移」のとおりであります。本年度末の残高は13億9,739万3,000円となっております。

(4)、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は、次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

4番、財政指標。財政状況を示す主な指標の推移は、次の表のとおりでございます。各言葉につきましては参考として載っておりますので、ご一読ください。

次のページの16ページで5番、総括意見でございます。①、平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②、歳計現金についても、関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはありませんでした。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入について、町税等の賦課において不適当な処理があり、歳出については一部不適切な処理が見られました。

⑤、その他の予算執行及び経理事務は、適正に処理されております。

基金運用状況についてでございます。基金運用については、財政調整基金が平成28年度末の18億2,328万2,000円から平成30年度末には13億9,739万3,000円と4億円ほど減っております。本年は町振興計画の作成の年でもあるので、その計画と調整を図り、財源の確保に努めていただきたいと存じます。

次に、債権の滞納処理についてでございます。使用料等の滞納処理については、昨年にも改善を指摘してきたところですが、このたび住宅使用料の滞納者につきまして住宅明け渡しの調停の運びとなったことは、滞納者へ町の強い姿勢を見せる上で大きな進歩があったと思います。

水道料につきましては、徴収率は97.19%と前年比1.32%の改善、新規滞納者数は99名と前年よりも18名の減、金額にして152万円の減となっております。ここ4年間の状況を見ましても徴収率は年々改善され、新規滞納者も減っております。しかし、住宅使用料と同様に水道料についても悪質滞納者には給水停止などを行い、厳しい姿勢を見せることも必要と考えます。

税務事務に係る課税誤りににつきまして申し上げます。税務課において、国税等と照合のため、チェックリストから訂正入力を行うことになっておりますが、これらの修正作業を怠り、国税等との整合性がないことが判明いたしました。これは、課税への信頼を損なうもので、本町の税の信用を大きく失ったものと言わざるを得ません。職員全体でこの問題を真摯に受けとめ、与えられた事務を正確に遺漏なきように努め、今後はこのようなことがないように改善策を講じていただきたいと考えます。

次に、測量及び設計委託についてでございます。設計委託について監査を行いましたところ、事業実施の行われていない設計委託が見られました。測量設計業務委託及び大内地区の農業集落排水処理施設倉庫設計業務委託、児童クラブ改修工事設計業務委託の3件で総額約1,000万円になり、それぞれの理由があつて事業実施ができないことはわかりましたが、計画性を持って対応していただきたいと存じます。

以上、厳しい財政状況の中、町税等の自主財源の確保など安定した財源の確保に努め、柔軟に事務事業を見直す姿勢を持ち、限られた予算で最大の効果を発揮され、「美しく輝く 笑顔あふれる交流のまち」として成長し続けることを期待するものでございます。

最後に、参考のために保育料、使用料等における現年分の調定及び現年分の滞納額の推移状況を掲げました。保育料から下の固定資産税まで、上段が今年度の調定額に対する滞納額ということで下段に表示してあります。いずれもここ5年の間で最低額になっておりますので、ここで改めて報告させていただきたいと思ひます。ご苦労さまでございました。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対して求めますので、ご了承願ひます。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君）　質問いたします。

まず、この審査についてのところで基金運用状況というのがございまして、これの金額がこっちの決算書の最後の167ページと決算年度末残高と決算年度中増減高、金額が違ひうのですが、この理由をお尋ねいたします。

それから、決算書等の審査についてのページ16で、給水停止もやるべきだということをおっしゃっていますが、30年度は給水停止を行ったのかどうか、それと本年の給水停止の状況をお聞かせ願ひます。

17ページでございますが、課税誤りということで、意見書に今年発覚いたしました件を監査委員さんが述べておられますが、監査委員さんにお聞きしたいのですが、これ発見できなかったと、結果。課税のミスが発見できなかったということですが、今考えればこうすれば、こういう方法であればこういった部分が発見できるかという部分がありましたら発言願ひいたします。

それと、町のほうへ改善策を講ぜよということを書いてありますが、これについての町のほうの改善策が現在あればお答え願ひます。

次に、その下の測量及び設計委託について、事業が行われない設計委託が3件あったということですが、その理由について、これ補正か何かでは説明特にこの年度の中ではなかったような気がしますので、改めてこの3件について事業が実施されなかった理由を願ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 1問目の件について、ちょっと今聞き逃しましたので、もう一度、済みませんけれども、おっしゃってください。一番最初の。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 一番最初のは14ページの表9―1、基金運用状況という表がございます。これの中の30年度中増減額と30年度末現在高がこちらの決算書の167ページの4、基金という中の一番下、合計という数字がありますが、これが数字が違うのですが、その理由をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） ちょっと今即答しかねるのですが、こっちの決算書のほうは基金、ちょっと調べてから回答いたしたいと思います。基金については3月31日現在で残高をお聞きしておりますので、その関係かなと思いますけれども、一応調べてから回答いたしたいと思います。

次に、16ページにおける新規滞納者、給水停止につきましては、中には誰が結局滞納しているかというのはわからないのですけれども、こちらから見るとやはり住人の方から堂々と水道を使って車の洗浄等を行っている、そういうふう聞いておりますので、そういう方をやはり見逃してはいけないのかなという気持ちでおります関係で、こういう答弁をさせていただきます。

それと、前後しますけれども、税務事務における件でございますが、これはどのように今後チェック体制をとるかという話でよかったですか。これは、やはりここ2年同じ担当で間違っております、やはり複数の担当者がやらないと、こういうことは同じ間違いが今後出てくる可能性がある。それと、私どもの感覚ではシステムの関係でやはりこれは多少問題があるのかなと。何でもかといいますと、税務署から来るデータと当然うちのほうのデータをデータとして照合するのであればあまりこういったものは起きないと思うのですが、やはり手作業でチェックリストを照合するということは非常に完璧というわけにはいかない。したがって、こういう問題が生じてしまった。

それから、もう一点は何でこれ昨年度から気がつかなかったのかというご指摘なのですけれども、30年度の決算は今回やっております。今進行年度は31年です。2年間というタイムラグがありますけれども、今回初めて決算監査に至る前、6月につまりこういうことが発覚しました。つまり同時期でございます。去年の場合にはもし定期監査、あるいは例月監査でやっていたらこういったことは発見できたかもしれませんけれども、しょせん無理でございます。今年30年度の決算ですので、ちょうど去年の分、前年度分を今やっているわけでございます。そういったところで見逃したという筋はちょっと当たらないのかなと、そういうふう考えております。

それと、測量及び委託設計、税務事務についてはいいですか、それで。どうでしょう、回答漏れ。

(「はい」の声あり)

○代表監査委員(渡部正晴君) 測量のほうでございますけれども、約1,000万円という数字は概略だけ申し上げますと、1番目の町道弥五島和田2号線、これは拡張するために抵当権等がついていた。それで、ちょっと予定どおりいかなかった。これは、まだ実施に至っておりませんものですから、到底できないのではないかと、うちのほうではそう申し上げましたら別にやらないということではない。そういうことでございますので、今年度の予算にも入っていない関係で、これはやらないのであればこの分についてはもう少し事前に調査等をしていけばこういった委託料も計上せずに済んだのではないかと、そういう判断でございます。

それから、次の大内地区、これは処理施設の倉庫でございますけれども、これはやはり当初の屋根の景観、これを当初の予定よりも大分変更するに至ったものですから、これも後からちょっと当初の計画より変わってしまった。したがって、その予算についてなかなか予算的な手当てができないということで、いまだ着手に至っていない。そういった意味でこれにつきましては約150万円の設計料なのですけれども、これも無駄と言われればちょっと心外だと言われるのですが、一応もうちょっと調べてから計上したほうよかったのではないかなということです。

先ほどの弥五島の件については650万円です。

それから、児童クラブ改修工事ですけれども、これは約250万円の設計料なのですけれども、これもやはり同じようにちょっと見積もりが甘くて、ちょっと実施には至ってなかったという報告を受けております。これもやはり事前に何らかの調査が済んでいれば、こういったものはもう少し後でもよかったのではないかなという判断でございます。

以上でございます。

○議長(佐藤盛雄君) 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者(只浦孝行君) ただいまの質問ですが、これから再発防止に向けて、全員協議会でも申し上げたとおりですが、二重チェック等十分に行いまして、再発防止に努めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(佐藤盛雄君) 8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) ご答弁ありがとうございました。再質問いたします。

課税の誤りについては私の質問の趣旨と監査委員さんがちょっと違ったのですが、本年度発覚して報告あったのでということでしたが、私の趣旨は例月監査も含めて、決算監査までの間に、例月の場合は現金の出入れとか契約がメインですので、なかなか課税の誤りの部分は発見できないと思うのですが、そのほかの特に決算のあたりでここを見ておけばこういった職員の課税ミスを防げたのではないかなというふうに思われる部分があったかどうかという趣旨の質問でございましたので、決して発見がおくれた理由とかどうのこうのではなくて、見るべきポイントがあれば発見できたかどうかという質問でございました。

監査委員さんのお答えで、複数でやればいいということですが、これ実際、税務課長の答えでも二重にチェックするということですが、本来の業務ですと課税の表をつくる、表というか、納付書までつくる部分で1人でやっております、1人でやって、やった人間がまたチェックするということで従来やってきたのかどうか。

それから、二重チェックというのは従来やってきたそういった作業を別の人間がまた初めから、税務署から来たデータを受け取った時点から5月に納付書を発送する手前までを2人でどういうふうにチェックをしていくのかと。二重チェックの手法というのがちょっとわからないので、そこをかいつまんで教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今税務課長が説明した二重チェックというのは、事務的に間違っていないかということの二重チェックで、あくまでも申告は申告者と申告をとる側の関係をちゃんと話しして印鑑もらうので、それからの作業が事務的なものだと思いますから、そこは事務的に二重チェックしますということです。今回の賦課の誤りについては、その事務的なものがしていなかったということの業務で誤りがあったわけですので、今税務課長が言っているのはあくまでも申告者と申告をした職員との相対関係によって決まったことをもう一度チェックするという話だと思いますから、もう一度税務課長に答えさせますので、その辺をよく説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今ほどの町長の回答ですが、まさしく申告のときに申告者の相談会で受け取ったものを再度データ入力の際にまたチェックするということで、その観点から二重チェック、それからエラー出た分についてもまたチェックするというような形になりますので、一連の作業については今町長がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 2人でチェックを行う、あるいは二重チェックという話も今町長がおっしゃったとおりのことで私も考えております。何も最初から全部同じことをやる必要はないので、チェック体制、3年前の人はちゃんと1人でやっていますから、それはここ2年の間に担当者がかかわったということで起きた事故でございますので、これはちゃんとしたチェック体制があればできたのかなと思います。

それから、年度で言いますと30年度と31年度、つまり30年度というのは前の年ですから、それについて何か今から考えるとチェックする方法はなかったのかなというご提案でございますが、30年度の監査というのはちょうど去年の10月、これが定期監査という時期がちょうどそのころになっています。4月から5、6、7ぐらいまでの期間に10月行うわけですから、謙喜議員も記憶にあると思うのですけれども、その間に実際に発見

できるとすればちょうど時期的に、今回も5月か6月の報告といいますか、通知によってやりましたので、その時点で仮にもらった人がこれはおかしいよということで監査もしくは税務当局に申し述べてくれればあるいは発見できたかもしれません。したがって、定期監査でそれを行うということは、各個別に、この人の税務署からのデータとして来ますので、そのデータのチェック表と町の住民税の通知と一々照合しないと、これはわかりません。したがって、私のちょっと技術ではどのぐらいできるかわかりませんが、せいぜい10人程度、やったとして。それをやるぐらいが精いっぱいかなと、その中にひっかかってこなければ当然できないであろうという話です。したがって、今回まだ2年分ということで、これが発見できたということは非常によかったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君）　ただいまより休憩いたします。（午前11時01分）

○議長（佐藤盛雄君）　再開いたします。（午前11時10分）

質疑を続行いたします。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君）　質問をさせていただきます。

私は、ちょっと事務報告書のほうから質問させていただきます。ページ数13ページ、地域振興に関する事務の4番、定住に関する事柄なのですが、年5回やっていらっしゃるようなのですが、これのちょっと内容を教えていただきたいなと思ったので、よろしくお願いします。

それと、消防に関する事務、ページで言いますと64ページ、災害対策備蓄食料に関してなのですが、今年も町の防災訓練等で各地区に賞味期限が切れる前の備品を配付したと聞いております。それはどのぐらい配付したのか。ここに予算ありますお金でどのぐらい、何食分、何を購入したのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次に、69ページ、防犯に関する事務で毎年町のほうでLED補助出しております。これでたしか3年目だと思うのですが、設置率といいますか、どのぐらいの行政区でやって、効果というか、成果みたいなものを聞かせ願えたらと思います。やっていない地区もあればぜひ聞かせてください。

次が75ページ、社会福祉に関する事務の（7）番、障害者自立支援医療の区分で一番下の療養介護医療というものが昨年度なかったものですから、これの内容というのを教えていただければと思います。

それと、126ページ、有害鳥獣捕獲に関する事務の中の3番、昨年度もこれあったのですが、ニホンジカの頭数3頭、イノシシ5頭、昨年もここはちょっと少ないのではないかというあれがありましたので、これに関する、県に出しているものもあると思うのですが、その辺のちょっと詳細的なものを教えていただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6 番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、13ページにございます4番、定住、2地域居住に関することというような内容でございますが、まず今年から総合政策課ということでスタートしているわけですが、分掌掌握の項目に従って今回事務報告書つくらせていただきましたので、昨年度から大きくページが変わってしまったり、新たな項目を立てております。大変ちょっと恐縮で、見づらい部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、13ページの2地域居住関係のご質問でございますが、昨年度5つの内容ということで記載させていただいております。相談会等実施しておりますが、ちょっと内容だけ申し上げさせていただきます。まず、5月27日でございますが、こちら主催が会津地方振興局になっております。続きまして、7月15日がふるさと回帰支援センターというところで行っております。9月1日につきましては福島県が主催でございます。9月9日、こちら同じくふるさと回帰支援センターとなっております。12月1日が南会津地方振興局主催という形になってございます。会津地方振興局、また県、南会津地方振興局ということでございまして、こちらの主催の定住、2地域間の各種イベントがございまして。ここに参加となっておりますが、こちらは去年は総務課になりますが、係員が1名出席しまして、相談5件受けました、また6件受けましたというような内容になっているところでございます。例えば1番の田舎暮らし交流会となっておりますが、こちらは会津管内のパネラーが出席しまして、移住希望者で集まっていた方々と交流会なり相談会なりを実施しているというような内容になっています。町からも担当者1名出席しておりますので、町の概要ですとか、特産品とか観光物産の関係、また農業の関係ということでいろいろご相談を受けている内容となっております。ちなみに、5月の27日ですと、復命見ますと50名程度集まっているようです。ちなみに、7月15日に関しましては176組の212名の方、9月1日につきましては20名、9月9日のふるさと会期フェアとございますが、これは国内最大級のマッチングイベントとなっております、こちらは1,000名を超えているそうです。あと、12月1日につきましては8名というような内容になっています。あと、ちなみにふるさと回帰支援センターということで今申し上げましたが、こちらは認定NPO法人となっております、各都道府県、ちなみに東京と大阪ですか、2つは除いた各県が構成員となっております、また農協等の業者さんも含めた団体が構成員となっております。地方の田舎暮らしやI、Uターン、また地域との交流を深めたい方をサポートするため、有楽町の駅前にございまして、年間このような形で相談会を開催しているというような内容となっております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 6 番、小椋議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、災害備蓄食品の配付でございますが、自主防災組織、こちら31地区ございます。それで、配付内容でございますが、まずドライカレー、こちらが900食分、ビスケット、

こちらが420食分、乾パン、こちらが360食分、あとみそ汁、こちらが96缶、焼き鳥の缶でございますが、864食、野菜ジュースが1,020缶となっております。

続きまして、30年度に購入いたしました災害対策備蓄用食料でございますが、明細をご説明いたします。アルファ米の田舎御飯、こちらが600食分、白飯、マジックライスでございますが、こちらが200食分、同じくパエリア風御飯が200食分、卵スープ容器つきが500食分、ハウレンソウみそ汁容器つきが500食分、イワシの煮つけ防災食が1,000食分、天然アルカリ水500ミリリットルが1,896本、粉ミルク、こちらが48缶、以上126万144円の明細になってございます。

続きまして、下郷町LED防犯灯設置促進事業補助金、町からの補助金につきましては平成28年度から各行政区に補助をさせていただいております。町補助に係る平成30年度までの設置行政区数につきましては38行政区のうち22行政区となっております。補助対象の累計設定基数におきましては、まず既にある既数支柱分が294基、新規支柱分が4基、合計の298基となっております。また、そのほかに宝くじのコミュニティ助成事業によりまして、こちらは大規模な設置については3行政区ですか、新規にやっているとございます。

効果ですが、補助要綱にございますとおり犯罪のない明るい町づくりということで、こちらの普及促進が3年目という形で図られておりますけれども、今年も5地区申請してございますので、設置目的にかなうようこれからも補助をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 6番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策に関しまして、126ページ、3番のニホンジカ3頭、イノシシ5頭という少ない頭数になっているが、この内容について説明くださいという質問だと思います。それで、この126ページ、127ページの一連の鳥獣の実績の表についてご説明させていただきます。この2ページにわたりまして、数字で申し上げますと1番の有害狩猟鳥獣捕獲事業と今ご質問ありました3番の下郷町有害鳥獣捕獲隊報奨金と次の127ページ、4番、下郷町有害鳥獣捕獲報奨金、こちらの3つの表につきましては連動性がございます。わかりやすく申しますと、3番の下郷町有害鳥獣捕獲隊報奨金、こちらは農繁期に捕獲した鳥獣の頭数とイメージしてください。続きまして、4番の下郷町有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、こちらは狩猟期間中、カレンダーで言いますと11月15日から3月15日を指します。こちらの冬期間において捕獲した頭数で、最後に1番に戻ります。1番の有害狩猟鳥獣捕獲事業、こちらが下郷町に捕獲の届出があった総数でございます。つまり3番プラス4番の総係数が計上してございます。こちらの総係数につきましてはごらんのとおりでございますが、鹿とイノシシに関しましては括弧書きで鹿に関しましては8の下が（27）と書いてありますが、こちらの27につきましてはイノシシの括弧書きの86につきましては福島県指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数となっておりますので、下郷町と県に届出があった総数、つまり下郷町全体で県と町に届けた頭数の合計になり

ますので、実績として全部で27頭と86頭捕まりましたという総数になります。ですから、では1年間でそれぞれ捕まった頭数はと申しますと、1番に書いてあります熊につきましては33頭、鹿につきましては括弧書きの27頭、1つ飛ばしましてアオサギ6頭のイノシシに関しましては86頭、ニホンザルにつきましては27匹という形になっておりますので、ちょっと表現等似た表現がありまして、見にくい中身になっておりますが、以上のような内容となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、括弧書きにつきましては昨年この場でご指摘いただきました総数についての表示ということで、今年追加させていただきました経緯がございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） 75ページの（7）の障害者自立支援医療の中の療養介護医療についてのご質問だと思いますが、これにつきましては現在入院しております方で、医療的ケアを必要としております障害のある方、そして常に介護を必要とする方に対しまして、主に昼間において病院で行われております機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行っておりまして、その中で療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療ということで提供しております。1件ということで、現在山形県の米沢病院に入院している障害者の方1名の対象でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

消防備蓄関係のあれなのですが、備蓄食料はどこに保管してあるのか、場所を教えてください。お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） こちらは64ページに配置力所ございまして、重機車庫脇の備蓄倉庫になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 今回台風の影響で今千葉県電気停電したりとか、いろいろ災害が起こって大変な目に遭っております。私何回も言いますが、災害はいつ起きるかわからない。それで、重機車庫に置いてある。あそこまでの道ですと、そんなに悪くないのかと思うのですが、本当に災害が起こった際にこういうものがすぐ配られる。そういうふうには安全を確保していただきたいと思いますので、そこまでの道のりですとかもちょっと今後もし危険なところあれば要望として整備しなければいけないのかなと思いますし、災害に関して本当に何度も言いますが、いつ起こるかわからないので、その辺の対策だけは常時対策していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） これは、要望でよろしいでしょうか。

○6番（小椋淑孝君） はい。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、121ページの事務報告、乳牛とか肉用牛、乳牛は106頭で2戸、肉用牛は32頭で3戸と、こういうふうに戸と書かれているのですが、では戻って118ページ、農産物の状況が出ておりますが、主食用水稻416万4,056円、平米数、その後ろに生産農家515キロ平方メートルなのか何なのか書かれていないのです。多分俺515戸なのかなと、こういうふうに思っております。リンドウは15戸なのかなとだけ思っているだけでございます。葉たばこは4戸なのかなと。この戸というものをやっぱりここに、こちらのほうの肉用とか牛のほうは書かれているのですから、ここにも戸というものを私は入れるべきではないだろうか、こう思います。

そこでお尋ねしますが、118ページの数は大体葉たばこは4戸だと思うのですが、これの総合計のを、例えばエゴマが26件で総金額でどのぐらいの収入が、売り上げがあるのかわかったならば教えていただきたい。なぜそういうことを聞かかという、葉たばこが例えば4件ということになりますと、1,200万円という計算になった場合には4戸で割るとたばこつくった場合には300万円になるのだなと、こういうふうな私の頭の中が働くわけでございますが、これの総合計が、トマトは35件でどのぐらいなのか、個人個人ではなく、合計で教えていただきます。お願いします。

もう一つは、枝豆の下に、その他の野菜等というのは何を指しているのか、それからその他の花卉等というのは何を指しているのか、それから下にその他の果樹等もありますけれども、こういうのは何を指しているのかちょっとわかれば教えていただけますようお願いを申し上げます。

先ほどは鳥獣被害、126、7というものがあつたみたいですが、大体わかったのですが、3番の下郷町有害鳥獣捕獲隊報奨金、何か農繁期に役場の軽自動車で2人ベストを着てぐるぐる、ぐるぐる回っているみたいですが、そのときにとった数をこれ書いているのか。あのぐるぐる、ぐるぐる午前中1回、午後1回回って、1人に対して9,000円掛ける2。町民から言われております。出くわしたときあるのかなと、あの人たちが出ている場合にとったのかなと、こういうようなことを言われておりますけれども、あの捕獲隊が軽自動車でぐるぐる回った場合にとったときが何頭ぐらいとってられるのか、わかったらば教えていただけますようお願いを申し上げます。

最後に、育英資金のことで教育長、ちょっと聞いてみたいのですが、今保有基金の運用限度額が最後にありますけれども、5,400万円。すると、今現在合計の金額、借りている額が219万6,000円。この運用限度額の5,400万円のうちの1割にも満たない219万6,000円。私は、大学生の4年間で月額3万5,000円、非常に少ないのではないだろうか。短大生が2万円、高等専門が1万6,000円、専門学生が2万円。あまりにも私は少し少ないような気がいたします。限度額は5,400万円もあるのです。やはりこの辺をこの結果から見た場合に奨学の育英資金というものを直さざるを得ないのかなと。町長、一言やっぱり見直すと、こういうふうなこと少し考えていただけますよう一言町長からお願い

をしたいのです。優秀な人材をもう少し町全体で見上げるためにも、ここから借りても足りないから、よそから、また銀行、または奨学、別なところからまた借りているのです、実際には。だったらばやっぱりもう少し町の子供ならばこれだけの金額、なかったらば仕方がないのですが、少し見直しというものを、ここの内容というものを少し教育長、教えていただきますようお願いを申し上げ、以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） まず、118ページ、転作作物等の状況についての生産農家の単位についてご指摘いただいた件なのですが、3番、室井議員の言われるとおりでございます。次年度から戸数として単位を記入させていただいて、掲上させていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、済みません。順番が変わってしまって申しわけないのですが、同じく118ページのその他の野菜とか、その他の花卉類についてのその他とはどういうものかという中身でございますが、例を挙げますとその他の野菜につきましてはキュウリとかナス、ニラ、インゲン等が挙げられると思います。花卉につきましては、アルストロメリア、カラー、スターチス等が挙げられると思います。

ここに挙がっている作物についての販売額についてのそれぞれの額はわからないかというご質問でございますが、こちらにつきましては、ここで118ページに載せさせていただいているのは、まず転作作物等の転作に係る部分のデータでございますので、それぞれの品目の販売額等については掲載しておりません。なお、では把握できているかというところに関しましても、近年流通が多岐に分かれておりますので、集計という部分が実質JAさん等を経由したものであれば押さえることはできるのですが、そのほかの流通経路が多岐にわたっておりますので、実額というのが集計しにくい状況になっております。ご了解ください。ただし、下郷町が少量多品目で展開しておりますので、町内における物産展、直売所等の実績額、それぞれのお店の総額等については実績として押さえているところでございますので、よろしくお願いいたします。

あと、その他の果樹等につきましては、こちらにつきましてはリンゴ、カキ等が挙げられると思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

（何事か声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 答弁漏れございましたので、追加いたします。

126ページの捕獲隊の内容につきましてご報告申し上げます。平成30年度におきましては2名体制で農繁期期間90日、162万円の報酬をお支払いしてございます。実績にしましては、活動中に熊1頭、イノシシ2頭、猿4頭を捕獲してございます。実績につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、3番の亜男議員の育英資金の関係についてお答えさせていただきます。

育英資金につきましては、当初より大分借り入れ者が少なくなっているというものもございますが、運用限度額5,400万円有効にということでございますが、これにつきましては審議会もございますので、審議会の中で今後見直しの検討をさせていただいて、借り入れの額を変更できるような検討を加えていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの教育長の答弁も審議会で検討させていただくということで答弁しましたけれども、なお私からも審議会の皆さん方にその実態、大学生の金額は幾らにすればいいのか、短大あるいは専門学校あるいは高校、そういうところを現実にあったものに変えていくと、変えていただくということは申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

○3番（室井亜男君） なし。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 大きく2つ申し上げたいと思います。

1つは、事務報告28ページです。空き家対策に関する事務、実はうち、行政区のほうで区長しているものですから、過日、つい2日前ですか、空き家の実態調査がありました。それは、既に行政さんのほうは何度か実態調査はしているようで、今回平成30年3月に空き家対策に関する実施対策計画というのが出されて、私もインターネットで、ホームページで拝見いたしました。その中で今後のことということで、話題になっている特定空き家、行政によっていろんな呼び方しているのですけれども、中央のほうでは特定空き家ということで、4つほど項目ありましたけれども、景観も含め危険であるというような、非常に重大な建物が各地区、我が地区にもあります。私の素人の目で見ても3件くらい実際はあるわけですが、この報告の中で協議会を開催したとあります。町は、空き家対策の中の危険な建物についての云々については一般的に述べられて、手順もフローチャートで出ていますが、補助等の検討というか、対策については話し合われているのかということです。これは各町村、周囲見ましたらあまりないのですけれども、隣町の南会津町では危険な空き家ということで、70万円とか50万円の助成金を出して壊すと。大変これは難しい中で、やはり固定資産を納めているとか、税金納めている人が対象になるとか、そういうのが出てくるわけですが、この話し合い、事務の中で下郷町としての危険な空き家に対する強制撤去というわけではないですが、壊すときの補助金という、助成金といいますか、この辺は今後計画の中で出されるのか、それを伺いたいというふうに思います。

もう一つですけれども、一番最初の、これは事務報告の中で1ページぐらい、おとしし1度聞きましたけれども、ちょっと不十分な記憶があるものですから、再度質問しま

す。失礼しました。5 ページです、30 年度決算の 5 ページ。固定資産税不納欠損額、この場面ではこれだけです。あと、特会のほうにも欠損先ほど報告にありましたけれども、不納欠損額ありました。前回一昨年ですか、出された数字は254万円だったでしょうか。該当の戸数は4 件という回答いただきました。今回は458万円、どのぐらいの該当、何件に当たるのかということと、これは欠損、不納ですから、取り立てはなくなると。なくなって、ここからなのですけれども、これは教えてください。なくなって来年また再スタートするというふうに解釈していいのか、またその額はもうしょうがないと、事情があるようだと、再度固定資産の請求切符を発行するのか、ずっともうないままでいくのかという、そこが私ちょっとずっと疑問なのですけれども、これはもう本当に教えていただければというふうに思います。

それから、この固定資産について、おととい鏡石のほうで過大徴収というのがばんと出ました。これは、よく言われている新しいうちを建てたときに標準額から一般的には1.4%、さらに3分の1とか6分の1の減額徴収というのですか、減免されるというのか、そういう一つのルールがあるわけですが、本町においては昨年度、30 年度ですか、そのような該当のうちの何件かあったのか。大体これは新築というふうに考えればいいと思いますけれども、ちょうど鏡石さんの非常に悪い記事が載ったものですから、我が町ではそういうことはないと思うのですけれども、住宅用地に変更するときの課税処理という、言葉を言えば。これが本件で何件ぐらいあったかわかる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2 番、玉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、28 ページでございますが、空き家対策に関する事務ということで、今回新たに項立てて、新たに追加したページでございます。こちらに書いてあるとおりでございますが、空き家問題につきましては当然個人、所有者の問題であるというような状況がございますが、国も26 年に空家等対策の推進に関する特別措置法ということで、法律で空き家の対策を行うということではっきり公布しております。この後国では27 年度に特定空き家等に対する措置ということで、ガイドラインなども示されました。町はこれを受けまして、29 年度に下郷町の空き家等の対策の計画並びに実態調査ということで行わせていただいたところでございます。なお、事務報告書にある30 年度につきましては、空き家の対策協議会を開催いたしまして、29 年度中の計画の概要並びに内容について報告をさせていただいたというような内容になっております。

この中で空き家の戸数330 戸ということで調査させていただきました。議員ご質問の特定空き家というような内容でございますが、調査報告書を見ますと特定空き家候補というような書き方になっておりまして、330 戸のうち45 戸ほど特定空き家候補となっております。また、その他一般の空き家ということで284 戸、また不明1 件ということで、合計330 戸というような内容になっております。いわゆる特定空き家等というような表現でご

ざいますが、ちょっとだけ申しますと、特定空き家というのがこのまま放置しておく
と倒壊もしくは著しく保安上の危険があるおそれのある状態の空き家、または衛生上有害
となるおそれのある空き家、また適切な管理が行われていない空き家、また周辺環境の
保全を図るために放置することが不適切である空き家というような内容になっておりま
して、この協議会の中でご説明はさせていただいておりますが、空き家対策につしまし
ては本町のような中山間地域の少子化、高齢化になっている自治体といたしましては、
今後も増加することが予想されますので、いろんな状況を勘案しながら協議会の中で空
き家に対する補助制度の創設なり、状況の把握を努めながら、今後31年度も協議会を開
催してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの玉川議員のご質問にお答えします。

まず、固定資産税の不納欠損分ということで、30年度は458万4,242円という金額にな
ってございます。こちらにつきましては5件分がありまして、それにつきましては、こ
れ不納欠損する前の3年前に処分停止ということで起案をしまして、3年間資力の回復
が見られないものにつきまして不納欠損で落とすという形になってございます。それで、
こちらにつきましては、理由としましては滞納処分をすることができる財産がないとい
うことで、3年間資力回復がないということで不納欠損するということで上げさせてい
ただいております。

それから、新築住宅につきましては、こちらにつきましては同じく事務報告書の47ペ
ージの一番上、家屋調査状況ということで、こちらにつきましては新增築ということで
課税分が載ってございまして、こちらの部分が30年度に課税した分ということで載せさ
せていただいております。鏡石町さんの新聞報道がなっていたということで、うちのほ
うでは住宅用地ということで、その軽減措置につきましては適正に行われております。

それから、3年間過ぎたらその分につきましては、未収の分に対しましてこちら処分
停止、不納欠損としますので、発生はしないということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 総合政策課にもう一度確認します。そうしますと、特定空き家のこ
れからの会議を進める中で、町としては補助金を出す方向で、そこまではわからないで
すね。その検討はしていくということで理解していいと。了解しました。

○議長（佐藤盛雄君） 了解でよろしいですね。

○2番（玉川邦夫君） はい、いいです。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） お昼時間になっても大丈夫でしょうか、大分質問しますけれど
も。では、質問だけしますか。

○議長（佐藤盛雄君） はい。

○5番（湯田純朗君） 36ページをお開きください。この中で観光客入り込み客数ということで、その数が著しく落ち込んでいるのは塔のへつりと湯野上温泉。特に塔のへつりにおいては8万2,878人の減ということで、この内容はどういうことが要因になっているのかちょっとわかれば教えてください。

それから、37ページの下郷町観光循環バス運行委託料ですけれども、これ29年度は566万2,198円、今年度が489万8,318円ということでその差が76万3,880円が減ったのですが、これは利用客の運賃が増えたので、バス会社に対する補助金が減ったのか、そこら辺をちょっと教えてください。

それから、今2番議員から質問ありました42ページの町税の欠損不能額、これ458万4,242円ですけれども、これちょっと理解できなかったのは3年前に処分停止と、財産がないから。これちょっと詳しく教えてください。

それから、同じページの4、たばこ消費税ですか。これが昨年より18万4,084円が増えているのですが、今禁煙者が非常に増えているさなかにこれなぜ増えたのか、そこら辺。たばこの単価が上がったのか、それとも消費者が増えたのか、そこら辺をお願いします。

それから、入湯税の収入未済額が平成29年と同じ額が上がっているのですけれども、これはなぜ、全く繰り越して上がっているのかどうか、その辺。

それから、62ページ、消防団の現有団員の組織編制の現在の数値でございますが、これ1番ですか、団員総数。この現有団員の組織表で団長以下書いてありますが、これ実際にいる数字なのでしょうか、それとも条例に掲げた数字なのか。婦人消防隊もいろいろな集落でなくなっているというふうに聞いておりますが、この数字が果たして今現在の数字なのか、あくまでも条例的な数字なのか、そこら辺お聞きします。

それから、同じく63ページの大きい2の消防設備等の整備状況の中にファイアレンジャーというふうに書いてありますが、これどこの団か班かわかりませんが、これどのような形で配置してあるのか、また下郷全体で今現在何基というのかあるのか、そこら辺ちょっと教えてください。

あと、毎年ポンプ操法大会という町大会、郡大会というのやっているわけです。私のときも実際担当したときに、ある行政区の区長さんから同じ年に1回でやると地区も助かるのだと、こう言われたのです。でないと地区の係がまた来年、群大会であれば1カ月やるわけですから、その経費もばかにならないと。応援するご婦人の方も大変だということで、それを郡大会やるときにあわせて1回やってもらえないのかなと、こういうふうな話もありましたので、これはここで課長さん返事できないかもしれませんが、もしわかる範囲内でおっしゃっていただければ大変ありがたいと。そういうのを含めて今現在消防団員の数がなかなか集まらない、婦人消防隊がだんだん解体をしていく。そういう中でなおさら毎年毎年やっていると、消防団員に新しく新規加入する方がいなくなると、そういうような原因にもなっているのかなと。それと、あともしかすると本団幹部の人数が非常に少なくなっていると。それも今私申し上げたそういう内容が影響して、なる人がいないのか、やめた人が多いのかわかりませんが、そこら辺ちょ

っと教えてください。

それから、69ページの防犯に関する事務でございますが、この報告書の中に多分町長初め年末年始の飲酒運転の啓発活動やっているわけです。そういうものが上がっていない。事務報告に活動報告が書いていない。これ書いてもらったほうがいいのかなと思うのです。防犯灯の設置だけではなくて、防犯活動もやっぱり書いておかないとわからないのかなと思います。

それから、私何日か前初めてこれ見たのですけれども、今もう現在ふれあいセンターの前に青いパトロール車がございます、防犯パトロール車。これ町で買ったのかなと思ったら県から借りているのだというのです。昔私生活安全係やっていたときに、青パトということで皆さんが、防犯協会だっけ、あそこに申請して四角いカードもらって、その方が運転しなさいということで防犯の青のぴかぴかというのを買って、とりあえず今ある消防車両につけて回ったことあるのです、何回か。それもあるということなので、11月までお借りしているということで、もう何年も相当前から青パトということで、特に下郷が車なかったところに西郷さんからわざわざ来て、田島までパトロールやってくださったのです。毎週1回くらい来ていたのです。そういうのもやっぱり借りるのではなくて、生活安全のほうで昔やっていたわけですから、何か今話聞くと防犯協会とか何かあれがあって、かわるがわるやっているのだと、こういうことなのです。それは、町の姿勢としてやっぱり町自体がやることではないのかなと思いますけれども、そこら辺を借りてやっているのですが、買ってやってください。そこら辺要望します。なお、それに対する返事をお聞かせください。

それから、あと73ページですか、社会福祉に関する事務の報告の中で、1番の社会福祉協議会事業ということで、事業費が昨年より減額されているにもかかわらず、町補助金が13万493円多いと。これは何でなのでしょう。そこら辺教えてください。

あと、それから158ページ、これスポーツの関係の(2)ですか、スポーツ団体育成の補助金の内容ですけれども、ここに書いてある、団体、個人といっぱい挙がっていますが、これ誰でもいただけるのでしょうか、申請したら。どういう大会以上、こうとかああとかという、そういう規約がないのですか。あれば教えてください。何か個人でも出るともらえるみたいなような、ちょっと錯覚しがちなので、そこら辺よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまより休憩します。（午後 0時02分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 午前中からの引き続き、5番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

事務報告書でまいりますと36ページの一番下のところにあります観光入り込み客数、

特に塔のへつり、湯野上温泉等の減少についてというようなお問い合わせでございますが、ここに記載しているとおり、まず大内宿につきましては昨年度より5万人ほど伸びております。また、塔のへつりにつきましては昨年が27万人ということで、大幅に今年度は減っている状況でございます。なお、湯野上温泉についても5,000人ほど減っているという内容でございますが、これは観光客全体の動き、また町内の観光の状況というところもございます。まず近年の減少もありますが、ここ10年来考えてみますとおおむねこれは大型バス、いわゆる大型観光バスですが、こちらのバスの台数が非常に減っているのではないかなというふうに感じております。これは、大内宿の駐車場台数を換算してみますと、まずピーク時、約10年前ですが、大型バスですと約1万台ほど入っておりました。30年度の実績では5,000台ということで、約半分になっております。入り込みに関しますと、大型バスにつきますと1台当たり40人という換算しておりますので、5,000台減っていると約20万人というような換算がここに出てまいります。大内宿につきましては、昨年度大変頑張ってくださいまして、5万人ほど伸びているという状況でございますが、ここ長い目で見ますとやはり100万人来ていた時代がございますので、それから見ても20万人から減っているという内容でございます。また、特に塔のへつりにつきましては、やはり今ほど申しましたように観光ルートバスの中でのお客さんが非常に少なくなっているのかなというふうな感じを受けております。近年は大型バスの観光から若干個人向けの観光、いわゆるマイカーという形で旅行の形態も変わっているのかなというふうな感じもいたしておるところです。また、団塊の世代と申しますが、一時期旅行者が多くなっていた時期がございますが、近年の旅行者の世代、60からの旅行者の動きになってまいります。この辺も変わっているのかなというふうに感じます。また、塔のへつりにつきましては橋のところまで細い道をおりていくということで、非常に滑りやすい状況が続いておりました。こういうところも観光客の高齢化というと大変恐縮なんです。そういうものに影響しているのかなと思っております。今年度につきましては、橋までおりる部分につきましては、滑りどめと申しますか、マットを敷かせていただきましたので、建設のほうでやっていただいたのですが、この辺の効果がまた出てくればありがたいなというふうに感じているところでございます。

なお、湯野上温泉につきましても減っておりますが、近年ですと新湯さんが閉店されたという部分もありますし、お聞きしますと今年度も、昨年度から今年にかけても民宿でやめるというような方が、民宿が出てきているようでございます。こちらもあり経営者の高齢化による部分がございます。どうしても15人入る民宿でも半分しかちょっととれないのだという部分もお聞きしているところでございます。なお、この減少に関しましては南会津の振興局からもいろいろ聞き取りがありまして、南会津全体でもやっぱり下がっているという中身でございますので、今後内容をよく協議、検討しながら振興策につなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あともう一点、観光循環バスの委託費の関係でございますが、29年度につきましては

566万2,198円ということでございまして、昨年の実績、30年度でございしますが、こちらが489万8,318円ということで下がっております。こちらは29年度から30年度、4路線から3路線ということで路線数減らしてございます。また、路線数の減少によりまして、走っている本数でございしますが、29年度が548本でございましたが、30年度につきましては459本ということで、委託料の減少でございしますので、よろしくご承知のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、私のほうから湯田議員の質問にお答えしていきたいと思います。

まず、42ページの不納欠損額458万4,242円につきましては5件分ということで、こちらにつきましては、30年度につきましては3年前の27年度の末に処分停止という形をさせていただきまして、資力が回復しないということでの3年間の処分停止をしまして、不納欠損にするということで、今回不納欠損処分で5件分を落とさせていただくということになっております。

それから、町たばこ税につきましては、こちら47ページにもあるのですが、9番の待ちたばこ税につきまして、こちら税率のところに旧3級品につきましては4月から1,000本当たりにつきまして4,000円、それから旧3級品以外の分につきましては10月から1,000本につき5,692円ということで税率が上がっております。そのために金額が上がったものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、5番の入湯税、こちらにつきまして74万5,200円ということですが、こちらにつきましては1件の分で74万5,200円ということで、こちらの金額が上がっております。近くですが、入金が若干される予定でございしますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから以上でございします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） それでは、5番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

62ページの消防団員現有団体組織編制でございしますが、こちらは現有団員数でございしますが、こちらは平成31年3月31日現在の内容と実人数となつてございします。消防団員数が329名、婦人消防隊員が190名でございします。なお、参考的に現在では消防団員が306名、婦人消防隊員は162名となつてございします。

続きまして、63ページでございしますが、ファイアレンジャー、こちらにつきましては平成30年度12個を購入いたしまして、塩生班、沢田班、十鶴班、張平班、中妻班にそれぞれ支給をしてございします。また、町全体のファイアレンジャー数でございしますが、全体で138個となつてございします。

あと、68ページの交通安全事業の中に先ほど防犯啓発活動、こちらのことも事務報告

に入れてはどうかというご指摘がありましたので、入れることを前提に検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、消防ポンプ操法大会、こちらの郡大会とあわせた開催年度を町大会ではどうかというご質問でございますが、消防操法大会に対する行政区の負担につきましては郡、または県大会出場するとなりますと非常に大きくなってしまっていると思われます。また、現在の体制でございますが、町の消防操法大会を7月上旬の郡大会、または県大会と同一年度を実施することを想定いたしますと、団員の熟練技術の練習期間等が長期化し、またけが等の可能性も増大することから、現在は郡大会、県大会の間に実施している現状でございますが、こちらにつきましては今後消防団と協議しながら、行政区になるべく負担のかけない形でできるかどうかの検討をさせていただきたいと思います。

あと、青色防犯パトロールでございますが、現在の状況をご報告したいと思います。まず、5月下旬の川崎市の児童通り魔事件によりまして、6月7日から7月19日まで防犯協力隊の協力を得ながら、そのときには毎日檜原、旭田、江川の集団登校時に随行しながら見守りをしていたと。と同時に町側でも月曜と金曜日の朝と夕方、こちら教育委員会の職員とあわせながら町職員2名体制で消防指揮車による防犯パトロールを行っているところでございます。また、今回防犯協力会が福島県防犯協力連合会から青色パトロールを借り受け、これから毎週水曜日5時半から1時間程度をパトロールするという形になっておりますが、こちらにつきましても町といたしましても今後の青色パトロールの登録台数を増やししながら、教育委員会の職員と協力して、こちらとしても防犯パトロール引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） 5番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

事務報告の73ページになりますが、（1）の町の社会福祉協議会に対します補助金についてでございますが、事業費が29年度に比べ30年度が少なくなっているのに、町補助金が増えていると、その理由についてでございますが、まず事業費が30年度、29年度に比べまして減った理由としましては、日赤の車両更新をしております、その分、29年更新したものですから、30年度が約160万円ほど事業費が減っております。町の補助金につきましては、基本的に町の補助金は算出基礎が人件費の補助でございます、役員報酬、これは会長でございますが、それから事務局長、それから職員2名がこの補助金の大部分を占めております。その関係上、29年度と30年度を比べますと約27万8,000円ほど人件費が上がっております、そのほか数十万円の事業費があるという中で、事業費は減っても、町の補助金はほとんど横ばいと、若干人件費伸びた分が増えているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 5番、湯田純朗議員のご質問についてお答えいたします。

事務報告書158ページから159ページの社会体育事業の（２）、スポーツ団体の育成に
関してですが、教育委員会では社会体育団体及び県大会出場以上の者に対して下郷町教
育事業補助金交付要綱に基づきまして補助を行っております。表の下郷町体育協会やス
ポーツ少年団、ジュニアマラソン大会実行委員会については運営補助として、そのほか
の団体や個人に対しましては大会出場に係る経費をスポーツ団体対抗試合出場補助金と
して支出しております。補助対象項目といたしましては、大会参加に係る交通費、それ
から参加料、宿泊費としております。なお、宿泊費につきましては県スポーツ団体等標
準料金を適用してございます。

なお、補助の条件といたしましては文部科学省、都道府県教育委員会、財団法人日本
体育協会、財団法人都道府県体育協会等の公共団体が主催、または後援する県大会以上
の大会登録選手及び監督等が出場に要する経費となっております。その補助額は実費と
しておりまして、上限を15万円に設定してございます。なお、要綱では県大会以上とな
っておりますが、実際申請される方はケース・バイ・ケースに応じて補助金を交付して
いるような実情でございます。今後必要に応じて要綱の内容について見直しを検討して
いきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） まず、観光客の入込み数ですか、これは本当に答弁いただきまし
たが、目に見えて年々、年々減っていくわけです。町とすれば観光と農業と、どこへ行
ってもその言葉が出るのです。課長から話ありました大型バスからマイカーにというふ
うなのに移行しているのではないのかとなると、大型バスというのは例えばどこどこ経
由で来るという、計画的に来るわけです。個人の場合は回っても、回らなくても、気分
次第で回らないで行ってしまったりするわけですから、むしろ今そういうふうに大型か
らマイカーとなれば、当然マイカーを意識した宣伝、広告、例えばでかい宣伝とか、広
告とか、そういうものが、看板が必要になるのではないかなと私は思うのです。例えば
今南道路やっています。あと七、八年か、10年かからないうちに多分それがつながって
くるでしょうから、そうしますとどこで、張平や合川のほうにインターチェンジがで
けるのですけれども、そこを乗らないで真っすぐ林中の121の街道におりてきて塔のへつり
に回る。さらには湯野上温泉回る。ひいては大内宿回ると、こういうパターンが崩れて
くるわけです。そしたら、どこに目を引くような看板が必要かと。例えば長いトンネル
終わって田代にぱっと出た瞬間に、あそこ80キロで走ってくるとあの地区は何分を出て
いってしまうと。看板なんか見る暇なんかないのではないかなと思うのです。そしたら、
この合川、張平地区にインターチェンジができれば、そういうふうなことも今から対策
を練っていかないと、南倉沢の上にある道の駅だけではとてもではないけれども、そう
いう観光に対するPRの度合いが減ってくると、そういうことになるのではないかなと私
考えているのです。私は、ちょっと若松に何人か市議会議員さん知り合いですけれど
ども、トンネルできると若松に真っすぐ来ると言うのです。若松に金落としてもらえば

いいのだと、そういう議員さんもいるのです。ですから、そこら辺の観光PRを7年、8年で、今から考えてあそこにやらないと、私が問題としているものに対する解決策はないのではないかと思います。南倉沢の上に道の駅ありますけれども、非常に小さい珍しい道の駅で、パーキングの面積もないと。そうした場合に張平に今後インターチェンジができるわけですから、あの近辺に、どこでも今莫大な大きい、猪苗代の道の駅もそうです。いろんな大きいのが出てきます。そういうものをまた考えていかないと、あのちっちゃな道の駅ではとてもではないけれども、個人の店屋みたいなものですから、なかなか客の収容人員も少ないし、そこら辺が問題ありますので、これから将来に向かって今からやらないと観光のほうが進まない。非常に風通しよくなって、どんどん、どんどん通過点になってしまうということが心配されるのではないかと思いますので、そこら辺も今からでも考えていただきたいと思います。お答えは結構です。

それから、税務課長さん、もう一度ちょっと教えてください。処分停止ということなのか。例えば私が金払わなかった場合に処分停止ってどういうふうな形で払わなくて済むのかちょっと教えてください。

あとは町民課長さん、先ほど消防設備の災害対策、備蓄食料品ですか、この話ありましたけれども、これは私が生活安全のときに始まった事業で、例えば毎年毎年かどうかわかりませんが、賞味期限が切れると思うのです。それ防災訓練に使っているのでしょうけれども、けさの産経新聞見ると水の賞味期限が切れて、千葉で配ったなんて、急いで回収だと。もう水はない、何もない、電気もない、そういうときに配ってしまったのが賞味期限切れたのを回してしまったといって、職員が今四苦八苦して集めているそうです。そういうことにならないように更新の計画ですか、食料備蓄品の更新の計画は、もしあったらばお聞かせください。

それから、教育委員会のスポーツ団体育成ですか。これは、今ちょっと私説明受けましたけれども、ちょっとのみ込めないで、もう一度お聞きしますけれども、これ全国大会、みんな全国大会となると大体文科省とか、みんな後援しているのです。それは、誰でも彼でも、監督が云々と今話ありましたけれども、監督さんも出るのでしょうか。個人、団体、それどちらの申請でも出るのでしょうか。そこら辺もう一度お聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、湯田議員の再質問にお答えします。

先ほどの処分停止でございますが、未納の方の財産関係を調査した中で、処分できる財産がないということの状況がはっきりした時点で処分停止という形をとっております。そのほかには生活保護とか、あと死亡されて相続人がいないとか、そういった理由もございます。そういった方につきまして処分停止という形をとっております。その3年後に不納欠損という形、資力が回復しないというような状況、それから相続人がいないということが続いた場合に3年後に不納欠損という形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 5番、湯田議員のご質問でございます。備蓄品につきましては、こちらのほうで備蓄品管理台帳を設けていまして、特に計画等はございませんが、管理台帳に基づきまして、主食等であれば保存年限5年、また保存水、水であれば7年という形で、主に主食、あるいは水等を十分に計画的に在庫管理をしながら今後整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 5番、湯田純朗議員の再質問についてお答えいたします。

スポーツ団体対抗試合等出場補助金につきましては、県大会以上の登録選手及び監督等が出場に要する経費となっております。個人、団体ともこちらに適用するものと認識しております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 先ほどの申しわけありません。処分停止と私申し上げましたが、正しくは滞納処分の執行停止というのが正式名称でございます。失礼しました。滞納処分の執行停止ということで、その時点で発議をしまして決裁をいただいて、その後資力が回復しない場合は不納欠損という形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今の税務課長さんのお話、滞納処分ですね。さっき言った処分停止の理由は財産がない、生活保護を受けている、死亡しているということですから、でも結果的に固定資産があるということは財産があるということですよ。例えばその方が亡くなられたということでも、生活保護は別にしても、亡くなられた方でも相続人がいるわけですから、そちらのほうに責任がいくというふうな、納税の責任がいくということはないのでしょうか。相続でいくと当然子供がいれば何人かとか、そういうふうな相続権いくわけですから、相続権放棄しない限りは全部出てくる。負の財産もみんな来るわけです。そこら辺ちょっと教えてください。

それから、これ教育次長さん、さかのぼってもらえないのでしょうか、さかのぼっては。そこちちょっとお聞かせください。

それから、あと最後になりますけれども、先ほど代表監査委員が説明されましたが、最後の17ページの測量及び設計委託についての事業実施が行われない設計委託が見られたということでございますが、実は私この席で昨年も下郷町物産地質調査業務委託事業ということで、それに関連して、物産館に関連して平成28年度の測量業務委託156万6,000円、同じく基本設計業務委託221万4,000円、実際に今年も計画上がってこないの

す。多分これと同じではないかなと思うのです。これやる全体でこれやって、それから事業実施になるわけですから、それがされないということはいつやったかやらないかわからないような事業設計は無駄な先行投資、税金をかけているのかなと私は思うのですが、そこら辺の代表監査委員の見解をお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 先ほどの湯田議員の問い合わせですが、済みません。こちらにつきましては、不納欠損の部分につきましては、当然湯田議員のおっしゃるとおり相続人がいれば相続人とかそういったもので、法定相続人という方が相続されますが、こちらにつきましてはもう財産がその部分はなくなっているという状況で、差し押さえするものがないということの金額でございます。ですので、こちらにつきましては不納欠損という形になってしまったということになります。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 5番、湯田純朗議員の再々質問についてお答えいたします。

さかのぼって補助金を申請できないかというご質問ですが、今年度に大会があり、今年度中に申請があった場合補助金を交付することは可能だと考えております。その場合原則としては事業補助計画書を提出いただくようになりますので、事前に申請等につきまして不明な点がありましたら直接お問い合わせいただければ幸いです。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（渡部正晴君） 5番議員の質問にお答えします。

確かに議員のおっしゃるとおり準備不足で、設計はしたものの着手に至っていないというのは全く同じでございます。今回のこの問題についても相当執行部のほうとかんかんがくがくやりまして、うちのほうではやらないとまでは言わないけれども、ちょっと設計自体入るのが早計だったのではないかとということで、金額もさることながら、今回は上げました。それだけのことでございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れありませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまより休憩します。（午後 1時30分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午後 1時40分）

会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

会計管理者、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 午前中の基金運用状況の数値のご指摘につきまして、出納室のほうで調整しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、決算等の審査についてということで、代表監査委員のほうから報告があったとおり、表の9―1、基金運用状況につきましての数値が正しいものでございます。これにつきましては、3月31日現在の数字ということで正しいということで、こちらの会計決算書のほうにつきましては、こちら出納閉鎖期間、4月、5月の数値が入っての金額となつてございました。こちらにつきましては誤っておりまして、あくまで3月31日で基金のほうは終わりということになりますので、決算書の審査についての数値が正しいということになります。

なお、こちら正しいものにつきましてはこの後配付させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） それでは、正しい修正した表をお配りしますので、暫時休議します。
（午後 1時42分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午後 1時43分）

ただいまお配りした差しかえの表につきまして、会計管理者、只浦孝行君より説明を求めます。

会計管理者、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今ほどお配りしました基金の明細でございます。決算書と変わったところのみこちらのほうで説明させていただきます。

まず、現金の5段目ですが、ふるさと創生基金会計、こちらの決算年度中増減高につきまして、こちら三角の3,567万円となつていましたが、こちらが2万9,000円になります。合計が2億9,776万2,000円という数字になります。

それから、ふれあい福祉基金会計となっておりますが、こちらにつきましても決算年度中増減高が間違っていた分につきましては1,058万7,000円となつていましたが、正しくは1万3,000円で、こちらのほうは現在高が1億3,377万4,000円になります。

その下の下になりますが、ふるさと水と土保全基金会計ということで、こちらが間違っていた分につきましては139万5,000円の減となつていましたが、正しくは4,000円。現在高が4,813万1,000円で、合計が正しくは2億1,683万円の減と。決算年度末現在高が28億3,467万円という金額になります。

以上、説明でございました。大変申しわけありませんでした。

○議長（佐藤盛雄君） 引き続き質疑を続けます。

ご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 監査の方にちょっとお尋ねを申し上げます。

歳入歳出決算等の審査の部冊をお開きください。その中の13ページを開いていただきたいと思います。13ページの（3）の実質公債比率の状況についてちょっと教えていただきたいと思います。公債費による負担度合いを判断する実質公債比率であります、30年度は5.7%になって、平成27年から少しずつその率が上がって悪化をしているようで

ありますが、公債費の増大は財政の柔軟性が弱くなったり、その要因の一つであると言われておりますが、上昇してきたその理由はどこにあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

また、同じ部冊の15ページをお開きいただきたいと思います。その大きな数字4の財政状況の指標の中で、行政活動の自主性や安定性を評価する自主財源比率でありますけれども、財源の一つである町税が年々減少しているにもかかわらず、平成28年ごろから少しずつその自主財源の比率がよくなっている、その要因はどこにあるのでしょうか。

2つ教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

まず初めに、実質公債費比率についてのご質問でございましたが、実質公債費比率につきましては先ほど報告第2号でご説明を申し上げましたが、実質公債費比率につきましては一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政標準規模に対する比率でございます。ご指摘のとおり平成30年度の実質公債費比率は5.7%となっており、昨年度の実質公債費比率5.2%と比較しますと0.5ポイント上昇をしております。この大きな要因でございますが、実質公債費比率の算定に当たり分母となります標準財政規模、こちらにつきましては普通交付税等の減額がかなり影響しているものと思われまゝす。普通交付税等の減少により分母が、これが縮小されたために公債費比率のポイントが上がる、そういった要因になったかと思われまゝす。

次に、自主財源についてのご質問でございました。大変失礼をいたしました。この自主財源比率でございますが、こちら説明にもございまして、これは地方公共団体が自主的に収入する財源が歳入総額に占める割合を示すということでございまして、これにつきましては確かに町税のほう、平成30年度につきましては減少の傾向にございまして。しかしながら、その他の自主財源といたしまして、例えば地方譲与税、あるいは地方消費税交付金等々の各種交付金の増加もあわせて決算されておりますので、そのような関係で自主財源比率につきましては若干の伸びを示しているものと思われまゝす。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 実質の公債比率でございますけれども、課長さんから説明をいただきまして、少しわかったような気がいたしますけれども、よい方向に向けるために、今後施策としてどのような考えでいらっしゃるのかひとつお尋ねしたいと思います。

それから、あと4番の財政状況の中の自主財源の比率でございますけれども、やはり自主財源というのは町税というのは相当のウエートがあると思われまゝすけれども、地方交付税とか消費税のことでよくなっているということなのではございまして、今後町税のほうのあれとか、法人税も加えて頑張りたいと思われまゝすので、よろしくお願ひいたします。その辺、2つの質問で終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 大変失礼を申し上げました。先ほどの答え、ちょっと若干訂正をさせていただきたいと思います。

自主財源についてでございますが、こちら事務報告書の3ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。3ページの4、依存財源と自主財源ということで、私先ほど申し上げましたちょっと区分が誤っておりましたので、済みません。ご訂正させていただきたいと思います。この3段目にあります自主財源とは、町が自主的に収入し得る財源であり、地方税、負担金及び分担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などが該当しますということです。これらの数字によりまして若干の回復といいますか、ポイントが上昇しているものと思われれます。

あと、済みません。もう一点のご質問、公債費比率についてのご質問でしょうか。

（「はい」の声あり）

○参事兼総務課長（室井哲君） 申しわけございません。公債費比率につきましては、これはやはり先ほど各種指標をご報告で申し上げましたとおり、実質公債費比率ですとかさまざまな指標がございます。これは、議員ご指摘のとおりこの公債費が増大になりますと、これは財政運営が硬直するということでございますので、これにつきましては1つの指標を見て、この指標をクリアすればオーケーというものではないと考えておりますので、各種指標を組み合わせながら健全な財政運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○7番（佐藤勤君） わかりました。ありません。頑張ってください。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 先ほど資料をいただきましたので、1つ質問させていただきます。

確認ですが、新しく配付された基金の現金の部が、この年度末残高というのは出納閉鎖の残高ではなく、3月31日の残高であるという説明でしたが、間違いないですか。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

会計管理者、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 猪股議員のご質問ですが、そのとおりでございます。3月31日の現在の基金の残高に間違いございません。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） そうしますと、出納閉鎖までの間に、事務的な話ですけれども、基金の移動というのはしないようにしているのですか。それとも、新年度に4月1日から切りかわって、過年度の部分は出納閉鎖5月31日までありまして、並行して現金の移動等進んでいくわけですが、仕訳としては30年度、31年度というふうな形で並行して会計処理が進んでいくと思います。そうしますと、この基金だけの移動を4月1日から5月

31日まで見た場合、過年度、現年度の並行している中で基金の動きがあった場合、仮にあった場合は出納閉鎖をもって過年度というか、30年度の部分で基金を移動しなければならない部分というのは理論上は出てくるのですが、そういった場合はどうなるのでしょうか。あくまでも3月31日現在の残高で基金という残高は決まるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

今ほどの基金についてのご質問でございますが、先ほど会計管理者がご説明申し上げましたとおり基金につきましては4月から3月までの年度となっております。通常一般会計等につきましては、会計年度につきましては4月から3月までであります。4月、5月、2カ月間の出納整理期間を置きまして、5月31日に出納が閉鎖されますので、それをもって決算を調整してございますが、基金につきましては4月、5月の出納整理期間という概念が存在しませんので、3月31日をもって例えば30年度から4月1日には翌年度31年度に基金のほうは年度が繰り越すという形になってございます。

今ほどご質問のありました4月1日以降の、例えば今年の場合ですと31年度に繰り越した基金が30年度の事業のほうに動く場合でございますが、そのような場合につきましては31年度に繰り越した基金から30年度の会計のほうに繰り入れる、あるいは30年度の会計から31年度の基金へ積み立てるとというような作業も出てまいります。あくまでもこちら、審査意見書等でお示しをしております基金の運用状況につきましては、そういったことから3月31日現在の数字をもってご報告を申し上げておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第57号 平成30年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第3 議案第58号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、議案第58号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、この湯田嘉朗という人が法務省管轄の保護司をやっているのです。そうすると、刑務所から出てきた人を見ておったりしなければならない。または教育委員ということになると、そういうふうなことの差し支えはないのかどうか、一言お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私のほうから3番、室井議員の質問にお答えさせていただきます。

質問の内容につきましては、兼職の禁止ということであろうかと思いますが、地方公務員法の行政法第6条におきましては、教育委員の兼職の禁止といたしましては地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、あるいは地方公共団体に執行機関として置かれている委員会の委員、地方公共団体の常勤の職員等というふうなうたわれております。あと、保護司関係につきましては、これにつきましては法務大臣が委嘱するということで、委嘱によって保護司が決まるということで、報酬についても無報酬ということでございますので、兼職の禁止等には当てはまらないのかなというふうに解します。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第58号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第4、議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の7ページ、議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、新消防庁舎建設事業に係る庁舎棟、緊急車両庫が本年11月に完成し、12月からは新庁舎において消防本部消防署及び事務部局の業務が開始されることから、本組合規約に規定する組合の事務所の位置を現在の事務部局が執務する南会津地方広域行政センターの所在地から新庁舎の所在地に変更するものであります。

議案書の8ページと南会津地方広域市町村圏組合規約新旧対照表をあわせてごらんいただきまして、南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約でございますが、第4条中「南会津町田島字西町甲4331番地」を「南会津町田島字西上川原乙65番地」に改め、附則としまして一部を改正する規約は令和元年12月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 60 号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 6 議案第 61 号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議案第 62 号 下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 議案第 63 号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議案第 64 号 下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第 5、議案第 60 号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 6、議案第 61 号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 7、議案第 62 号 下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 8、議案第 63 号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 9、議案第 64 号 下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての 5 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） それでは、私のほうより議案第 60 号から第 64 号まで一括で説明を申し上げます。

まず、議案第 60 号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についてでございます。10 ページをお開き願います。これにつきましては、先般町長のほうより提案理由にもありましたが、消費税及び地方消費税の税率引き上げが令和元年 10 月 1 日からの施行とされるに伴い、同消費税率を 10% とした水道料金に改正するものでございます。

条例改正の新旧対照表では、1 ページにおきまして 1 カ月当たりの料金表を示しておりますが、金額の単位をまず表の枠外に表示させていただきました。前回までは 13 ミリの口径の水道使用料に関する基本料金及び超過料金に関する料金の一番頭のほうに円を示してございましたが、全体の金額がわかるように枠外に円を示させていただきました。また、料金のほうですけれども、基本料金につきましては 13 ミリから 100 ミリ口径の水道管に対しまして増額となりました。金額的には 1 カ月当たり 90 円から 110 円の増額となっております。単位当たりの超過料金につきましては、1 立米当たり 200 円の単価のものにつきましては料金改定に変化がなく、210 円以上の単位当たりの料金についてはそれぞれ 10 円の増額となっております。また、水道メーター、量水器ですけれども、そちらの使用料につきましても口径 25 ミリ以上の水道メーターにおいては増額、10 円から 310 円

となっております。あと、表示のありませんでした水道使用料に消費税及び地方消費税が含まれるという文面に関して表示させていただきました。

なお、附則における経過措置につきましては、2においては本水道料金の施行日以前から継続使用者の適用時期について、3におきましては本水道料金の施行日以降の新規に使用した場合の適用時期について示してございます。

経過措置2ですけれども、本町の簡易水道使用料金では冬期の推定料金による請求を除き、2カ月に1回、奇数月の月末になるのですけれども、そちらのメーター検針を行い、2カ月使用水量分を1回で支払う一般分及びそれを1カ月ごと、2回に分けて支払う営業分での支払い方法としております。その際のメーター検針は、まず奇数月月末から偶数月の初めにかけて行われておりますが、施行日前から継続して水道使用している方の場合にはこの施行日前後の期間でメーター検針が行われますので、施行日前に検針している可能性があることから、そのときに検針したものについては従前料金に当てはまります。このことから、10月請求分に関しては一般、営業ともに従前料金となります。続く営業分における11月分の請求につきましても、10月請求の算定のもととなるメーター指針から金額を算定いたしますので、これについても従前料金となります。次回のメーター検針につきましては11月末から12月の初めにかけて実施されますが、前回の指針が9月末から10月初めに実施されておりますので、施行日前の9月中の使用水量が含まれる可能性がありますので、12月及び1月の請求の使用料金も従前料金となります。このことから、経過措置の意味は請求月に関するのではなく、使用した水量の時期を示したものであり、施行日以降明らかに使用した水量を検針して調定した場合の水道使用料金が適用になることを示しております。9月に使用した可能性のある水量が含まれる調定に関しては、従前使用料金に基づき請求を行います。つまり施行日前から継続で使用していただいている方につきましては、2月、こちらは冬期間の推定水量になりますけれども、そちらの請求分から新しい料金表を適用することになります。

経過措置の3につきましては、施行日以降の水道新規使用、契約も含めてですけれども、そちらで使われていただいた方には本料金の適用がされますということでございます。

以上、議案第60号の説明でございます。

続きまして、議案第61号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。13ページをお開き願います。これにつきましては、先ほどの議案第60号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についてと同様に、10月1日施行の消費税及び地方消費税率を10%ということで算定した料金表に改正するものでございます。

料金改正に伴う新旧対照表においては、2ページから3ページにおいて1カ月当たりの料金表を示してございます。5つの料金種別、これは昨年料金体系変えたのですけれども、そちらの1カ月当たりの基本料金については190円から520円の増額となっております。なお、単位当たりの超過料金については変更はございません。

なお、先ほどの議案第60条の給水条例の一部改正と同様に、附則にて経過措置につい

て示しておりますが、本使用料金のうち超過料金については水道使用量と井戸使用者の井戸使用水量に基づいて算定してございますので、簡易水道使用料と同様に使用時期に関する経過措置が必要となることから、同文とさせていただきます。

以上、議案第61号の説明でございます。

続きまして、議案第62号 下郷町公共財産使用等条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。15ページをお開き願います。こちらにつきましても令和元年10月1日の施行日に伴い、消費税及び地方消費税率を8%から10%に改定するものでございます。

新旧対照表におきましての4ページにおきまして、100分の108を100分の110としてございます。本件に関する対象物件につきましては、使用期間が一月に満たないものですので、施行日以降に新たに申請がある一月未満の期間の場合に適用されます。当初予算に関した件数は16件でございますけれども、予算上の措置について変更はございません。

以上、議案第62号についての説明を終わります。

続きまして、議案第63号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。17ページをお開き願います。こちらにつきましても今まで議案等説明申し上げましたと同様に、消費税の税率改正に伴うもので、8%から10%に改正するものでございます。

条例の記載上、新旧対照表におきましては、5ページにおいて条中数字の1.08を1.1としてございます。こちらと同じく使用期間が一月に満たない部分が対象物件となりますので、先ほどの62号と同様の扱いになります。また、同じく予算に関しての措置もございません。

以上、議案第63号の説明になります。

最後に、議案第64号 下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。19ページをお開き願います。こちらにつきましても議案62号、63号と同様に、令和元年10月1日から施行日となる消費税及び地方消費税の税率を8%から10%に改正するものでございます。

改正に伴う新旧対照表におきましても6ページにおきまして、100分の108を100分の110としてございます。こちらも本件に関する対象物件に関しては、施行日以降新たに申請がある場合に適用されます。予算上の措置については今回しておりません。

以上、議案第60号から64号の説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 下郷町給水条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 下郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 下郷町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 下郷町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第10、議案第65号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第65号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について説明させていただきます。

20ページをお開きください。上程させていただきました橋梁補修工事、湯野上橋の請負変更契約につきましては、去る第2回定例会におきまして議決いただき、6月14日に本契約となりまして、現在に至っております。

今回の変更契約につきましては、当初契約時には8%でありました消費税及び地方消費税の10月1日の施行、税率引き上げに伴う消費税及び地方消費税相当分275万円を増額するものでございます。それに先立ちまして、8月20日に仮契約を行ってございます。これにつきましては、本工事並びにほかの工事もそうなのですが、土木の積算システムにおいて設計書を作成しております。こちら発注用設計書を作成時には積算システムが引き上げ税率10%に対応してございません。その時点で県の土木のほうの通知からもとりあえず現行税率で当初設計書を作成し、税率改正前に変更契約に対応するという事で現在に至っております。それで、今回8%から10%に上げた変更契約を本定例会に上程させていただきました。前払いに関する話も請求時の税率で支払うということになってございますので、契約時の税率8%で算出し、支出を済ませてございます。

以上、説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ6月14日だから、きょうは9月13日だから、約3カ月。あと1日で3カ月。もう終わったのかなと思っていたら、まだ終わらない。まず、どのような工程表になっていたのか。1つは、私何でこういうことを言うかということ、白岩から雑根に入るトンネルのところからそのトンネルの土砂をダンプで運んで、新湯のほうに向かって、この紫橋を渡ってセブンイレブンに出るのです。国道を走ってきて、私のところの中妻に入ってきて、中妻の農道の南縦貫道路に投げる。オール24時間やるということを行っているのです。そうすると、この紫橋をオール24時間通ることになるのです。そうした場合この工事等ストップしてやるのか。どっちが早くやるのか。ここを通らないで、交通どめにしなくてできるのかどうか。これいろいろ工程表があるとは思いますが、実を言うと中妻ですから、熊谷組が代表してちょっと私のところに来まして、24時間やりますということを行っているのです。交通どめにしてやらなければこの工事ができないのか。上のほうではなく、何か聞くところによると両方の橋の下のほうをやるのだと、こういうような話もしているのですが、どのような内容で、なぜこんなに3カ月もおくれているのか。または工程表があると思うのです。どういうふうに関橋交通どめにしてやるのか、いつ終わるのか。トンネル掘りは2年間やると言っているから。その辺お聞かせをいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 3番、室井亜男議員のただいまのご質問についてお答えいたし

ます。

こちらの工事、6月14日、6月定例会のほうで締結していただき、約3カ月経過している状態でございます。細かいちょっと工程表手元にございませんで、いつごろどうなるというのはちょっと言えないのですけれども、工事内容に関しましては橋梁の下部を施工する部分が一番大きいです。ですので、ほぼ通行は可能になってくるのですが、一時期工事内容につきましては交通規制がかかるというふうには聞いてございます。こちらの工期、一応来年の3月末ということで設定してございますので、多分トンネル工事に関するトラックの運行にはちょっとかぶってくるのかなとは思っております。ただし規制がかかる部分に関しましては、当然全面通行止めということになるかどうかは今ちょっと何とも言えないところなのですけれども、片交あたりになりますと通行自体は通行できますので、極力支障のないようには進めていきたいかと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっと具体的に教えていただきたいのですが、交通どめにしないでやるということになれば、下部工事ですから、鉄骨の橋ですから、何か溶接をするのか、例えばそこら辺の鉄板というか、ボルトというか、そういうふうなものが何かとるのかどうか。それはわかりませんが、とにかく通行止めにならないでやるのだというようなことで、なぜ今までこれ3カ月もそんなにかかっているのか不思議でならない。

もう一つお聞きしますが、前渡金というのは払ったのか払わないのか、この1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの室井亜男議員のご質問ですけれども、まず前渡金、前払い金に関しましては支払い済みでございます。

今まで時間かかっているというお話しになりますけれども、当然大きな工事でございますので、準備にかかる時間というのは結構かかるかと思えます。また、今回施工する箇所が会津鉄道、ちょうどそのまたぐところの部分もかかってきますので、そちらとの関係及び資材の調達ですとか、修繕に係る資材というものもちょっと特殊なものの使いますので、そちらについてもちょっと時間がかかっている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 約1億5,000万円のうちの3割ですから、約5,000万円近く金を前渡金で払っている。でも、我々通って歩いて見るのですが、今のところ一つも仕事はやっていない。実際に何にも運んだ姿というか、全然見受けられないのですが、本当にやっていたら前渡金だけ使って貯金して、定期で積んでいるのかなと思うようなわけで、銭回しでやっているのかなというようなことないわけではないのですが、もう一回何で3カ月おくらしているのか。会津鉄道、わからないわけではないのです。何か仕事を今実際

に少しはやっているのか。前渡金の銘打ったって、少しは何か材料を持っていったり何かするというようなことをやらなければならない。いつこの前渡金払ったのか、この1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） まず、前渡金の支払い時期に関しましては、議決で契約後7月上旬には前払い金の請求行為が行われてございます。

今まで何もしていないと言われる形は、目に見えて現場のほうが動いていないということになるのですが、今現場近く通りますと規制に関する看板類はもう設置済みになってございますので、実際下部工といいますと、表面から見ると橋の下側を施工するわけでございますので、表面上通行には特に大きく支障は出ないのかなと思っております。なぜと言われてしまいますと、その辺に関しては後ほど説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） やっぱ前渡金7月上旬に払っているのだから、7月上旬ということになると8月、9月ですから、もう2カ月たっているのです、前渡金だって。前渡金の銘打ったって、ここに出すにはやっぱりある程度の糾問も出たのだよと、早くやっくださいぐらいの注意勧告というものは必要ではないだろうかと。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま議員のご指摘のとおり工事によってはこういった時間かかるものもございますが、極力という言い方もちょっと申しわけないのですが、当然金額が大きくて前払いも大きいということであれば、目に見えてわかるような進捗を見せるような指導というのもこちらを進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 2時39分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午後 2時50分）

日程第11 議案第66号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第67号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第68号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第69号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第70号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第71号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第11、議案第66号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第67号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第68号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第69号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第70号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第71号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第66号につきましては総務課長、室井哲君、議案第67号及び議案第68号につきましては町民課長、弓田昌彦君、議案第69号につきましては健康福祉課長、星修二君、議案第70号及び議案第71号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の21ページでございます。議案第66号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,643万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3,974万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、29ページをお開きいただきまして、地方交付税につきましては交付額の決定により普通交付税を1億4,733万2,000円増額するものであります。

国庫支出金につきましては、民生費国庫補助金では市町村による予防健康づくりや医療費適正化の取り組みの効果的な展開を支援する福島県後期高齢者医療広域連合保険者

インセンティブ交付金73万7,000円を、衛生費国庫補助金では健康管理母子保健副本登録に伴うシステム改修に係る母子保健衛生費国庫補助金74万8,000円を、商工費国庫補助金では大内宿における観光WiFi環境整備構築事業及び観光案内所トイレ改修事業に係る観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業補助金574万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

県支出金の農林水産業費県補助金につきましては、協定面積の増加により多面的機能支払い交付金を3万5,000円増額し、施設が決壊した場合下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を支援する農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,800万円を計上するものであります。

30ページとなりますが、繰入金及び繰越金につきましては前年度繰越金の確定により財政調整基金繰入金を1億2,000万円減額し、繰越金を1億1,403万3,000円増額するものであります。

諸収入につきましては、民生費等に係る国庫支出金、県支出金の精算により過年度収入を12万3,000円増額し、雑入では平成29年度の直轄道路事業地方負担金の精算により沼尾シェッド国直轄修繕代行時返還金1,052万6,000円を計上するものであります。

町債につきましては、町道落合音金線舗装補修工事の事業費の補正に伴い、その財源とする過疎対策事業債を190万円増額し、普通交付税の算定に伴い発行可能額が確定したことから、臨時財政対策債を274万2,000円減額するものであります。

歳出の主なものでございますが、31ページをごらんいただきまして、総務費の一般管理費では小中学校児童生徒の登下校時に合わせ防犯パトロールを実施していることから、その所要額、超過勤務手当8万5,000円の増額をお願いするものであります。

同じく総務費の文書広報費では、防災行政無線中山中継局に至る作業道の維持管理に係る賃金、使用料及び賃借料、原材料費合わせて75万円を計上し、企画費では第6次振興計画を初め各種計画の策定に向け、全庁的な体制で取り組むため超過勤務手当32万円の増額をお願いするもので、同じく企画費の住宅用太陽光発電システム設置費補助金24万円につきましては今後の見込み額を精査し、補正計上するものであります。

また、諸費につきましては民生費等に係る国庫支出金、県支出金の精算に伴う返還金1,372万1,000円、町税に係る過年度還付金518万円、合わせて1,890万1,000円を増額するものであります。よろしく願いいたします。

32ページをお開きいただきまして、衛生費の保健事業費につきましては、歳入でご説明申し上げました福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金73万7,000円をその目的から健診委託料に充当し、財源内訳の補正を行うものであります。

同じく衛生費の母子衛生費につきましては、健康管理母子保健副本登録に伴うコンピューター保守料、システム改修委託料合わせて113万9,000円を計上するもので、システム改修委託料につきましては歳入でご説明申し上げました母子健康衛生費国庫補助金74万8,000円を充当する事業であります。なお、この事業につきましては子供時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し、引っ越しや子供の成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービスを構築するものであります。

農林水産業費の農業振興費では、電気柵等の設置に対する補助申請が増加していることから、有害鳥獣対策事業補助金を40万円増額するものであります。なお、本補助金につきましては既決予算を上回る事業量となりましたことから、その緊急性等を勘案し、予備費を充当し、対応させていただきましたが、今後の見込み額を精査し、増額をお願いするものであります。

32ページから33ページにかけてとなりますが、同じく農林水産業費の農地費では、成岡池の廃止に係る測量設計委託料及び工事請負費合わせて2,209万8,000円を計上するものであります。当該ため池は、防災重点ため池に指定されており、工事請負費につきましては歳入でご説明申し上げました農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,800万円を充当する事業であります。

33ページで同じく農地費の負担金補助及び交付金につきましては、協定面積の増加により多面的機能支払い交付金負担金を4万8,000円増額するもので、その財源として歳入でご説明申し上げました農林水産業費県補助金を充当するものであります。

商工費の観光費につきましては、歳入でご説明申し上げました大内宿における観光ワイファイ環境整備構築事業及び観光案内所トイレ改修事業に係る委託料及び工事請負費合わせて1,148万3,000円を計上するもので、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業補助金574万1,000円を充当する事業であります。

34ページとなりますが、土木費でございますが、道路維持費の修繕料につきましては今後の見込み額を精査し、186万9,000円の増額をお願いするもので、道路新設改良費の工事請負費400万円につきましては防災安全交付金事業、町道落合音金線舗装補修工事であります。本事業につきましては平成28年度から継続事業として整備を進めてまいりました。本年度分につきましても既に発注しているところではありますが、整備計画の総延長のうち未施工区間が残り57.45メートルとなりましたことから、事業費の補正をし、本路線の事業完了を目指すものであります。

同じく土木費の住宅管理費、施設修繕料につきましては、今後の見込み額を精査し、増額をお願いするものであります。

教育費であります。事務局費では防犯パトロール等に係る超過勤務手当を25万1,000円増額し、保健体育総務費では市町村対抗福島県ソフトボール大会への出場に当たり、打者用ヘルメット等の用具の整備を支援するため補助金9万9,000円を計上するもので、35ページとなりますが、コミュニティーセンター管理費の修繕料79万6,000円につきましては大川ふるさと公園野球場ナイター照明修繕に係る所要額を計上するものであります。

公債費につきましては臨時財政対策債の10年ごとの利率見直しに係る所要額を、また歳入でご説明申し上げました直轄道路事業地方負担金の精算に伴う過疎対策事業債の繰上償還に係る所要額をそれぞれ補正計上し、予備費により収支の調整をするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。
議案第67号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,554万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,911万8,000円とするものでございます。

37ページから41ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

42ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。6款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、平成30年度分の決算によりまして繰越金が確定したことに伴い、4,554万円を増額し、繰越金の総額を4,554万1,000円とするものでございます。

続きまして、43ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。8款予備費につきましては、財源調整のため4,554万円を増額するものであります。

以上、下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の44ページをお開きください。議案第68号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,597万6,000円とするものでございます。

45ページから49ページにつきましては総括でございますので、省略とさせていただきます。

50ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては28万4,000円を増額となっております。これは、後期高齢者医療広域連合の会計年度事務処理が3月31日までとなっておりますことから、町の出納整理期間の4月から5月までに納入された分を繰越金として計上しまして、次の51ページの3の歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費として繰越金と同額の28万4,000円を増額計上し、広域連合に納付するものでございます。

以上、下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） それでは、52ページをごらんください。議案第69号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,325万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,800万5,000円とする提案内容でございます。

53ページから57ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

59ページをごらんください。初めに、3の歳出から説明させていただきます。1款の

総務費、1項の総務管理費につきましては、この委託料につきましては10月からの消費税の税率改正に伴いますシステム改修委託料としまして45万4,000円を増額計上しております。

次に、同じく1款の総務費の3項介護認定審査会費、まず14節の使用料及び賃借料でありますが、これにつきましては介護保険認定審査会システム入れかえによりますリース料7万3,000円を新たに増額計上しております。これにつきましては、南会津地方広域市町村圏組合のシステム入れかえに伴います町のシステムも更新する必要があるため、増額計上したもので、広域組合につきましては12月からの稼働を予定しておりますので、今年度につきましては12月から翌年の3月までの4カ月分のリース料を計上しております。

次に、同じく1款の総務費の3項介護認定審査会費の1目の認定審査会共同設置負担金につきましては、平成30年度の介護認定審査会の審査件数の確定によりまして、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費38万3,000円を減額計上するものでございます。

その下になります。2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費、1目の居宅介護サービス給付費につきましては449万9,000円を減額し、その下の特例居宅介護サービス給付費に振りかえるものでございます。これにつきましては、居宅サービス事業者につきましては、これは訪問介護、ホームヘルプ事業でございますが、県が指定するものでございますが、今回職員の離職によりまして指定基準を一部満たせない事業者が発生しました。サービス体制の維持、利用者保護等の観点から、介護保険法では特例的に町が認めれば事業の継続を可能としてもいいという項目がございます。特例給付に移行するため補正計上したものでございます。今回特例的に認めた事業につきましては、先ほど申しましたとおりホームヘルプサービス事業であります。本町において今回の対象事業者が受け入れできなくなりますと町内の受け入れは困難となり、利用者のサービスの保持、それから本町の居宅サービス提供体制を維持する上からも支障を来すおそれがあり、今回特例的に認めたものでございます。また、これに当たりましては初めてのケースでございますので、県とも協議、県の指導をいただきながら実施しております。なお、当該事業者につきましては、人員体制について早急に改善を図り、従来の県指定を再度受けられるように指導しているところでございます。

次に、60ページをごらんください。4款の基金積立金でございますが、前年度の決算額に伴う繰越金から今年度の報酬改定等増額分を勘案しまして、1,499万9,000円を基金に積み立てするものでございます。

次に、9款の諸支出金でございますが、これにつきましては平成30年度の介護給付費及び地域支援事業の事業費の確定に伴いまして、超過交付されておりました交付金、それから県に返還する額としまして1,740万2,000円を増額計上するものでございます。

一番下の10款になりますが、予備費で調整しまして、予備費の総額を3,243万3,000円にするものでございます。

次に、58ページに戻っていただきたいと思います。歳入になります。初めに、3款の

国庫支出金につきましては、10月からの消費税の税率改正に伴います、歳出で説明しましたが、システム改修委託料45万4,000円に係る補助金の内示額が示されたため、22万6,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款の繰入金につきましては、一般会計繰入金でございますが、まず1節の職員給与等繰入金では歳出で説明しました消費税の税率改正に伴いますシステム改修委託料45万4,000円から国庫補助金22万6,000円を差し引いた22万8,000円を増額計上したものでございます。その下の2節の事務費についての繰入金でございますが、これも先ほど歳出において説明しましたが、広域圏組合のシステム入れかえに伴います町のシステム入れかえリース料7万3,000円の増額分、それから認定審査会共同設置負担金の審査件数の確定によります減額分38万3,000円から増額分の7万3,000円を差し引いた31万円を減額計上しております。

一番下の8款繰越金では、平成30年度の繰越金の確定によりまして6,311万2,000円を増額計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） それでは、議案第70号及び第71号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第70号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書61ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ338万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億32万8,000円とするものでございます。

次に、内訳でございますけれども、先に歳出予算から説明申し上げます。68ページお開きください。1款1項1目簡易水道費、15節工事請負費についてですけれども、湯野上簡易水道の中央監視装置の更新工事338万8,000円の増額補正でございます。本年度予算におきましては、工事等予定していなかったために、予算の計上はありませんでした。しかし、湯野上簡易水道の中央監視装置の設備における外出山水源等の通信装置が老朽化等により今年の夏故障いたしまして、水源施設、取水量ですとか揚水ポンプの稼働状況等の情報が全く取得できない状況に陥りました。これにつきましては、この夏の湯野上簡易水道の水源につきまして、取水量がかなり落ちてきたということと、あと漏水部分もあったために配水池の減水というのも一部ございました。そちらのほう結局情報なしで対応していたわけなのですけれども、一部調査ですとか、あと数カ所の漏水修繕、担当のほうはかなり骨折って、何とかその部分しのぐことができました。通信状況の調査を行った上での修繕を行いまして、今現在稼働はしておりますのですけれども、既存の通信装置、テレメーターと申しますが、そちらのほうもう20年以上の経過をしております、既に製造が中止されております。今後に関しては今までのような小規模の修繕では対応ができないということでございますので、本装置本体を更新し、施設の管理に努めてまいるということでよろしくお願いします。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。67ページをお開きください。1

款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目簡易水道使用料、1 節現年度分58万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、先ほど議案第60号の条例改正に伴う料金の引き上げに伴うものでございます。

続きまして、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金ですが、167万4,000円の増額補正でございます。こちらに関しましては、前年度繰越額が確定したことによるものでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、一般会計繰入金における高料金対策分226万3,000円の減額補正と町単独工事分の338万8,000円の増額補正、合わせて112万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、歳出予算におきます工事請負費の増額補正338万8,000円による町単独工事分の繰入金計上と歳入予算における水道使用料の増額補正58万9,000円及び繰越金の増額補正167万4,000円により高料金対策分の繰入金を減額したものでございます。

以上、議案第70号の説明でございます。

続きまして、議案第71号 令和元年度下郷町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書69ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,722万6,000円とするものでございます。

こちらにつきましても、先に歳出予算からご説明申し上げます。76ページをお開きください。1 款農業集落排水費、1 項農業集落排水費、1 目農業集落排水費、11節需用費における修繕料161万7,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、処理施設におきますナンバーワン上澄水排出装置の修繕についてということになります。こちらの修繕につきましては、当初予算より予定しておりましたが、その修繕費用として90万円計上してございました。修繕前にその状況、どのような修繕になるかということで再度分解による調査を行った結果、当初予算計上前と比べて状態がちょっと悪くなっておりまして、新たな交換部材が必要になったということが判明しまして、修繕総額が251万7,000円となったことから、その差額でございます161万7,000円を増額計上させていただきました。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。75ページをお開きください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目農業集落排水使用料、1 節現年度分3万2,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、議案第61号の条例改正に伴う料金引き上げによるものでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金の158万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても歳出予算における需用費の修繕費の増額に伴うものでございまして、一般会計より手配していただくことにより使用料の増額分3万2,000円との合計で161万7,000円となります。

以上、議案71号の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3 番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 31ページの償還金利子及び割引料の内訳で償還金、還付金1,890万1,000円。これをもう少し詳しく中身というものを教えていただければありがたいかなというようなことです。まず、そこだけお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

31ページの総務費諸費、償還金利子及び割引料に係るご質問でございますが、こちらにつきましては総額で1,890万1,000円こちら今回の補正額として計上してございますが、その内訳でございますが、内容が2つございまして、まず1つが民生費等に係る国庫支出金及び県支出金の精算に伴う返還金でございます。国、県への返還金でございますが、こちらが1,372万1,000円を計上してございます。

もう一つでございますが、町税に係る過年度の還付金、こちらが518万円を計上してございます。合わせまして1,890万1,000円ということで今回補正計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 518万円の還付なのですが、何人に当たるのか、その1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、過年分の件数でございますが、こちらにつきましては、内訳としまして過年度還付につきましては116件でございます。内訳としまして30年度分で401万7,200円、それから27年度から29年度分でございます71万6,000円、それから26年度分で22万2,900円、そして還付する際の還付加算金におきましては2万8,200円、それから今後法人町民税、軽自動車、固定資産税におきましてもそれぞれの還付が予想されるということで19万1,000円を計上しております。合わせて518万円の追加補正を計上してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 33ページをごらんいただきたいと思います。下段の商工費の2目の観光費でございますけれども、大内のほうの実施設計とトイレ改修工事の件で質問いたしたいと思いますが、まず改修工事の具体的な内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

それから、あと工事の完了をいつごろを予定しているのか、よろしくお願いいたします。

それから次に、その裏の34ページをお開きください。一番上段の道路新設改良費のところでございますけれども、当工事は一部新設なのか、それとも一部改良なのか、両方にまたがるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、あと先ほど課長さんから説明ありましたが、59ページをお開きください。59ページの下段、負担金の居宅介護サービス、それから特例居宅介護サービス、この中で特例居宅介護サービスというのは全く新しいのですけれども、これは具体的にもうちょっとわかりやすく言えば、要するに要介護などの認定を受けていない人が介護を受けられるような特例なのかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいまご質問がありました33ページ、商工費の観光費の関係でございますが、まず13節の委託料につきまして454万円並びに工事請負費ということで694万3,000円計上させていただいております。内容を申しますと、こちら今年度国土交通省管轄の観光庁の補助事業でございます、新規事業でございます。内容につきましては、名称が観光地の「まちあるき」満足度向上整備支援事業というような内容になっておりまして、項目が2つございます。今回本町で手を挙げておりますのが13節委託料にあります大内宿の観光 와이파이 環境整備構築事業という部分とその下に工事の部分が出ていますが、大内宿の観光案内所のトイレ改修工事ということで、どちらも既に計画を上げておりまして、認定は受けております。

まず、15の工事の内容でございますが、トイレの改修事業ということで、今現在大内宿入りますとすぐ右手側の駐車場にありますトイレの改修工事の事業でございます。内容につきましては、今和式のトイレが6台ございます。また、洋式の便器も7台ございます。合わせて13台あるのですが、こちらの便器を新しいものに交換していくというような内容になっております。新しいトイレにつきましては、機能向上という項目も入っておりますので、温水の洗浄便座並びに暖房便座がついているものに一式13台交換する予定となっております。また、附属といたしまして、ハンドドライヤー2台、あとは洗面器、手洗いがございますが、これの自動水洗化等8台、またこちら外国のインバウンド向けの予算になっているようでございまして、案内表示の交換も13カ所予定しております。また、ベビーシート1台というような工事の内容になっております。

ワイファイのほうも環境整備のこちら委託料ということで、これは通信事業者、予算が決まれば事業者が決まってくるというような内容になっておりますが、通信事業者に委託しますワイファイの環境整備の構築委託料というような形になってございます。補正予算のほうご可決いただきますと、速やかに申請、また内示を受けまして工事の発注というような運びになってまいります、冬期間大内宿の雪祭りもございますので、なるべく早目に完了できるような工程を組みたいと、業者が決まればですが、考えております。

なお、ワイファイの環境につきましては、試験開始等は当然ございますが、運用といたしましては来年の4月からということの内容になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

59ページになりますが、居宅介護サービス給付費と特例居宅介護サービス給付費の違いということでございますが、これにつきましては事業者の区分でございます。居宅介護サービスにつきましては、県が指定する事業者でございます。2の特例居宅につきましては町が指定するということでございまして、先ほど説明しましたとおり本来居宅サービス、今回の件は、これホームヘルプサービスでございますが、基準で言いますと3名以上配置となっております。そのうち1名が管理者、それから2名のホームヘルパーが必要だということで、そのほかにその2名のうちで1人がサービス提供責任者ということで介護福祉士もしくは社会福祉士等の資格が必要となっております。これを今までは県の指定を受けておりましたが、サービス提供責任者が離職したということで、現在は3名以上の体制になっているのですが、介護福祉士もしくは社会福祉士の資格を持った方がいないということでございます。先ほど申しましたとおり介護保険法の中では町が特に認める場合は事業を展開してもいいというようなことになっておりまして、この事業者がなくなりますとさまざまな面で利用者に負担をかけるということで、町が特例的に認めた事業者でございます。この特例になりますと、そのデメリットとしましては町が指定するものですから、町のみでしか事業ができないという制約がかかっております。先ほど申しましたとおりできるだけ早く有資格者を雇用していただきまして、本来の県指定に戻っていただくということで現在も指導しております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほど7番、佐藤勤議員からの質問にお答えいたします。

34ページ、土木費の道路新設改良費におきます増額400万円の補正に関する内容ですけれども、こちら先ほど総務課長からの説明にもありましてとおり防災安全交付金事業におきます舗装補修という工事になります。ですので、継続で行ってきたわけですが、全面の舗装の打ちかえによる舗装の補修という工事になりますので、よろしく願います。

（「新規かどうか」の声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） 28年度からの継続事業なので。

（「新設か、一部改良か」の声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） ですから、新設というか、一帯がもうかぶっている状態ですので、今の舗装を外して、今の舗装を取っ払うという言い方もおかしいのですけれども、撤去いたしまして、新たな舗装が打たれるという状態になります。

（何事か声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） 願います。

（「改めて道路つくるとかじゃない」の声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） 道路自体はつくりませんので、今ある舗装を打ちかえる、要は

撤去して新たな舗装を打つという形になります。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 31ページの諸費の還付金です。町税過誤による部分の518万円についてお尋ねしますが、先日の全員協議会でいただいた資料によりますと、過年度（平成30年度分）処理一覧という資料をいただきました。これの中で最後の行、過年度還付116件で496万2,800円となっておりますが、今回9月補正では518万円ということになって、27万1,200円差がございますが、この全協の数字と今回9月補正の数字の違った理由をお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今ほどの猪股議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、前回全員協議会で出しました資料に関しましては間違っておりました。申しわけありません。正しくは22万2,900円という数字でございました。申しわけありませんでした。こちらにつきまして、22万9,600円につきましては22万2,900円ということで訂正させていただきます。申しわけありません。ちょっと金額が誤っておりました。失礼しました。先ほど申し上げましたが、全ての合計ということで518万円という追加の補正ということでよろしく願います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 何のために全協開いたのだと。説明だって、全協では職員のミスと言ったのではないですか。新聞報道ではやらなかった。今回の監査委員の説明でもそうでしょう。何で全協で正しいこと言えないの。6月に発覚して町長に報告して、速やかに処理しろと業務命令と言うとおかしいですけれども、町長から指示もらったのでしょうか。何カ月あったの。

今22万9,600円が22万2,900円だという訂正ありましたが、足して幾らになりますか。518万円になりますか。全協の資料だけで、今修正の部分、税務課長、修正しましたけれども、数字。どうですか。ならないのではないですか。

○議長（佐藤盛雄君） 税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの猪股議員からのご質問です。非常に申しわけありませんでした。

それで、内訳もう一度申し上げますが、過年度還付としましては30年度分で401万7,200円、それから27年度から29年度分でございますが、こちらの還付金が71万6,000円。それから、平成26年度分、こちら誤りありましたが、こちらが22万2,900円。そして還付する際の還付加算金、こちらが2万8,200円です。合計で498万9,000円と今後法人町民税、それから軽自動車税、固定資産税等におきましてもそれぞれ還付が予想されるということで、こちらの分としまして19万1,000円を計上、合わせて518万円の追加補正の計上となるようになります。大変申しわけありませんでした。よろしく願います。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 今の説明で多分読み間違えかと思うのですが、平成26年から28年の71万6,000円を平成26年から29年というふうに言いましたが、これ29年まで修正申告入っているわけですか。

○議長（佐藤盛雄君） 税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今の質問ですが、これは27年度から29年度分でございます。71万6,000円ということの金額になってございます。30年度分の昨年の分につきましては401万7,200円という金額になります。よろしくお願いします。

（「年度が合わないんじゃないですか。今の説明だと26年がどこか飛んじゃうんじゃないの。27年から29年」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 済みません。この間のお渡ししました分は申告年分で、たしか29年分の申告と26年から28年分の申告ということで、年度に直しますと27年度から29年度の町県民税ということで、30年度分ということで過年度分ということで、年度分での答えでした。申しわけありません。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 課長の説明がちょっと年度が、問いに対して答えのほうの数字が年度の部分で毎回と同じぐらい違うので、もう一度正しく落ちついて報告してください。お願いします。年度なのか、年なのか。

○議長（佐藤盛雄君） それでは、修正、数字の付け合わせをやるということで、暫時休議します。（午後 3時54分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午後 4時04分）

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどご指摘のありました年分と年度の考え方について私のほうからご説明を申し上げます。

表現が2つ、年度と年分という2つの表現で、大変紛らわしい表現になったかと思いますが、所得税の申告等に関しましては何年分というような表現を用いております。住民税の課税に対しましては何年度というような表現を用いておりますので、例えば平成26年分と言った場合住民税につきましては平成27年度の課税というようなこととなります。中身につきましてはどちらも平成26年の1月1日から12月31日までの所得に対しての課税となりますので、内容については同じ内容となりますが、ただ表現の違いで26年分、あるいは27年度というような2つの言い方になりますが、その辺は統一しまして再度ご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 失礼しました。今ほど総務課長のほうからありましたとおりなのですが、全協でお配りしました分につきましては平成29年分という、それから平成26年から28年分の修正申告というふうに書いてございました。そちらにつきましての金額ということと、あと補正に関しましてはこちらで町民税還付金、それから

加算金におきましては総額で475万600円ということで、それから法人税、自動車税、固定資産税で19万1,400円ほど、総合計494万円の還付金ということと、あと26年分ということで24万円、合わせて518万円ということで、494万円と24万円の分で518万円ということで計上させております。

以上でございます。失礼しました。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の

件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 4時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員